

マレーシア

製造業投資

100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%

18.5%

2.9%

SCAN PROCESS

政策・優遇措置・制度 ■

MIDA

MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY



著作権

本書の内容を、マレーシア投資開発庁(MIDA)の書面による事前の許可なく、電子的な手段や、複写、録画により、またはその他何らかの形態や手段により、再生することも、検索システムに保存することも禁じる。

免責事項

MIDAは、掲載情報について発行時点での最新性と正確さに万全を期した。MIDAは本ガイドブックで公表された不正確な情報や脱落に対して、責任を負うことができない。

最新の情報については、MIDAのウェブサイトをご覧ください。

www.mida.gov.my

©MIDA – All rights reserved



ロケーション

マレーシアは赤道附近、東南アジアの中心に位置している。半島マレーシアは、アジア大陸最南端にある11の州からなり、残るサバとサラワクの自治州はボルネオ島北部と西部の海岸沿いに位置する。

The image shows a tall, modern glass skyscraper under a blue sky with scattered white clouds. At the top of the building, a large sign displays the MIDA logo in blue and red. A construction crane is visible on the roof. The building's facade is composed of a grid of glass windows and metal frames. A red rectangular box is overlaid on the lower portion of the image, containing Japanese text.

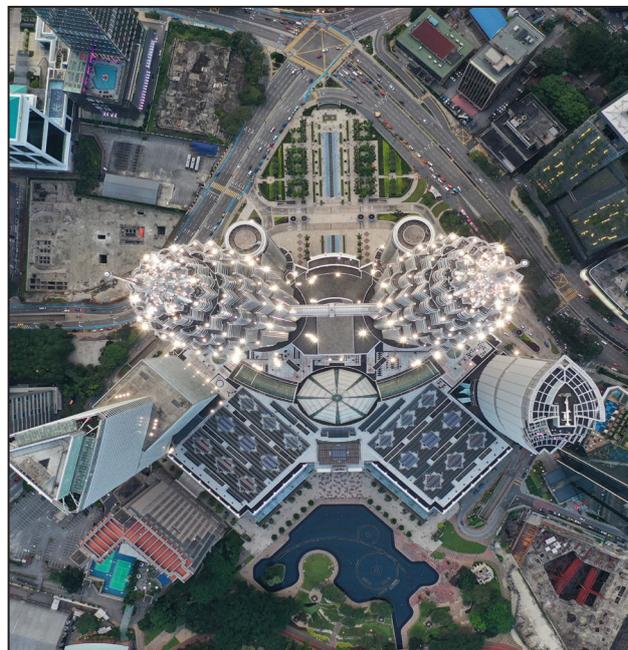
MIDA

マレーシア投資開発庁(MIDA)は国際通商産業省の傘下にある機関で、マレーシアにおける製造業およびサービス産業への投資を監督・促進する役割を担っています。MIDAは本部をクアラルンプール・セントラルに構え、12か所の国内事務所と21か所の海外事務所を有します。MIDAは、企業が本地域の技術革命を起点とする事業機会を捉えるための戦略的パートナーであり続けます。詳しくは www.mida.gov.my をご覧ください。またツイッター、インスタグラム、フェイスブック、リンクトイン、ユーチューブ・チャンネルでのフォローをお願いします。

マレーシア: 豊かな事業機会に出会える国

戦略的なロケーション

マレーシアは、東南アジアの中央に位置する。インド洋と南シナ海の間という戦略的な要所にあり、主要な航空会社、船会社はすべてマレーシアに乗り入れている。持続可能で強固な経済的基礎、事業を受け入れやすい環境、未来を見据えた戦略、ダイナミックな熟練労働層に加え、マレーシアは域内においてコスト競争力がある投資対象国であるとともに、シェアードサービスと主導的技術産業の受け入れ先として急速に人気が高まっている。



全地域



33万平方キロメートル
(12万7千平方マイル)

人口



3,270万人
(2020年推計)

通貨



通貨マレーシアリンギット (RM) は
100 センで1リンギット

主な言語



ビジネス英語が広く普及。多言語を話す国民は、英語、中国語、ヒンディー語、タミル語に堪能。

気候



熱帯性気候 - 年間を通じて暖かく、晴天の日が多い。
日中の気温は33°C (90°F)、夜間は22°C。

政体



議会制民主主義、
立憲君主制

主な州



13州と3つの連邦直轄領からなる連邦国家

主な宗教



信教の自由を憲法が保障。イスラム教、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教が普及。

経済的影響

マレーシアの経済・輸出構造はきわめて多様であり、下支えとなる労働市場、低水準で安定したインフレ率、堅牢で手厚い資本に守られた金融部門、国際収支に比して健全な経常収支が特徴。

マレーシアにおける事業は、3,270万の国民と6億人を超えるASEAN市場を対象とする。

2021年におけるマレーシアの主要輸出品目は以下の通り:

1. 電気・電子製品
2. 石油製品
3. ゴム製品
4. 薬品・化学製品
5. 金属製品
6. パーム油
7. 機械設備および部品
8. 光学・科学機器
9. 液化天然ガス
10. パーム油由来工業製品

ダイナミックな熟練労働層

訓練に応えられる教育水準の高い多言語対応で多様な労働層からなるタレントプールが、マレーシアの経済成長の基盤となる。マレーシアには国公立と私立の高等教育機関がそれぞれ20校および50校超あり、加えて1,400校を上回る技術職業教育訓練(TVET)専門校がある。これらは、マレーシアにおけるタレントプールの成長を支えるために、様々な省により設立された。

マレーシアの労働力の中心をなすのは、25-29歳の若年層で、全人口の18%を占め、その数は280万人。次いで30-34歳と35-39歳の集団がそれぞれ15.8%、13.5%を占める。

マレーシアのタレントプールの総計は1,570万人で、男女比は男性910万人、女性580万人である。うち最大で4.8%の人々が高等教育を受けており、28.2%が技能職に就いている。

多様な民族性を反映し、マレーシアの労働層は多言語に対応する。主要な使用言語はマレーシア語(マレーシア公用語)、英語、中国語、タミル語。

金融システム

マレーシアの公式通貨はマレーシアリングgit(RM)で、1リングgitは100セン。

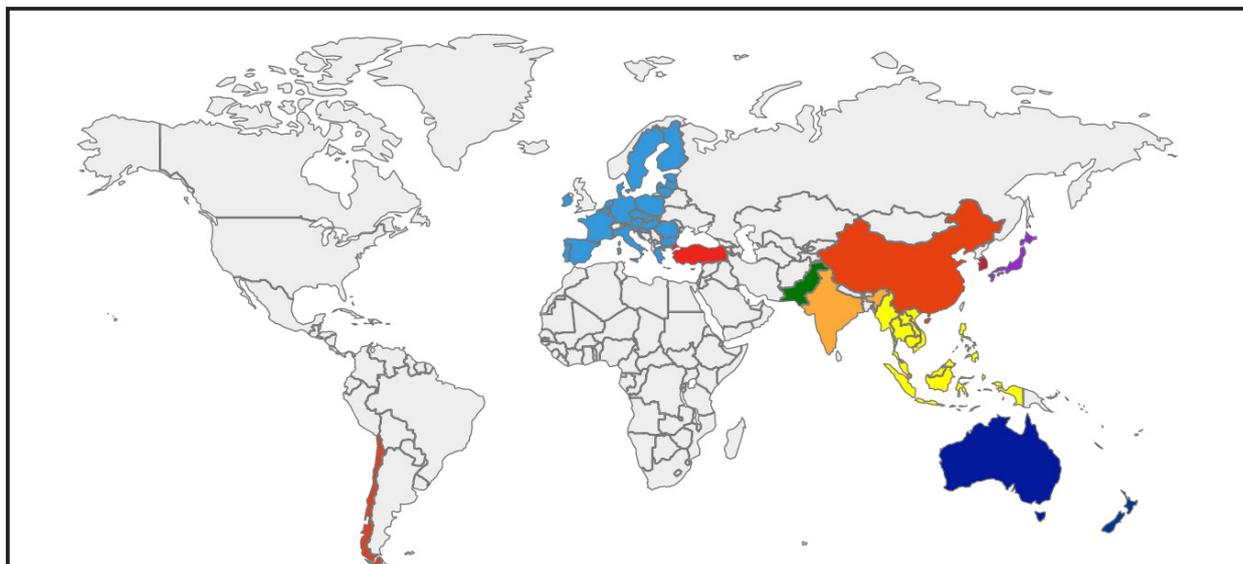
リングgitの為替レートは、種々の通貨の貿易額調整バスケットに対する管理変動相場制により決まる。

貿易パートナーシップ

2021年におけるマレーシアの主要貿易相手国は以下の通り:

1. ASEAN
2. 中華人民共和国
3. アメリカ合衆国(USA)
4. 欧州連合
5. 日本

また、マレーシアは16の自由貿易協定(FTA)に署名しており、うち14を実施している。実例は以下の通り:



2国間FTA

- マレーシア・日本経済連携協定 (MJEPA)
- マレーシア・パキスタン経済提携緊密化協定 (MPCEPA)
- マレーシア・ニュージーランド自由貿易協定 (MNZFTA)
- マレーシア・インド包括的経済協力協定 (MICECA)
- マレーシア・チリ自由貿易協定 (MCFTA)
- マレーシア・オーストラリア自由貿易協定 (MAFTA)
- マレーシア・トルコ自由貿易協定 (MTFTA)

域内 FTA

- ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)
- ASEAN・中国自由貿易協定
- ASEAN・韓国自由貿易協定 (AKFTA)
- ASEAN・日本包括的経済連携 (AJCEP) 協定

- ASEAN・インド自由貿易協定 (AIFTA)
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)
- ASEAN・香港自由貿易協定 (AHKFTA)

マレーシアは以下の協定の調印国でもある:

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

および

地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

世界におけるマレーシアの位置

マレーシアは世界で最も成長が速い地域のひとつである。同国は、投資対象として新興国の間でトップクラスにあり、投資家保護、事業ニーズの円滑化への反応の良さはよく知られている。

2位

東南アジアにおける貿易および連結性

(DHL国際連結性指数2020年版)

2位

ASEAN域内での事業環境の快適さ

(世界銀行事業環境の現状レポート 2020年版)

2位

少数投資家の保護環境

(世界知的所有権機関(WIPO)グローバル・イノベーション・インデックス2021年版)

2位

投資家保護

(世界銀行事業環境の現状レポート 2020年版)

4位

製造業ハブとしての競争力の高さ (17経済地域中)

(KPMG および Manufacturing Institute、製造業運営コスト2020年版)

5位

2021年の最も魅力的な新興市場

(ブルームバーグ、2020年)

6位

人財エンプロイアビリティ

(世界人財競争力に関する国際指数 2020年版、GTCI 2020)

13位

クラスター開発状況と深さ

(世界知的所有権機関(WIPO)グローバル・イノベーション・インデックス2021年版)

25位

産学研究協力

(世界知的所有権機関(WIPO)グローバル・イノベーション・インデックス2021年版)

目次

第1章		
マレーシアで事業を始める	13	
1. 製造業プロジェクトの認可	14	
1.1 1975年工業調整法	14	
1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン	14	
2. マレーシアでの企業体の登録	14	
2.1 個人事業・事業組合の登記	14	
2.2 企業の登記	14	
2.2.1 企業の種類	14	
2.2.2 有限責任株式会社	14	
2.2.3 会社設立手続き	14	
2.2.4 MyCoID	14	
2.2.5 クライアント憲章	14	
2.2.6 現地法人の設立要件	14	
2.3 外国企業の登録	16	
2.3.1 登記手続き	16	
2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成	17	
2.4.1 有限責任事業組合の特徴	17	
2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者	17	
2.4.3 登記手続き	17	
2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換	17	
2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件	18	
2.5 E-サービス	18	
3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン	18	
4. 駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)の設立	18	
4.1 駐在員事務所(RE)	18	
4.2 地域事務所(RO)	19	
第2章		
マレーシアで貴社事業のための投資優遇措置と円滑化サービスを受ける	21	
1. 一般製造業のための優遇措置	22	
1.1 製造企業に対する主な優遇措置	22	
1.1.1 パイオニア・ステータス	22	
1.1.2 投資税額控除	22	
1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることを「望ましい」の定義	22	
1.2 ハイテク企業に対する優遇措置	22	
1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置	23	
1.4 小規模企業に対する優遇措置	23	
1.5 製造業に対する追加的優遇措置	23	
1.5.1 再投資控除	23	
1.5.2 PENJANA(国民経済回復計画)における特別税控除	24	
1.5.3 PENJANAにおける製薬業界向け優遇措置	24	
1.5.4 PENJANAにおける追加的再投資控除(RA)	24	
1.5.5 加速減価償却	24	
1.5.6 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置	25	
1.5.7 グループ控除	25	
1.5.8 オートメーション化資本控除(オートメーションCA)	25	
2. 特定産業に対する投資優遇措置	25	
2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置	25	
2.2 自動車産業に対する優遇措置	26	
2.3 造船業・船舶修理(SBSR)業界への優遇措置	26	
2.3.1 SBSR業界への税制優遇	26	
2.4 機械・機器(M&E)業界への優遇措置	26	
2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置	27	
2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置	27	
2.6.1 バイオネクス・ステータス企業への優遇措置	27	
2.6.2 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース関連の資金供給	27	
2.7 農業部門に対する優遇措置	28	
2.7.1 農業に対する主な優遇措置	28	
2.7.2 農産品(食料生産)への優遇措置	28	
2.7.3 ハラル製品に対する優遇措置	28	
2.7.4 農業および資源ベース部門に対する追加的優遇措置	29	
2.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置	30	
3. 環境マネジメントに対する優遇措置	30	
3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置	30	
3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置	31	
4. 研究開発に対する優遇措置	32	
4.1 研究開発に対する主な優遇措置	32	
4.2 研究開発に対する追加的優遇措置	33	
5. 研修に対する優遇措置	34	
5.1 訓練に対する追加的優遇措置	34	
5.2 雇用前研修に対する控除	34	
5.3 従業員以外の研修に対する控除	34	
5.4 特別産業建物控除	34	
5.5 教育施設に対する免税	34	
5.6 ロイヤリティ支払いの免税	34	
5.7 人的資源開発基金(HRDF)	34	
5.8 認可された研修経費の二重控除	34	
5.9 構造化インターンシップ・プログラム(SIP)に対する税制優遇措置	34	
6. オートメーションおよびデジタル・トランスフォーメーションに関する優遇措置	35	
6.1 ICT機器およびソフトウェアのための資本控除	35	
6.2 スマート・オートメーション助成金(SAG)	35	

目次

7. その他の優遇措置	35	7. 売上税とサービス税	45
7.1 産業建物控除(IBA)	35	7.1 売上税	45
7.2 MSCマレーシア内のIBA	35	7.1.1 1売上税の税率	45
7.3 監査費用控除	35	7.2 サービス税	45
7.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置	35	7.2.1 課税対象サービス	45
7.5 資産の撤去や移転のための費用に対する税制優遇措置	35	7.2.2 課税	45
7.6 所有権取得に対する優遇措置	36	7.2.3 サービス税の税率	45
7.7 輸入税と売上税の免除	36	7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率	46
7.8 環境保護活動への寄附	37	8. 輸入税	46
7.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置	37	9. 物品税	46
8. サービス業界への円滑化および優遇措置	37	10. 二重課税条約	46
8.1 地域事業	37	第4章	
8.2 研究開発 (R&D)	37	マレーシアへの入国と就労	49
8.3 石油・ガス (O&G) サービス	37	1. マレーシアへの入国要件	50
8.4 ホスピタリティ・サービス	37	1.1 パスポートまたは旅行証明書	50
8.5 教育および工業訓練サービス	37	1.2 ビザの要件	50
8.6 医療およびヘルスケア・サービス	37	1.3 必要なパス	50
8.7 物流およびサプライチェーン・サービス	37	1.3.1 訪問パス(社交)短期	50
8.8 環境管理	37	1.3.2 訪問パス(社交)長期	51
8.9 IP 開発のための優遇措置	38	1.3.3 訪問パス(一時就労)	51
8.10 デジタル・サービス	38	1.3.4 雇用パス	51
8.11 その他のサービス業界	38	1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP)	51
8.11 Other Service Industries	38	1.3.6 扶養家族パス	51
第3章		1.3.7 学生パス	51
マレーシアでの納税義務を最適化する	41	2. 外国人駐在員の雇用	51
1. マレーシアの税制	42	2.1 外国人駐在員ポストの種類	52
2. 課税対象所得の種類	42	2.1.1 キー・ポスト	52
3. 法人税	42	2.1.2 タイム・ポスト	52
3.1 在留資格	42	2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン	52
3.2 法人税率	42	3. 外国人ポストの申請	53
3.3 税の徴収	42	3.1 MyFutureJobs	53
3.4 税額控除	42	4. 外国人労働者の雇用	53
4. 個人所得税	43	第5章	
4.1 在留資格	43	マレーシアの人材プールを採用する	57
4.2 個人の所得税率	43	1. 人的資源の開発	58
4.2.1 個人所得税控除	43	1.1 工業技能訓練施設	58
4.2.2 税額払い戻し	44	1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp)	59
4.3 非居住者たる個人	44	2. 労働費用	59
5. 源泉税	44	3. リクルートの手段	59
6. 不動産譲渡益税	44		

目次

4. 労働基準	59	第7章	
4.1 1955年雇用法	60	マレーシアにおける知的財産保護	77
4.2 サバ州とサラワク州の労働法令	60	1. 特許	78
4.3 1991年被雇用者積立基金法	60	2. 商標	78
4.4 1969年被雇用者社会保障法	61	3. 工業デザイン	78
4.5 1952年労働者災害補償法	62	4. 著作権	78
4.6 1994年職業安全保健法 (OSHA)	62	5. 半導体集積回路のレイアウト・デザイン	79
5. 労使関係	64	6. 地理的表示	79
5.1 労働組合	64	7. 知的財産 (IP) 価値評価	79
5.2 1967年労使関係法	64	8. IP融資	79
5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係	64	9. IP権マーケットプレイス	79
第6章		10. IP開発の動機づけ	79
マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する	67	第8章	
1. マレーシアの金融制度	68	環境の持続可能性の確保	83
1.1 中央銀行	68	1. 政策	84
1.2 金融機関	68	2. 環境に関する必要事項	84
1.2.1 イスラム金融産業	68	2.1 規制対象事業に対する環境影響評価(EIA)	84
1.2.2 開発金融機関	69	2.2 用地適性評価	88
2. 輸出信用リファイナンス-i	70	第9章	
2.1 融資の方法	70	マレーシアのインフラとアメニティを貴社事業に活用する	91
2.2 融資期間と委託証拠金	70	1. 工業用地	92
2.3 支払い	70	1.1 工業団地	92
3. マレーシア資本市場	71	1.2 自由地域	92
3.1 マレーシア証券委員会	71	1.2.1 自由商業地域 (FCZs)	92
3.2 プルサ・マレーシア (Bursa Malaysia)	71	1.2.2 自由工業地域 (FIZs)	93
4. ラブアン金融サービス	73	1.3 保税工場	93
4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブアン FSA)	73	2. 電力供給	93
4.2 ラブアン IBFCでの事業運営	73	3. 給水	93
4.3 ラブアンIBFC の事業活動	73	4. 通信サービス	93
5. 外国為替政策	73	5. 航空貨物施設	94
5.1 非居住者に対する規則	74	6. 海港	94
5.1.1 マレーシアへの投資	74		
5.1.2 実行可能な国内での融資	74		
5.1.3 支払いと受け取り	74		
5.1.4 外国為替 (FX) ヘッジング	74		
5.1.5 リンギットおよび外貨建て口座	74		
5.2 居住者に対する規則	74		
5.2.1 外貨資産への投資	74		
5.2.2 オンショア借入とオフショア借入	74		
5.2.3 支払いと受け取り	75		
5.2.4 FX ヘッジング	75		
5.2.5 外貨口座	75		

目次

7. 貨物輸送	94	附属資料	
7.1 コンテナ輸送	94		
7.2 貨物輸送	95	附属資料 I	123
		パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる奨励事業および奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
8. 幹線道路	95		
		附属資料 II	217
9. 鉄道サービス	95	パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となるハイテク企業向け奨励事業と奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
10. デジタル・インフラ	95		
第10章 その他の投資促進機関	99	附属資料 III	129
1. バイオエコノミー公社	100	パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる小規模企業向け奨励事業と奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
2. 東海岸経済地域開発委員会 (ECERDC)	100		
3. ハラル開発公社 (HDC)	100	附属資料 IV	131
4. インベストKL	100	パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる特定産業向け奨励事業と奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA)	100	附属資料 V	135
6. マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC)	100	再投資向け奨励事業と奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
7. 北部回廊実行庁 (NCIA)	101		
8. 地域回廊開発庁 (RECODA)	101		
9. サバ経済開発投資庁 (SEDIA)	101		
Useful Contacts	103		
行政機関	104		
関連団体	106		
国際通商産業省 (MITI) 海外事務所	108		
マレーシア投資開発庁 (MIDA) 海外事務所	109		
マレーシア投資開発庁 (MIDA) 国内事務所	112		
マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) 海外事務所	114		
マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) 国内事務所	120		

第1章

マレーシアで事業を始める





1. 製造業プロジェクトの認可

- 1.1 1975年工業調整法
- 1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

2. マレーシアでの企業体の登録

- 2.1 個人事業・事業組合の登記
- 2.2 企業の登記
 - 2.2.1 企業の種類
 - 2.2.2 有限責任株式会社
 - 2.2.3 会社設立手続き
 - 2.2.4 MyCoID
 - 2.2.5 クライアント憲章
 - 2.2.6 現地法人の設立要件
- 2.3 外国企業の登録
 - 2.3.1 登記手続き
- 2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成
 - 2.4.1 有限責任事業組合の特徴
 - 2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者
 - 2.4.3 登記手続き
 - 2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換
 - 2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件
- 2.5 E-サービス

3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン

4. 駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)の設立

- 4.1 駐在員事務所 (RE)
- 4.2 地域事務所(RO)

マレーシアで事業を始める

マレーシアは事業を開始するには理想的な国で、万人のニーズに合わせて幅広い事業体を登記できる。下調べをするにしろ、本格的に製造施設の設立に関与するにしろ、貴社がマレーシアで事業を開始できるようにする適切な事業体が存在する。

1. 製造業プロジェクトの認可

1.1 1975年工業調整法

1975年工業調整法(ICA)に基づき、製造業企業は国際通商産業省(MITI)に製造ライセンスを申請する必要がある。その対象は、株主資本(shareholders' funds)が250万リンギット以上、またはフルタイム(常勤)の有給従業員75人以上を雇用する製造業企業である。

製造ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

製造業セクターの秩序ある発展と成長を維持するために制定された工業調整法(ICA)には、以下の通り定義されている。

- 「製造活動」とは、物品や物質を使用、販売、輸送、引き渡し、処理する目的で、それらを製作、加工、混合、装飾、仕上げまたは処理、改造することを指し、これには部品の組立てや船舶の修理は含まれるが、通常小売りや卸売業に関連する活動は含まれない。
- 「株主資本(shareholders' funds)」とは、企業の払込資本金、準備金、利益処分勘定残高の総計である。
 - ❖ 払込資本金とは優先株と普通株の合計で、固定資産の再評価で得られた資本準備金により発行された特別配当株(ボーナスシェア)は含まれない。
 - ❖ 準備金とは、固定資産の再評価で得られた資本準備金や、資産価値の減価償却、更新、または代替および減少に当てる引当金以外の準備金を指す。
- 「フルタイム有給従業員」とは、通常該当事業所での労働時間が1日6時間以上、かつ年間平均労働日数が月20日以上を年間12か月行い、当該事業所から給与を受け取っているすべての者と定義されている。これには、出張販売、エンジニアリング・サービス、メンテナンス、修理に携わる者で、該当事業所の管理下にあり給与を受け取っている者が含まれる。また、会社の取締役で、取締役会に出席するだけの役割に対して報酬を受け取っている場合以外の者も、フルタイム有給従業員に含まれる。

1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

マレーシアにおける工業プロジェクト認可のための政府のガイドラインは、下記の基準に基づく。

- ✓ プロジェクトにおける従業員1人当たりの投下資本(CIPE)が14万リンギット以上である。
- ✓ フルタイムの従業員の80%以上がマレーシア人である。アウトソースの労働者を含む外国人労働者の雇用は現在の政策に準拠する。
- ✓ 経営・技術・管理(MTS)レベルの従業員の総数が全従業員数の25%以上であるか、附加価値(VA)が40%以上である。

生産能力の拡張と生産品目の多角化

生産能力の拡張や、追加製品の製造による生産品目の多角化を希望する製造ライセンス取得済み企業は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に申請する必要がある。

2. マレーシアにおける事業体登記

マレーシアでの事業実施方法

マレーシアでの事業形態は以下の通り。

- ❖ 自営の個人事業、または
- ❖ 2人以上(ただし20名以下)による事業組合、または
- ❖ 現地法人、または
- ❖ 外国企業、または
- ❖ 有限責任事業組合(LLP)

2.1 個人事業・事業組合の登記

最初の2種類の事業、個人事業および事業組合は、1956年事業登記法に基づきマレーシア企業委員会(SSM)へ登記しなければならない。事業組合において、その資産が不十分である場合、組合員は事業組合の債務や負債に対して共同または別々に責任を負う。各組合員の権利義務を規定するために、正式な事業組合証書を作成することもできる。ただしこれは法的義務ではない。個人事業および事業組合の所有者になれるのは、市民または永住持者のみである。

2.2 企業の登記

2016年会社法は、マレーシアにおける全企業の準拠法である。同法の規定により、いかなる事業を行う際にも、マレーシア企業委員会(SSM)に会社の登記を行わなければならない。

2.2.1 企業の種類

2016年会社法に基づき設立できる企業の種類は3種類である。

- a. 有限責任株式会社とは、出資者の責任が、未払いを含む所有する株式の額までに限定されるという原則に基づき設立された企業。

- b. 保証有限責任会社とは、会社清算時の出資者の責任が、会社の資産に寄与した額までに限定される企業。
- c. 無限責任会社とは、出資者の責任に限度を定めないという原則に基づいて設立された企業。

2.2.2 有限責任株式会社

マレーシアで最も一般的な会社形態は、有限責任株式会社である。有限責任株式会社は、非公開有限責任会社(社名の一部に、「Sendirian Berhad」または「Sdn. Bhd.」という文字があることによって識別できる)か、公開有限責任会社(社名の一部に、「Berhad」または「Bhd.」という文字があることによって識別できる)のいずれかの形態で法人化されている。以下のような授権資本を有する企業は、非公開会社として設立され、非公開会社として存続できる。

- ❖ 株式譲渡の権利を制限している。
- ❖ 株主の数を50人以下に制限している。ただし、当該企業またはその子会社の従業員、および当該企業またはその子会社の元従業員を除く。
- ❖ 株式および社債の公募を禁止している。
- ❖ 利付きであるか無利子であるかに関わらず、期限付きの要求払い勘定での供託金の公募を禁止している。

公開会社として会社を設立することも、あるいは、2016年会社法第41項の規定に従い、非公開会社を公開会社に変更することもできる。公開会社は、下記の条件を満たすことによって株式を一般公募することができる。

- ❖ 2007年資本市場およびサービス法に基づき、発行目論見書が証券委員会に登録されている。
- ❖ 交附日または交附日前に、発行目論見書の写しがマレーシア企業委員会(SSM)に提出されている。

2.2.3 会社設立手続き

会社を設立するには、申請書をMyCoID2016ポータルを通じて、下記の情報とともに、マレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

- ✓ 申請会社の社名。
- ✓ 非公開または公開いずれかの会社の形態。
- ✓ 申請会社の業務の性質。
- ✓ 登記住所。
- ✓ すべての株主の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- ✓ 取締役となるすべての人の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- ✓ 有限責任株式会社の場合、株主が保有することになる株式の種類と持ち株数の詳細。
- ✓ 保証有限責任会社の場合、会社清算の際に、株主が会社資産に寄与することを引き受ける総額。

申請は、有限責任株式会社の場合は1,000リンギット、保証有限責任会社の場合は3,000リンギットの申請料を添えて提出しなければならない。

提出された情報が十分であれば、登記通知が申請者にEメールで送信される。この通知は、登記に関する必須要件や、登記に先立つ事項や附随的な事項を満たした確認となる。

2.2.4 MyCoID

マレーシア企業委員会(SSM)での一括申請によって会社が設立されると、MyCoIDを使用することにより、被雇用者積立基金(EPF)、マレーシア国税局(IRB)、社会保障協会(SOCSO)、中小企業公社(SME公社)、人的資源開発基金(HRDF)に、データの自動追加と同時登録をすることができる。

2.2.5 クライアント憲章

マレーシア企業委員会(SSM)は、申請の手続き、認可、登録を、下記に記載された期限内に、迅速かつ正確に行う。

活動	期間
会社登記	
*会社の設立	1日
形態の変更	1日
社名変更	1日
公開会社の事業開始	1日
担保登録	2日
信託証書の認可	5日
目論見書の登録	3日
証明書なしの会社文書の写し	30分
証明書付き会社文書の写し	1時間

注記: 表示された期間は、支払いを受けてから証明書が発行されるまでの期間。

*会社を設立する前に、会社名の使用可能性と予約を申請することが可能。

2.2.6 現地法人が守るべき要件

会社は、会社法の規定で定められているすべての帳簿や文書を保管する事務所を、マレーシア国内に登録しておかなければならない。社章、公式書類、出版物、(もしあれば)ウェブサイトには、ローマ字ではっきりと明記された会社名と会社番号が表示されていなければならない。

会社は自己株式を取引したり、持株会社の株式を保有したりすることはできない。株主は、会社の株主総会における議決に対して、挙手によ

り投票する権利を有する。投票の場合、会社の株式1株につき1個の議決権が与えられる。

会社秘書役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地とする成年たる自然人でなければならない。秘書役は規定された組織の会員か、マレーシア会社登記局により許可を得た者でなければならない。また会社は、マレーシアにおける会計監査人として認定された会計監査会社を任命しなければならない。

さらに、非公開会社の場合は1名以上の取締役、公開会社の場合は2名以上の取締役を有する必要がある。それぞれの最低条件とされる取締役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地としなければならない。取締役の最低年齢は18歳で、2016年会社法(CA)では最高年齢は規定されていない。取締役は必ずしも株主である必要はない。

2.3 外国企業の登録

外国企業は、下記のようにしてマレーシアで事業を行うことができる。

- 現地法人を設立する。または
- マレーシアに支店を登録する。

外国企業は、2016年会社法(CA)において下記のように定義されている。

- マレーシア国外で法人化された会社、企業、共同体、団体、またはその他の組織。または、
- 起源地の法律に基づいて訴訟を起こすことや、起こされることが可能であるか、または、資産を所有する目的で、正式に任命された秘書や、組織の他の役員の名義で資産を所有している、本社あるいは事業の主要拠点をマレーシアに有しない、法人化されていない共同体、団体、またはその他の組織。

2.3.1 登記手続き

- a. 申請者は、まず初めに、設立する会社用に提案している社名が使用可能か否かを確認するために、社名検索を行わなければならない。外国企業の登記のために使用される社名は、その起源地で登記された社名と同様でなければならない。

申請書は、MyCoID2016ポータルを通じて、申請する社名1つにつき50リンギットの手数料とともに、マレーシア企業委員会(SSM)に提出する。希望する会社名がマレーシア企業委員会(SSM)によって許可されると、認可日から30日間予約状態となる。

- b. 社名について認可を受けたら、申請者は以下の登記書類を、認可日から30日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

- ✓ 2016年会社法(CA)562(1)項に基づく外国企業の登記申請書。
- ✓ 外国企業の設立または登記証明書の認証謄本。
- ✓ 外国企業の設立許可書、規則、基本定款と附属定款、または設立を定義しているその他法律文書の認証謄本。

- ✓ マレーシアに居住する取締役が外国企業の現地取締役会のメンバーである場合、その取締役の権限が外国企業によって執行されるか、または外国企業のために執行されることを明記した書面を、マレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

- ✓ 該当外国企業に送達されるべき通知を、外国企業に代わって受け取る、マレーシアに居住する人物(代理人)を指名した任命書または委任状。

- ✓ 社名予約の申請の写しと、外国企業の社名を許可したマレーシア企業委員会(SSM)からのEメールの写しからなる追加書類。

注:登記書類がマレーシア語または英語以外の言語で記述されている場合、マレーシア語または英語で表記され公証された翻訳が必要となる。

- c. 登録料は、下記の通りマレーシア企業委員会(SSM)に支払う。

授権資本金	料金 (RM)
1,000,000まで	5,000
1,000,001 – 10,000,000	20,000
10,000,001 – 50,000,000	40,000
50,000,001 - 100,000,000	60,000
100,000,001 以上	70,000

登記料金の確定に当たっては、まず、外国企業の授権資本を、実相場レートでマレーシア通貨(マレーシアリングギット)に変換する。

外国企業が授権資本を有していない場合、定額の70,000リンギットをマレーシア企業委員会(SSM)に支払う。

- d. 登記手続きが遵守され、適切に作成された登記書類が提出されると、マレーシア企業委員会(SSM)は、登記状を発行する。
- e. 認可をもって、会社またはその代理人には、2016年会社法(CA)を確実に遵守する責任が生じる。会社の詳細や会社名の変更は、変更日から14日以内に必要費用とともにマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。会社の株主資本の変更は、変更から14日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。すべての企業は、適正な会計帳簿を保存しておかなければならない。年次報告書は、歴年に1度、登記応当日から30日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

注:外国人には、弁護士・事務弁護士、会計士、秘書業務会社のサポートを受けることが勧められている。

2.4 Limited Liability Partnership (LLP)

2.4.1 有限責任事業組合の特徴

有限責任事業組合 (LLP) は、2012年有限責任事業組合法の規制を受ける代替事業体で、企業と従来の事業組合の特徴を組み合わせたものである。

有限責任事業組合 (LLP) は法人であり、各組合員とは異なる別の法人格を有する。他の法人と同様に、有限責任事業組合 (LLP) には永久継承権がある。組合員の変更は、有限責任事業組合 (LLP) の存在、権利、負債に影響を及ぼさない。有限責任事業組合 (LLP) は無制限の法的能力を持ち、訴訟を起こすことも起こされることも可能で、財産を買収、所有、保有、開発または処分することができる。有限責任事業組合 (LLP) は、法人が法的に行い、受けることのできるその他の行為および事項を行い、受けることができる。有限責任事業組合 (LLP) は、設立、維持、解散に関して簡便かつ柔軟な手続きを有する事業体である。

新規の有限責任事業組合 (LLP) および LLP への転換の登録手数料は500リンギットである。名称の予約申請手数料は30リンギットである。

2.4.2 有限責任事業組合 (LLP) の設立有資格者

有限責任事業組合 (LLP) は最低2人 (全部または一部が個人または法人) から設立でき、有限責任事業組合 (LLP) 合意書の条件に従って、利益を目的としたいかなる合法的な事業を行うこともできる。任意の個人または法人が組合員になれる。

ただし、専門業務を営む有限責任事業組合 (LLP) は、同業の専門家である自然人で構成されねばならず、登記官が認可した有効な専門職業人賠償責任保険を締結しなければならない。

有限責任事業組合 (LLP) は下記の事業により設立される。

- ❖ スタートアップ、または
- ❖ 中小規模事業。または
- ❖ 専門業者、または
- ❖ ジョイントベンチャー、または
- ❖ ベンチャーキャピタリスト。

2.4.3 登記手続き

有限責任事業組合 (LLP) を登記するためのすべての申請書類は MyLLP ポータルを通じて提出する。申請者は以下の情報を提供し、料金500リンギットを支払う必要がある。

- ✓ 予定組合名
- ✓ 事業の性質
- ✓ 登記事業所の住所

- ✓ 組合員の氏名と詳細
- ✓ コンプライアンス担当役員の氏名と詳細
- ✓ 承認状 (専門業務の場合)。

有限責任事業組合 (LLP) 登記のための申請要件が満たされると、当局は有限責任事業組合 (LLP) を登記し、登記通知と登記番号を発行する。登記通知は、有限責任事業組合 (LLP) が登記されたことを確認するものとなる。有限責任事業組合 (LLP) の登記は、当該 LLP の事業に関わる他の法律上の要件が満たされたことを意味するものではない。有限責任事業組合 (LLP) の会社名の末尾は、「Perkongsian Liabiliti Terhad」または「PLT」となる。

2.4.4 有限責任事業組合 (LLP) への転換

新規登記とは別に、既存の法人を有限責任事業組合 (LLP) に転換することもできる。転換が可能な法人は下記の通り。

- 1956年事業登記法に基づき登記された従来の事業組合、または2人以上で設立された専門業務を営む事業組合。もしくは、
- 2016年会社法 (CA) または以前の同様の法律に基づき設立された非公開会社。

従来型の事業組合を有限責任事業組合 (LLP) に転換するための必要条件は下記の通り。

- ❖ 組合員が同一で、他の組合員がないこと。
- ❖ 申請日時点で、従来型事業組合の債務が返済可能とみられること。
- ❖ 専門業務の場合、監督当局からの承認状があること。

非公開会社が有限責任事業組合 (LLP) に転換するための必要条件は下記の通り。

- ❖ 株主が同一で、他の株主がないこと。
- ❖ 資産に対して持続的な担保権が存在しないこと。
- ❖ 申請日時点で負債の支払い能力があること。
- ❖ 政府機関に対する法定手数料を完済していること。
- ❖ 広く新聞や官報で告知していること。
- ❖ すべての債権者が転換に同意していること。

有限責任事業組合 (LLP) への転換に伴う影響は下記の通り。

- 従来型事業組合や非公開会社の資産、権利、特権、義務、負債は、有限責任事業組合 (LLP) に譲渡される。
- 未決の手続きは、有限責任事業組合 (LLP) に対して、または LLP により継続、完了、または執行される。
- 既存の合意や契約は、有限責任事業組合 (LLP) を当事者として継続される。

- 従来型事業組合からの転換の場合、転換前に発生した負債や義務に対する組合員の法的責任は、(有限責任事業組合(LLP)と共同または別々に)継続する。
- 非公開会社からの転換の場合、変更前に発生した負債や義務に対する法的責任も有限責任事業組合(LLP)に継続される。

2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件

有限責任事業組合(LLP)は、組合員の1人か2016年会社法(CA)に基づく秘書役の有資格者を、コンプライアンス担当役員として少なくとも1名指名しなければならない。コンプライアンス担当役員は、マレーシアの市民権か永住権の保持者で、通常マレーシアに居住している者でなければならない。破産請求された者や、1965年会社法に基づき取締役として不適任とされた者は、コンプライアンス担当役員になることはできない。

有限責任事業組合(LLP)は、連絡や通知が可能な登記住所を、マレーシア国内に保持しなければならない。有限責任事業組合(LLP)には、発行された登記通知書、有限責任事業組合(LLP)の合意書の写し、各組合員とコンプライアンス担当役員の名簿と住所録、最新の年次申告書の写し、担保設定証明書があればその写しを、登録事務所に保管する義務がある。

有限責任事業組合(LLP)の正確で公正な状態を示すために、有限責任事業組合(LLP)には会計記録を保管する義務がある。有限責任事業組合(LLP)の合意書で定められていない限り、監査役を指名する必要はない。

2.5 E-サービス

従来のカウンターでのサービスに加え、マレーシア企業委員会(SSM)は、オンラインでの提出と製品購入のための代替手段としてE-サービスを導入している。E-サービスのポータルは下記の通り。

- 事業の登録、更新、詳細変更、終了を行うEzbiz Online
- 企業の登記、詳細変更、料金支払いを行うMyCoID
- 有限責任事業組合(LLP)の登記、詳細変更、年次申告書、清算を行うMyLLP
- 企業および事業情報書類の画像や、デジタル認証された真正の写し(DCTC)などの製品購入を行うためのSSM e-info および MyData
- 企業の年次報告書、財務諸表、報告書などを提出するためのMBRS。

詳細情報は、以下のマレーシア企業委員会(SSM)のウェブサイト参照。www.ssm.com.my

3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン

マレーシアは常に製造業への投資を歓迎している。製造業へのマレーシア人の参画が高まることを願って、政府はマレーシア企業と外国人投資家との合併を奨励している。

新規、拡張または多角化事業に対する出資比率政策

2003年6月以降、輸出水準にかかわらず、あらゆる新規事業への投資や、既存企業による拡張/多角化プロジェクトへの投資において、外国資本による100%の保有が認められている。

出資比率政策は以下の場合にも適用される。

- 以前は製造ライセンスの取得が免除されていた会社が、株主資本金を250万リンギット以上に増資した、またはフルタイムの従業員数が75人以上になったことにより、製造ライセンスの取得が必要となった場合。
- 製造ライセンスを取得している既存企業が出資比率条件の適用を除外されていた場合で、株主資本金が250万リンギット以上に達したため、出資比率条件を遵守することが求められる場合。

既存企業に対する出資比率政策

2003年6月17日以前に企業に課された出資比率および輸出条件は、そのまま継続される。ただし、企業はこれらの条件の取り消しを申請することができる。当局はそれぞれの場合の利点に応じて認可を行う。

株主所有権

出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。

4. 駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)の設立

駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)は、外国企業/機関が、本社/本部のために許可された活動を行うためにマレーシアに設立する一時的な事務所である。駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)は、マレーシアに恒久的な事業体を設立する前に、事業の実現可能性について評価を行う。駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)の設立にはマレーシア政府の認可が必要である。

駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)は、駐在員ポストを申請することができる。当該駐在員は管理職か専門職のみに就くものとし、職位の数は駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)の機能および活動次第である。

4.1 駐在員事務所(RE)

駐在員事務所(RE)は、外国企業/機関がマレーシアのとくに製造業界およびサービス業界における投資機会に関する情報を収集し、2国間の貿易関係を改善し、マレーシア製品の輸出を促進し、研究開発(R&D)を実施するために設立する事務所である。

4.2 地域事務所 (RO)

地域事務所 (RO)は、東南アジアおよびアジア太平洋における外国企業 / 機関の関連会社、子会社、代理店のための調整センターとなる事務所である。地域事務所 (RO)は、当該企業 / 機関が操業する地域において指定された事業の運営に責任を負う。

製造業界およびサービス業界サブセクター(銀行業および金融業を除く)に従事する地域拠点(RE) / 地域事務所(RO)の設立申請は、MIDAに提出しなければならない。

第2章

マレーシアで貴社事業のための投資優
遇措置と円滑化サービスを受ける

A hand in a dark suit jacket points towards the center of the page. A bright, glowing rectangular box with a white border contains the word "INCENTIVES" in large, white, sans-serif capital letters. The background is dark blue with a grid of hexagonal icons containing business-related terms like "CUSTOMER SERVICE", "TEAM WORK", "production", "MARKETING", "INNOVATION", "TRAINING", and "TIME MANAGEMENT".

INCENTIVES



1. 一般製造業のための優遇措置

- 1.1 製造企業に対する主な優遇措置
 - 1.1.1 パイオニア・ステータス
 - 1.1.2 投資税額控除
 - 1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることを「望ましい」の定義
- 1.2 ハイテク企業に対する優遇措置
- 1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置
- 1.4 小規模企業に対する優遇措置
- 1.5 製造業に対する追加的優遇措置
 - 1.5.1 再投資控除
 - 1.5.2 PENJANA(国民経済回復計画)における特別税控除
 - 1.5.3 PENJANAにおける製薬業界向け優遇措置
 - 1.5.4 PENJANAにおける追加的再投資控除(RA)
 - 1.5.5 加速減価償却
 - 1.5.6 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置
 - 1.5.7 グループ控除
 - 1.5.8 オートメーション化資本控除(オートメーションCA)

2. 特定産業に対する投資優遇措置

- 2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置
- 2.2 自動車産業に対する優遇措置
- 2.3 造船業・船舶修理(SBSR) 業界への優遇措置
 - 2.3.1 SBSR 業界への税制優遇
- 2.4 機械・機器 (M&E)業界への優遇措置
- 2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置
- 2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置
 - 2.6.1 バイオネクサス・ステータス企業への優遇措置
 - 2.6.2 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース関連の資金供給
- 2.7 農業部門に対する優遇措置
 - 2.7.1 農業に対する主な優遇措置
 - 2.7.2 農産品(食料生産)への優遇措置⁸
 - 2.7.3 ハラル製品に対する優遇措置
 - 2.7.4 農業および資源ベース部門に対する追加的優遇措置
- 2.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

3. 環境マネージメントに対する優遇措置

- 3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置
- 3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置

4. 研究開発に対する優遇措置 27

- 4.1 研究開発に対する主な優遇措置
- 4.2 研究開発に対する追加的優遇措置

5. 研修に対する優遇措置

- 5.1 訓練に対する追加的優遇措置
- 5.2 雇用前研修に対する控除
- 5.3 従業員以外の研修に対する控除
- 5.4 特別産業建物控除
- 5.5 教育施設に対する免税
- 5.6 ロイヤリティ支払いの免税
- 5.7 人的資源開発基金(HRDF)
- 5.8 認可された研修経費の二重控除
- 5.9 構造化インターンシップ・プログラム (SIP) に対する税制優遇措置

6. オートメーションおよびデジタル・トランスフォーメーションに関する優遇措置

- 6.1 ICT機器およびソフトウェアのための資本控除
- 6.2 スマート・オートメーション助成金 (SAG)

7. その他の優遇措置

- 7.1 産業建物控除(IBA)
- 7.2 MSCマレーシア内のIBA
- 7.3 監査費用控除
- 7.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置
- 7.5 資産の撤去や移転のための費用に対する税制優遇措置
- 7.6 所有権取得に対する優遇措置
- 7.7 輸入税と売上税の免除
- 7.8 環境保護活動への寄附
- 7.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

8. サービス業界への円滑化および優遇措置

- 8.1 地域事業
- 8.2 研究開発 (R&D)
- 8.3 石油・ガス (O&G) サービス
- 8.4 ホスピタリティ・サービス
- 8.5 教育および工業訓練サービス
- 8.6 医療およびヘルスケア・サービス
- 8.7 物流およびサプライチェーン・サービス
- 8.8 環境管理
- 8.9 IP 開発のための優遇措置
- 8.10 デジタル・サービス
- 8.11 その他のサービス業界
- 8.11 Other Service Industries

マレーシアで貴社事業のための投資優遇措置と円滑化サービスを受ける

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。根拠となる法律は、1986年投資促進法、1967年所得税法、1967年関税法、1976年物品税法、および1990年自由地域法である。これらの法律に基づく優遇措置は、業種として、製造業、農業、観光業（ホテル業を含む）と特定サービス産業およびR&D（研究開発活動）、職業訓練事業、環境保護事業への投資を対象としている。

直接税の優遇措置とは、一定の期間、法人税の一部または全部が免除されることで、一方、間接税の優遇措置とは、輸入税および物品税が免除されることである。

1. 一般製造業のための優遇措置

1.1 製造企業に対する主な優遇措置

製造業部門に投資する企業に対する主な税制上の優遇措置は、**パイオニア・ステータス(PS)**と**投資税額控除(ITA)**である。これらの優遇措置は**相互排他的なものであり**、企業はどちらか一方に申請することができ、同時に両方に対して申請できない。

PSとITAの認可基準は、附加価値の水準、使用される技術、産業間連携など特定の優先事項に基づいている。対象となる事業と製品は、「奨励事業」または「奨励製品」(附属資料1:奨励事業および奨励製品リスト一般を参照)と呼ばれる。

企業は、**業務／生産開始以前**にこれらの優遇措置のいずれかに対する申請をMIDAに提出する必要がある。

1.1.1 パイオニア・ステータス

PSの認可を受けた企業は、法定所得の70%に対して、5年間にわたり部分的な法人税減税を受けられる。この場合、生産日(生産水準が生産能力の30%に達した日)から始まる免税期間中、法定所得*の30%に対してのみ課税される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

PSの認可申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にある

Forms and Guidelinesセクションを参照。

1.1.2 投資税額控除

PSの代わりに、ITAを申請することができる。ITAが認められた企業は、最初の適格資本的支出(認可プロジェクトで使用される工場、プラント、機械、その他の設備)が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率が課税される。

ITAの認可申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることが「望ましい」の定義

1986年投資促進法(PIA)に基づき、税制上の優遇措置を受ける企業は、推奨される事業を開始するか参加することが「望ましい」、またはまだ生産を開始していないが、推奨製品を生産することが「望ましい」必要がある。

1.1.3.1 設立する／参加する／生産するの定義は以下の通り。

- 製造企業 – 企業は、業務／試験生産を含む生産の開始以前にMIDAに申請書を提出する必要がある
- サービス企業 – 企業は、業務開始以前にMIDAに申請書を提出する必要がある*

*業務の開始とは、予定された製品に対して最初の請求書が発行されること。

1.1.3.2 マレーシア人が保有する企業に対して1986年投資促進法により供与される税制上の優遇措置を受けることが「望ましい」の定義。

すでに商業生産を開始しているマレーシア人が保有する製造企業およびサービス企業は、1986年PIAに基づき「切望する」とみなされない。ただし、2012年7月3日から1年以内に生産を開始したマレーシア人の保有する企業は、税制優遇措置の対象とみなすことができる。

1.1.3.3 優遇措置

現行税率および1986年PIAにおける適格性基準に基づくPSまたはITA相当の法人税免除。

1.2 ハイテク企業に対する優遇措置

「ハイテク」企業は以下の優遇措置を受ける資格がある。

- 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ここで

- iii 「ハイテク」というのは、新興技術の分野で奨励される事業を行うか、奨励製品の製造に従事することを指す。

(附属資料II: 奨励事業と奨励製品リストーハイテク企業 を参照)

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置

戦略的プロジェクトとは、国家に重要な製品や事業活動に係わるプロジェクトである。これらは通常、長期計画期間と多額の設備投資を伴い、高度な技術を備え、統合的で、広範囲な産業間連携を創出し、経済に多大な影響を与えるプロジェクトのことである。

戦略的プロジェクトは以下の優遇措置を受ける資格がある。

- i 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.4 小規模企業に対する優遇措置

株主資本が50万リンギット以下でマレーシア資本が60%以上のマレーシアで設立された、小規模企業は、1986年投資促進法に基づく小規模企業に対する優遇措置の対象となる。2012年7月3日以後、小規模企業の定義は、「株主資本が250万リンギット以下で、マレーシア資本が60%から100%のマレーシアで設立された企業」に変更された。

小規模企業は下記の基準を満たす必要がある。

- ✓ 1965年会社法に基づき設立された法人であること。
- ✓ 株主資本が250万リンギット以下で、下記のマレーシア資本を有する。
 - 株主資本が50万リンギット以下の企業は、60%以上のマレーシア資本。
 - 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下の企業は、100%のマレーシア資本。

小規模企業は下記の優遇措置の対象となる。

- i 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITAが得られる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

個人企業や事業組合の場合も、新規の非公開有限会社か有限責任会社を設立して現在の生産活動を引き継ぐことによって、この優遇措置を申請することができる。

- i 株主資本が50万リンギット以下で、小規模企業のための奨励リスト(附属資料III:奨励事業および奨励製品リストー小規模企業を参照)または一般リスト(附属資料I:奨励事業および奨励製品リストー一般を参照)に記載されている奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- ii 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、小企業のための奨励リスト(附属資料III:奨励事業および奨励製品リストー小規模企業を参照)における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- iii 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、一般奨励リスト(附属資料I:奨励事業および奨励製品リストー一般を参照)における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.5 製造業に対する追加的優遇措置

1.5.1 再投資控除

再投資控除(RA)は、最低36か月操業してきていることを条件に、拡張、自動化、近代化、または、既存の事業を同一産業内で他の関連製品に多角化する

るなどの目的で再投資する、製造業や特定の農業活動に従事する既存の企業に与えられる。

再投資控除(RA)は、再投資が初めて行われた年から連続した15年間にわたり認められる。企業は、例えば、建物が完成した後や工場に機械が設置され操業を開始した時など、対象となるプロジェクトが完了したときのみ申請できる。2009賦課年度から、すでにある資産に再投資控除(RA)が申請されている同一グループ内の関連会社からその資産を購入する企業は、同資産に対するRAを再投資控除(RA)申請することができなくなった。

再投資目的で取得した資産は、取得日から5年間は処分できない。

再投資控除(RA)は、適格資本的支出の60%の割合で与えられ、該当賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。15賦課年度終了時に未利用だった控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。財務省が定めるある一定の生産性水準を達成した場合、企業は、再投資控除で賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。各サブセクターに対して規定された生産性の水準の詳細については、国税局(IRB)に照会されたい(連絡先住所-関連団体を参照)。

免税期間の有効期限内に再投資する予定の企業は、そのPSまたはパイオニア認証の取り消しを申し出て、再投資控除(RA)に切り替えることができる。

企業はある賦課年度において、RA または 加速減価償却 (1.5.5を参照)、またはオートメーション化資本控除 (1.5.8を参照)のいずれかひとつだけを申請することができる。

再投資控除(RA)の申請書は以下からオンラインで国税局(IRB)に提出する www.hasil.gov.my。PS または RAのためのパイオニア認証の申請は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.5.2 PENJANA(国民経済回復計画)における特別税控除

本優遇措置の主な目的は、世界のサプライチェーンを大きく毀損した新型コロナウイルス感染症による世界経済危機を受け、事業運営をマレーシアに移転しようとする企業を支援することにある。

特別税控除による優遇措置の種類は以下の通り。

a) 新設の製造企業

- 製造業部門の新規投資について、3億リンギットから5億リンギットの設備投資に対しては、10年間にわたり0%の特別税率を適用。
- 製造業部門の新規投資について、5億リンギット超の設備投資に対しては、15年間にわたり0%の特別税率を適用。

b) 既存の製造企業

- 3億リンギット超の投資を行い、海外設備をマレーシアに移転する既存企業に対して、5年間で100%の投資税額控除(ITA)を適用。この控除で、各賦課年度の法定所得の100%が相殺される。

本優遇措置の期間は2020年7月1日から2022年12月31日まで。

1.5.3 PENJANAにおける製薬業界向け優遇措置

ワクチンなどの医薬品製造業者は、以下の優遇措置を受ける資格がある。

- 最初の10年間の所得税率は0%から10%。および
- 次の10年間の所得税率は10%。

製造企業による戦略的投資に対しては、機械設備(M&E)や原材料のための助成金・輸入関税/販売税免除など、その他の便宜が検討される可能性がある。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2022年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

1.5.4 PENJANAにおける追加的再投資控除(RA)

PENJANAに基づき、既存の製造業および選定農業事業に従事する企業は、追加的な投資控除を受けることができる。

追加的な再投資控除(RA)は、3賦課年度(2020賦課年度-2022賦課年度)以内に実施された再投資事業における適格資本的支出に対して60%の割合で実施される。ただし当該賦課年度以前に、(1.5.1で述べられた)製造業プロジェクトまたは選定農業事業の再投資控除(RA)の優遇措置期間が終了していることが条件となる。

2020賦課年度-2022賦課年度中に実施された再投資事業における適格資本的支出に対する追加的な再投資控除(RA)の申請書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局(IRB)にオンラインで提出する。

1.5.5 加速減価償却

a) 奨励事業または奨励製品への再投資

再投資控除(RA)の対象となる15年間が経過した後、奨励製品の製造に再投資する企業は、税制上の加速減価償却(ACA)を申請することができる。加速減価償却による特別控除は、資本支出を3年間で償却する。すなわち初年度に40%、以後の2年で各20%を償却する。

ACA申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励事業に従事するか奨励製品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)の文書を添付する。

b) 廃棄物リサイクル

2001年賦課年度から、事業での使用を目的として適格支出が生じた製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場や機械は下記の通り。

- 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用されるもの。
- 廃棄物の処理を一段と進めて、最終製品を作るために使用される。

企業はある賦課年度において、RA (1.5.1を参照)、または 加速減価償却、または オートメーション化資本控除 (1.5.8を参照)のいずれかひとつだけを申請することができる。

申請書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

1.5.6 工業用ビル・システム(IFS)に対する優遇措置

工業用ビル・システムのコンポーネントの製造に使用される金型の購入に対して出費する企業は、加速減価償却(ACA)の適用を受けることができる。適用は2006年賦課年度からで、初年度償却率は40%、翌年度以降の年次償却率は各20%。

申請書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

1.5.7 グループ控除

1967年所得税法に基づき、マレーシアで設立された全ての居住会社に対してグループ控除が適用される。2019年以降、グループ控除適格会社は、3年賦課年度にわたり調整後損失の70%までについて、同一グループ内の他の居住会社の所得と相殺できる。受給企業と引渡し企業のどちらも、下記の条件を満たす必要がある。

- 基本期間の当初において、受給企業と引渡し企業それぞれの普通株に対する払込資本が250万リンギットを上回る。
- 受給企業と引渡し企業の会計期間が等しい。
- グループ内での受給企業と引渡し企業の直接・間接の持ち株比率が70%を下回らない。
- 70%の株式保有関係が前年度および当該年度で継続している。
- 所有権の取得または外資系企業の買収による損失は、グループ控除の対象にならない。

以下の優遇措置適用企業は、グループ控除の対象にならない。

- PS
- ITA/投資控除
- RA

- 船積み利益に対する免除
- 1967年所得税法127条に基づく所得税免除

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

1.5.8 オートメーション化資本控除(オートメーションCA)

マレーシアで36か月以上操業している製造企業で、既存事業のオートメーション化/近代化のためにオートメーション機器に対して適格資本的支出を行った企業は、以下のオートメーション化資本控除を受ける資格がある。

高労働集約型産業(ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維)の場合、2015年賦課年度から2023年賦課年度に発生した資本的支出のうち、最初の400万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除を請求できる。

その他の産業は、2015年賦課年度から2023年賦課年度に発生した資本的支出のうち、最初の200万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除を請求できる。

企業はある賦課年度において、RA (1.5.1を参照)、または 加速減価償却 (1.5.5を参照)、または オートメーション化資本控除のいずれかひとつだけを申請することができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

2. 特定産業に対する投資優遇措置

2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置

航空宇宙産業の発展は、政府が戦略的分野およびハイテク分野の一つに指定している。対象となるのは、メンテナンス、修理、オーバーホール (MRO)、航空製造、システム・インテグレーション、工学および設計に直接・間接に寄与する活動である。

航空宇宙産業において事業を行おうとする企業は、5年または10年にわたり、以下のいずれかの優遇措置を受ける資格がある。

- 法人税免除
- または
- 法人税免除相当の投資税額控除(ITA)

ここで

- 「航空宇宙産業」というのは、航空宇宙製造、システム・インテグレーション、メンテナンス・修理・オーバーホール (MRO)、航空関連サービスの各事業を指す

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2022年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

2.2 自動車産業に対する優遇措置

省エネルギー車(EEV)とその中心コンポーネント/システムの組み立て・製造を促進することは、マレーシアの自動車産業の発展を強化するのに極めて重要である。

省エネルギー車(EEV)、またはその中心コンポーネント/システムの組み立て・製造事業を行うとする企業は、5年または10年にわたり、以下のいずれかの優遇措置を受ける資格がある。

- 法人税免除

または

- 法人税免除相当の投資税額控除(ITA)

ここで

「省エネルギー車(EEV)、またはその中心コンポーネント/システムの組み立て・製造事業」とは、以下のものを意味する。

- エネルギー効率の高い自動車の組み立て
- 次世代自動車(NxGVs)の組み立て
- 以下のものを含むが、それに限定されないEEVおよび非EEVの中心コンポーネント/システム。トランスミッションおよび/またはその部品(クラッチペダルを除く)、エンジンおよび/またはその部品(スパークプラグ、オルタネーター、タイミングベルトおよびタイミングチェーン、電子制御ユニットを除く)、エアバッグおよび/またはその部品、制御機構(サスペンション、ブレーキ、ステアリング・システム、コーナーモジュール)、ブレーキ機構および/またはその部品(ブレーキパッド、ドラムブレーキ、ブレーキシュー、ハンドブレーキを除く)、ホワイトボディおよび/またはEEV製造に寄与する新軽量素材を使用したコンポーネントおよび部品(先進高張力鋼、超高張力鋼、ポロン、マルテンサイト、高張力アルミニウム、マグネシウム、カーボンファイバー強化プラスチック、コンポジットなど)、ターボチャージャーおよび/またはその部品
- 以下のものを含むが、それに限定されないハイブリッド車、EV車のコンポーネント。電気モーター、電気バッテリー、バッテリー・マネジメント・システム、EVシャーシ、車載型充電器モジュール、熱管理システム、バッテリーパック
- 以下のものを含むが、それに限定されない次世代自動車のコンポーネント。先進運転支援システム(ADAS)、LIDAR(光による検知と測距)および/またはその部品、レーダー複雑ネットワーク、テレマティクス・デバイスおよび/またはその部品、AACVのマスターコントローラーおよび中心コンポーネント(センサー、V2Xモジュールなど)。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2025年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

2.3 造船業・船舶修理(SBSR) 業界への優遇措置

2.3.1 SBSR 業界への税制優遇

新規のSBSRプロジェクトは、以下のいずれかの優遇措置を受ける資格がある。

- 5年ないし10年にわたり70%の法人税免除。同期間中に発生した未控除の資本控除と累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

または

- 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除。

この控除により、当該賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。

既存企業による拡張プロジェクトは、5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除を受ける資格がある。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2022年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

2.4 機械・機器(M&E)業界への優遇措置

機械・機器(M&E)および専用機械・機器の製造を行う企業は、以下のいずれかの優遇措置を受ける資格がある。

- 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ここで

- 「機械・機器(M&E)」とは、工作機械、マテリアルハンドリング機器、ロボティックおよびファクトリーオートメーション機器およびモジュール、また工作機械およびロボティック、ファクトリーオートメーション機器用のコンポーネントをいう。

- ii 「専用機械・機器(M&E)」とは、特定業界向けの特種加工機械・機器、包装機械およびモジュール、また特定業界向け特種加工機械・機器および包装機械用のコンポーネントをいう。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照（附属資料IV「特定産業向け奨励事業と奨励製品リスト」を参照）。

2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置

工業用ビル・システム(IBS)の利用により、建築の質が改善し、労働環境の安全性と清潔性が向上し、外国人労働者への依存度が減少する。

工業用ビル・システム(IBS)事業を行う企業は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除を受ける資格がある。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。

ここで

- i 「工業用ビル・システム(IBS)」とは、基本コンポーネント／製品および、柱、はり、スラブ、壁、屋根トラス、プレキャスト・コンクリート・システム、型枠システム、鉄骨骨組みシステム、ブロックワーク・システム、木骨造システム、革新システムから成るシステムをいう。

注記: IBS製造業者は、最低3種類のIBS基本コンポーネント、または最低3種類のIBS基本コンポーネントを使用したIBSシステムを製造しなければならない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2025年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置

2.6.1 バイオネクサス・ステータス企業への優遇措置

バイオテクノロジー事業に従事し、マレーシア・バイオエコノミー開発公社(バイオエコノミー・コーポレーション)よりバイオネクサス・ステータス*の認定を受けた企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i 法定所得の70%を免税:
 - a. 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、
 - b. 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得が初めて発生した年から5連続賦課年度。本免税措置は、既存事業および拡張プロジェクトの非知的財産権から生ずる法定所得に対するもの

または

- ii 適格資本的支出(QCE)が最初に発生した日から5年間にわたり、QCEの100%を控除。本控除は、新規事業または拡張プロジェクトから生ずる法定所得の70%を相殺できる。

バイオネクサス・ステータス企業は、法人税免除期間終了後10連続賦課年度にわたり、認可適格事業の非知的財産から生ずる法定所得に対し、20%の譲許税率の適用を受けられる。

バイオネクサス・ステータス企業が受けられるその他の優遇措置は以下の通り。

- i 輸入原材料／コンポーネントおよび機械・機器に対する輸入関税および販売税の免除。
- ii 研究開発経費に対する二重控除。
- iii 輸出推進経費に対する二重控除。
- iv 2006年9月2日以降、バイオテクノロジー事業目的にのみ使用する適格ビルディングは、10年間にわたり産業建物控除(IBA)を受ける資格がある。
- v バイオネクサス・ステータス企業に投資する企業または(事業を行う)個人は、新事業の商品化の初期段階に、融資目的でのみ行った投資額と同額の税額控除の対象となる。

申請者はバイオネクサス・ステータスを申請するに当たり、以下の適格基準をすべて満たしている必要がある。

- i 提案された適格事業(製品／サービス)には、商業化が可能なバイオテクノロジーの要素と技術が備わっている必要がある。
- ii 提案された適格事業は、マレーシアで実施する必要がある。
- iii 継続的な研究開発(R&D)を実施する。および
- iv 企業はマレーシアで設立し、資本金は25万リンギット以上とする(新規事業にも既存事業にも等しく適用)。

詳細については、バイオエコノミー開発公社ウェブサイト(BNX Framework)を参照。

2.6.2 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース関連の資金供給

2021年下半期に、バイオエコノミー開発公社は、第12次マレーシア計画(RMK-12)に基づき、2種類の資金供給プログラムを発動する。そのひとつは株式による資金供給プログラムで、第2のものはより広い範囲を対象とするデットファイナンス・プログラムである。

株式による資金供給プログラムのために、バイオエコノミー開発公社は金融支援だけでなく、適切で利用可能な場合に応じ、技術、ネットワーキング、マーケティング、プロモーションのための支援や、人材開発・人材募集のための支援も提供する。バイオエコノミー開発

公社は、一定の資金および経営支援を行うが、株式による資金供給プログラムの対象企業が第三者に対して行うよう義務づけられている保証には関与しない。

デットファイナンス・プログラムについては、金額設定、元本猶予期間、返済期間、調達資金利用法が改定されて条件が緩和された。このため、実行可能な初期商業化イニシアティブ、既存事業のための運転資本融資、資本強化要件などを含め、中古機械類の購入から事業資産の取得までより幅広いデットファイナンスの要請に応じられるようになった。

いずれの資金供給プログラムも、マレーシア企業に限定されることなく、供与される。

詳細については バイオエコノミー開発公社ウェブサイト (BNX Framework) を参照。

2.7 農業部門に対する優遇措置

1986年投資促進法により、農業関連に関する「企業」は以下のように定められている。

- i 農業協同組合、農業関連協会。
- ii 農業に携わる個人や事業組合。

農業部門で奨励品目の生産や奨励事業(附属資料I:奨励事業と奨励製品リスト一般および附属資料III:小規模企業を参照)に従事する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

2.7.1 農業に対する主な優遇措置

上記で定義された農業企業は以下の優遇措置を受ける資格がある。

- i 農産品の最初の販売日から5年間にわたり、法定所得の70%の法人税を免除するパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除(ITA)。この控除により、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、控除が満額になるまで次年度以降に繰り越すことができる。法定所得の残り30%は現行の法人税率で課税される。

申請書はwww.mafi.gov.my/insentif/-/geran/-/dana/-/pelaburan経由で、マレーシア農業・農業関連産業省に提出する。

2.7.2 農産品(食料生産)への優遇措置

新規プロジェクトに対する優遇措置

農業レベルと生産/加工レベルでの食品プロジェクトへの投資を誘致するために、特定の優遇措置が導入されている。これらの優遇措置は、食品加工分野の原材料の供給を促進することとなり、原材料輸入への依存を低減する。

免税は、認可された食品生産プロジェクトに従事する子会社に投資する企業と、食品生産活動を実施するその子会社の双方に対して与えられる。与えられる税制優遇措置は下記の通り。

- i 食品生産に従事する子会社に出資する親会社は、当該賦課年度における該当子会社への投資額に相当する税額控除が与えられる。また、
- ii 食品生産に従事する子会社は、新規プロジェクトに対して10賦課年度、既存事業の拡張プロジェクトに対して5賦課年度にわたり、法定所得に対する法人税が全額免除される。

申請書はwww.mafi.gov.my/insentif/-/geran/-/dana/-/pelaburan経由で、マレーシア農業・農業関連産業省に提出する。

本優遇措置の有効期限は2022年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前に農業・農業関連産業省に提出(および同省で受理)する必要がある。

2.7.3 ハラル製品に対する優遇措置

a. ハラル食品生産に対する優遇措置

ハラル食品製造への新規投資を促進し、国際基準に適合した高品質のハラル食品の製造に、近代的で最新鋭の機械・器具を導入することを奨励するため、ハラル食品製造に出資して、MS1500:2004に準拠した、マレーシア・イスラム開発局(JAKIM)によるハラル認証を既に取得している企業は、5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITAの対象となる。

この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

JAKIMからハラル認証を取得するための詳細については、www.halal.gov.myを参照。

申請書はハラル産業開発公社(HDC)に提出するか、InvestMalaysia portal経由でMIDAにオンラインで提出する。

b. その他のハラル事業に対する優遇措置

• ハラル工業団地運営者に対する優遇措置

ハラル工業団地の誘因力を増すため、ハラル工業団地運営企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

• ハラル産業従事者に対する優遇措置

指定されたハラル工業団地におけるプロジェクトの実施を申し出た企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。または、
- ii 奨励されたハラル製品の開発と製造に使用される原材料に対する輸入税と販売税の免除。
- iii HACCP、GMP、コーデックス委員会(FAOとWHOによる食品規格ガイドライン)、衛生標準作業手順などの国際品質基準と、養豚肉の食品トレーサビリティなど輸出市場向け規制への準拠のために要した支出に対する二重控除。

• ハラル物流企業に対する優遇措置

マレーシアにおけるハラル産業およびハラルのサプライチェーンを促進するため、ハラル製品の物流管理企業には下記の優遇措置が与えられる。

- i 5年間にわたる法定所得の100%に対する免税措置。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書はwww.halal.gov.my経由でハラル産業開発公社(HDC)に提出する。

詳細については以下を参照。www.hdcglobal.com。

2.7.4 農業および資源ベース部門に対する追加的優遇措置

a. 再投資控除

少なくとも36か月にわたりコメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物などの主要食品の生産や財務省が認定したその他の事業に従事している企業は、再投資控除(RA)を受けることができる。

RAは、最初の再投資が行われた年から15年以内に対象企業で発生した適格資本的支出の60%に相当する控除という形態のものである。この控除額で各賦課年度における法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局(IRB)にオンラインで提出する。

b. 資源利用型産業への再投資に対する優遇措置

これらの優遇措置は、輸出の可能性がある製品を生産するゴム、パーム油、木材関連産業の企業で、マレーシア資本が最低51%の企業に対して与えられる。これらの産業において拡張目的で再投資する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品リスト-再投資を参照)

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

c. 食品加工業への再投資に対する優遇措置

マレーシア人が資本の60%以上を保有するマレーシア製造業企業が奨励対象の食品加工事業に再投資する場合は、下記の優遇措置の対象となる。

- 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品リスト-再投資を参照)

d. 加速減価償却

再投資控除(RA)が満了した後に、奨励農業活動や食品に再投資する企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。コメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物の栽培・生産や、財務省が認定したその他の活動が対象となる。

加速減価償却による特別償却では、資本支出を2年間で償却する。すなわち初年度の当初控除が20%で、各年の控除が40%である。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。その際、対象企業が奨励農業活動に従事するか奨励食品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁 (MIDA)発行の文書を添付する。

e. 農業控除

農業活動を行う個人や企業は、特定の資本的支出に対して、1967年所得税法に基づき資本控除と産業建物特別控除を申請することができる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

f. 認可農業プロジェクトへの資本的支出に対する100%の控除

1967年所得税法の附則4A条は、財務省が承認した認可農業プロジェクトのための資本支出に対し、100%の控除を認めている。対象となるのは、財務大臣が定める通り、一定の期間内に最小面積以上の農地を開拓し利用する農場に発生した適格資本的支出である。

認可農業プロジェクトは、野菜、果物(パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、スターフルーツ、グアバ、マンゴスチン)、塊茎類、根菜類、ハーブ、香辛料、飼料用穀物、水耕作物の耕作、観賞魚の養殖、魚とおよびエビの養殖(池養殖、水槽養殖、海洋ケージ養殖、沖合海洋ケージ養殖)、トリガイ、カキ、ムール貝、海藻の養殖、小エビ、エビ、魚の孵化場、特定樹種の森林植林事業。

上記のプロジェクトを行う個人が、この優遇措置を受けると、該当プロジェクトに関連して発生した適格資本的支出を、他の事業活動からの所得を含む総所得から控除することができる。総所得が十分な額に達しない場合、未控除の支出を翌年以降の賦課年度に繰り越すことができる。この控除を選択した場合、同一の資本的支出に対する資本控除または農業控除は受けられなくなる。

本優遇措置は、1986年投資促進法に基づく優遇措置をすでに受けている企業や、減税期間が開始していない、または終了した企業は利用できない。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

2.8 附加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

バイオ・ベースの化学品、バイオ燃料、パーティクルボード、中密度繊維板(MDFボード)、合板、パルプおよび紙など、パーム油バイオマスを利用した附加価値製品を製造する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

a. 新設企業

- i 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

b. 再投資を行う既存企業に対する優遇措置

- i 再投資によって増加した法定所得の100%が法人税免除となる10年間のPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

3. 環境マネジメントに対する優遇措置

3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置

附加価値が高く、ハイテクを利用する廃棄物リサイクル事業を行う企業は下記の対象となる。

- i 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ここで

- i 「附加価値が高く、ハイテクを利用する廃棄物リサイクル事業」とは、農業廃棄物または農業副産物のリサイクリング、再生木材ベースのパネルボードまたは製品の生産をいう。

自由工業団地／保税工場(FIZ/LMW)を含む、マレーシア国内で入手した廃棄物／スクラップのみ、リサイクルが認められている。海外から廃棄物／スクラップを輸入することは禁止されている。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置

マレーシアグリーンテクノロジー・気候変動センター(MGTC)は、グリーン成長分野の国策を推進し、グリーン・テクノロジー・マスタープランを実施する政府機関である。

現在、MIDAはMGTCと協力してグリーン成長アジェンダを支援しており、そのため、優遇措置や円滑化措置を提供することにより、グリーンで持続可能な環境関連事業への投資を促進している。

グリーン・テクノロジー推進のため、2020年予算および2021年予算において、資金提供スキームを含む複数の優遇措置が導入された。

A. MIDAが管轄する優遇措置

政府は2020年予算で、グリーン・テクノロジー資産購入のための投資税額控除(ITA)の延長、グリーン・テクノロジーによるサービスおよびシステムの利用に対する所得税免除(ITE)を発表した。ITEはソーラー・リーシング事業を行う企業にも適用される。

優遇措置により、マレーシアのグリーン・エコノミーはさらに促進され、2025年までにエネルギーの20%を再生可能資源でまかなうという国家目標が達成されるとみられる。これはまた、2030年までに温室効果ガス(GHG)の排出量を45%削減するというマレーシアのコミットメントに沿ったものである。

優遇措置の目的は以下の通り。

- i 事業目的であれ自家消費であれ、プロジェクトベースでのグリーン・テクノロジー業界への投資を促進し、選定サービス／システム・プロバイダーのグリーン・テクノロジー導入を奨励する。
- ii MGTCがグリーン・テクノロジーと認定し、マレーシア環境技術公社(MyHJAU)のディレクトリーに掲載されたリストにある資産を取得／購入するよう企業を奨励する。

- iii グリーン・サービスの範囲を拡大し、ソーラー・リーシング事業を追加する。

グリーン投資税額控除(GITA -プロジェクト)

- i グリーン・テクノロジー・プロジェクトに対して、最初の適格資本的投資(CAPEX)が発生した日から3年にわたり、適格資本的投資の100%に投資税額控除(ITA)を適用。
- ii 最初の適格CAPEX実施日以前に、MIDAが申請書を受理していなければならない。
- iii 当該賦課年度の法定所得の70%を、本控除で相殺できる。
- iv グリーン・テクノロジー・プロジェクトとは、再生可能エネルギー、エネルギー効率、グリーン・ビルディング、グリーン・データセンター、統合廃棄物管理などの関連プロジェクトをいう。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2023年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

グリーン投資税額控除(GITE)

- i 適格グリーン・サービスに対する法定所得の70%に投資税額控除(ITA)を適用。その際、
 - 優遇措置有効期間は、グリーン・テクノロジー・サービス関連の最初の請求書が発行された賦課年度から数えて3年とする。また
 - MIDAが申請書を受理した日附が、最初の請求書発行日以前である必要がある。
- ii 適格グリーン・サービスとは、再生可能エネルギー、エネルギー効率、電気自動車(EV)、グリーン・ビルディング、グリーン・データセンター、グリーン認証・検証、グリーン・タウンシップなどをいう。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。本優遇措置の有効期限は2023年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

ソーラー・リーシング

- i 最長10賦課年度にわたり、リーシング事業に対する法定所得の70%に投資税額控除(ITA)を適用。本優遇措置は、以下の分類に従って供与される。

容量 (MW)	優遇措置の期間
3MW超 - 10MW以下	5 年
10MW超 - 30MW以下	10 年

- ii 優遇措置の期間は、最初の請求書発行日から開始するものとし、その日附はMIDAが申請書を受理した日附以後でなければならない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2023年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

B. MGTCが管轄する優遇措置

GITA 資産

グリーン所得税免除 (GITA) 資産への優遇措置は、2020年予算に基づき、2020賦課年度から2023賦課年度にわたり供与される。マレーシア環境技術公社 (MyHIAU) のディレクトリー (www.greendirectory.com) に掲載されたリストにあるグリーン・テクノロジー資産を購入する企業は、認可されたグリーン・テクノロジー資産取得に使用した設備投資の100%に対して、投資税額控除 (ITA) の適用を受ける資格がある。本優遇措置は、当該賦課年度の法定所得の70% を控除することができる。

申請書はwww.mgtc.gov.my/our-services/green-investment-tax-incentives-gita-gite/ 上でMGTCにオンラインで提出する。

グリーン・テクノロジー融資スキーム (GTFS)

政府は2021年予算で、グリーン・テクノロジー融資スキーム3.0 (GTFS 3.0) の継続を発表した。基金規模は2022までの期間で20億リンギットで、財務省関連の金融保証保険業者 Danajamin の保証を受ける。申請書はwww.mgtc.gov.my/our-services/green-investment-tax-incentives-gita-gite/ 上でMGTCにオンラインで提出する。

4. 研究開発に対する優遇措置

1986年投資促進法における研究開発(R&D)の定義は、「科学技術分野における新機軸やテクニカル・リスクを含む体系的、調査的、実験的研究で、その研究成果を材料、装置、製品、農産物や加工物の生産や改善のために利用することを目的とした活動」となっている。ただし、以下のものを含まない。

- 製品の品質管理や、材料、装置、製品、生産物の定期的な検査、
- 社会科学または人文科学研究、

- 定常的なデータ収集、
- 効率調査または経営研究、
- 市場調査や販売促進、
- 材料、装置、製品、加工物や生産方法の定期的改変や変更、または
- 材料、装置、製品、加工物や生産方法の外観やスタイルの変更。

マレーシアの研究開発の統合性を高めるべく、その基盤をさらに強化するため、設計、開発、試作を独立に行う企業も、優遇措置の対象となる。

4.1 研究開発に対する主な優遇措置

a. 請負(コントラクト)研究開発企業

請負(コントラクト)研究開発企業とは、自社の関連会社以外の外部の会社に対して、研究開発サービスをマレーシアで行う会社のこと。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が(直接または間接に)他の企業に保有される会社のことである。請負(コントラクト)研究開発企業は下記の優遇措置の対象となる。

- 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

または

- 10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

b. 研究開発(R&D)企業

自社の関連会社および外部の会社双方に対して研究開発サービスをマレーシアで行う研究開発(R&D)企業は、10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。関連会社は、R&D企業が行ったサービスに対する支払いに関して、そのR&D企業がITAを利用しないことを選択しない限り、二重控除を受けない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

c. 社内研究

自社の事業のためにマレーシア国内で社内での研究開発を行う企業は、10年間に発生した適格資本

的支出の50%に相当する投資税額控除を申請することができる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

d. 研究開発活動の再投資に対する優遇措置

再投資を行う既存の研究開発企業は、下記のようなPSまたはITAを受けることができる。

• 請負(コントラクト)研究開発企業

- i 5年間の法定所得の全額(100%)が法人税免除となるPS。収入期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

または

- ii 最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

• 研究開発企業:

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

• 社内研究開発:

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した追加的適格資本的支出の50%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

(附属資料V:再投資向け奨励事業および奨励製品リストを参照)

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

e. 公的部門および民間部門の研究開発の商業化に対する優遇措置

公的研究機関および民間研究機関によって発見された、資源関連および資源未関連の研究開発の商業化を奨励するため、以下の優遇措置が与えられる。

- 研究開発の成果の商業化に従事する子会社に投資する会社は、子会社への投資額に相当する税額控除の対象となる。また、

- 研究開発の成果の商業化に従事する子会社は、10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPSの対象となる。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。非資源利用型研究開発の成果の商品化は、1986年投資促進法に基づく奨励事業/奨励製品リストへの記載が条件となる。

資源関連および資源未関連の発見の商業化は、1986年投資促進法における奨励事業/製品リストの対象となる。

発効日

- 資源関連の研究開発の成果の商業化に対する優遇措置は、2004年9月11日以降にMIDAが受理した申請書に関して有効となる。
- 資源未関連の研究開発の成果の商業化に対する優遇措置は、2020年7月11日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請書に関して有効となる。

f. 公的部門および民間部門の研究開発成果の商業化に対する優遇措置

附加価値の創出に焦点をあてた研究を行う研究者は、その研究成果の商品化により得た所得に対して、50%の免税を5年間受けることができる。対象となる活動は、科学技術・技術革新省の証明を受けなければならない。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局(IRB)にオンラインで提出する。

4.2 研究開発に対する追加的優遇措置

研究開発に対する二重控除

マレーシア政府は、広汎な産業における企業が、国際的競争力を保つために研究開発(IR&D)を行うよう奨励してきた。マレーシアにおける事業でR&Dを奨励する手段のひとつは、二重控除の優遇措置である。

本優遇措置は以下の形で与えられる。

- i 非資本的支出に関する1967年所得税法第34(7)項の特例規定
- ii 1967年所得税法第34(A)条に基づく社内研究への支出に関する特別控除
- iii 認可研究機関に対する現金での寄附、または認可研究機関もしくは企業、またはR&D企業、または請負R&D企業によるサービスの利用に対する支払いに関する、1967年所得税法第34(B)条に基づく特別控除。

控除の種類	34(7)項	34(A)条	34(B)条
	単独	二重	二重
有資格者	34A条・34B条の控除資格に該当しないR&D事業を自身で行うか請負で実施させる個人。 つまりITAの優遇措置が認可されたR&D企業の関連会社。	社内R&D事業を行う個人	認可研究機関に現金を寄附する個人。 自己の事業に関係する適格R&D事業を、認可R&Dサービスプロバイダーに外注する個人

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5. 研修に対する優遇措置

5.1 訓練に対する追加的優遇措置

従業員リクルートの費用は、税金算出の目的において控除の対象となる。費用には、ジョブ・フェアへの参加にかかる出費や、職業紹介所やヘッドハンターへの支払いも含まれる。これらの費用は事業開始より1年以内に支出しなければならない。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.2 雇用前研修に対する控除

雇用した従業員に対して行った就業前研修費用は、単純控除の対象となる。ただし、企業は研修生を将来従業員として雇用することを証明しなければならない。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.3 従業員以外の研修に対する控除

企業の従業員ではない居住者に対する実習研修に伴う費用には、単純控除が考慮される。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.4 特別産業建物控除

認可産業訓練、技術訓練、職業訓練に使用される建築物に支出した企業は、建物の建設または購入のための適格資本的支出について、特別控除率10%の特別産業建物控除 (IBA) を申請することができる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.5 教育施設に対する免税

A認可された研修機関、企業内研修事業、民間の高等訓練機関は、作業場用実習設備、スタジオ、語学実習教室などのすべての教育設備に対する、輸入税、販売税、物品税の免除が受けられる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

5.6 ロイヤリティ支払いの免税

教育省が認可したフランチャイズ式の教育プログラムのために、教育機関が非居住者 (フランチャイズ主宰者) に支払ったロイヤリティは、免税を受ける資格がある。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.7 人的資源開発基金 (HRDF)

第5章の「マレーシアでの人材プール募集」を参照。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.8 認可された研修経費の二重控除

人的資源開発基金 (HRDF) に拠出していない製造企業は、認可対象の研修にかかる支出が二重控除の対象となる。製造企業は、事業開始以前または以後に、研修費用を請求することができる。

控除対象となる支出は、マレーシア投資開発庁 (MIDA) が認可した研修プログラムや研修機関が実施する研修プログラムに基づき、従業員の技能、監督能力、技巧の引き上げや開発、製品の生産性や品質の向上のための研修にかかった費用。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

5.9 構造化インターンシップ・プログラム (SIP) に対する税制優遇措置

マレーシア人材公社が認可した構造化インターンシップ・プログラム (SIP) を実施した国内高等教育機関 (国公立大学) からフルタイムの学部生および技術職業教育訓練 (TVET) を受けた人材を雇用する企業は、二重税額控除の優遇措置を受ける資格がある。二重税額控除を受けられる適格支出は以下の通り。

- インターン/学生ひとり当たりに対する月額500リンギット以上のインターンシップ手当
- インターン/学生ひとり当たりに対する年間5,000リンギット以下の研修費・食費・旅行費の支給。

本優遇措置は、2017賦課年度から2021賦課年度に適用される。請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

6. オートメーションおよびデジタル・トランスフォーメーションに関する優遇措置

6.1 ICT機器およびソフトウェアのための減価償却

デジタル時代における企業の競争力保持、最新技術の導入を支援するため、企業は以下の適格資本的支出に対する減価償却を請求できる。

適格支出	減価償却率
ICT機器およびコンピューターのソフトウェア・パッケージ購入に要した支出。	初期償却：20% 年間償却：20% * (*年間償却率は、2020年3月1日から2021年12月31日までに 行われた適格資本的 支出に対して、40% に引き上げられた)
カスタマイズされたソフトウェアの開発に要した支出で、ソフトウェア開発に関するコンサルタント料金、ライセンス料金、附带費用から成る。	

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

6.2 スマート・オートメーション助成金 (SAG)

SAG は2020年6月、短期経済回復計画 (PENJANA) において導入された。SAG は適格支出に基づいてマッチング・ベース (1:1) で支給される。限度額は1社当たり100万リンギットまで。

SAGの主な目的は以下の通り。

- 中小企業および中堅企業 (MTCs) における業務、生産、取引チャネルの自動化およびデジタル化を支援し、促進する
- 製造業およびサービス業の効率性の改善
- 技能水準が低い外国人労働者への依存度軽減
- 高附加価値の業界に対する機会提供
- 中小企業の競争力を国際レベルで高める
- インダストリー4.0国家政策との協調
- 国内投資の底上げ。

企業は1975年工業調整法 (ICA) に準拠した製造事業に従事していなければならない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

7. その他の優遇措置

ここでは、これまで記載されなかったその他の優遇措置で、次の部門に適用されるものを取り上げる。製造業、農業、航空宇宙産業、観光業、環

境マネジメント、研究開発、研修、情報通信技術。認可サービス事業、製造関連サービス。

7.1 産業建物控除 (IBA)

産業建物控除 (IBA) は、以下のような特別な目的に使用される建物の建設または購入のために資本的支出を行う企業に与えられる。

- 製造業、農業、鉱業、インフラ設備、研究、認可サービス事業、観光省に登録されたホテルなど。
- 産業研修、技術研修、職業研修、学校もしくは教育施設、教育省や関連機関が認可した幼稚園。
- 社会福祉局に登録済みの民間託児所。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.2 MSCマレーシア内のIBA

サイバージャヤ内にてMSCマレーシア・ステータス企業が使用する建物の建設を促進するため、サイバージャヤ内のMSCマレーシア・ステータス企業が占有する新規の建物の所有者に対して、産業建物控除 (IBA) が10年間にわたり与えられる。対象となる新規の建物には、MSCマレーシア・ステータス企業がまだ占有していない完成した建物も含まれる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.3 監査費用控除

事業費用を削減し企業コンプライアンスを高めるため、監査費用に対する支出は所得税算定の際、控除の対象となる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置

シードキャピタル融資、スタートアップ融資、初期融資などで、ベンチャー企業に投資するエンジェル投資家は、投資総額に対する控除を申請できる。より多くのエンジェル投資によるベンチャー企業への融資を促進するため、2013年1月1日からエンジェル投資家によるベンチャー企業への投資総額は、総所得に対して控除される。

本優遇措置の有効期限は2023年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前に財務省 (MOF) に提出 (およびMOFで受理) する必要がある。

申請書は、mastic.mosti.gov.my/sti-incentive/angel-tax-incentiveを通じてMOFに提出する。

7.5 資産の撤去や移転のための費用に対する税制優遇措置

工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用は、資産の費用と見なされないため、1967年所得税法附則第3条に基づく控除の

対象にはならない。ただし、財務報告基準116項(FRS116)は、資産の費用には、資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための債務に関連して支払わなければならない見積額が含まれると規定している。

このため、1967年所得税法と財務報告基準116項に基づく課税措置を簡素化するため、工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用に対して、下記を条件としてバランシング控除*を提供する特別条項が、1967年所得税法附則第3条に導入されている。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.6 所有権取得に対する優遇措置

70%以上をマレーシア市民が保有する製造企業は、関連する成文法で規定された特許、工業デザインや商標などの所有権の取得費用に対して優遇措置を受ける資格がある。

コンサルタント料、弁護士費用、印紙税などの費用が対象となるが、ロイヤリティ支払額は対象とならない。

所有権取得費用に対し、5年間にわたり年間所要額の20%が控除される。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.7 輸入税と販売税の免除

a. 機械／器具／原材料／コンポーネントに対する輸入税および／または販売税の免除

農業部門の選定事業に従事する企業は、国内で製造されず直輸入される**機械・器具(M&A)**に対して輸入税および／または販売税の免除を受ける資格がある。

製造事業に従事する企業は、完成品の生産に直接使用するために直輸入する**原材料およびコンポーネント**に対して、輸入税および／または販売税の免除が考慮される。

申請書は、機械／器具／原材料／コンポーネントの輸出または購入の以前に、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。

b. 輸入税および／または販売税の免除に関するMIDAの確認状 [Surat Pengesahan MIDA (SPM)]

主関税地域 (PCA) に所在する製造業者は、機械／器具／スペアパーツ／原動機／コンテナトレーラーに対する輸入税および／または販売税の免除を受ける資格を取得できる。

適格企業はMIDAに対して SPMの発行を申請し、その後輸入または購入を予定する機械／器具／スペアパーツ／原動機／コンテナトレーラーの一覧を添えてSPMをマレーシア関税局(税関)に提出し、免税許可を取得する。

SPMの申請書は、機械／器具／スペアパーツ／原動機／コンテナトレーラーの輸入または購入以前に、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。

輸入税免除を請求するための許可書は、税関管理ステーション(産業部)に手渡しする必要がある。販売税免除の申請書は、mysst.customs.gov.my/ を通じてオンラインで税関に提出する。

c. MRO事業に関する輸入税と販売税の免除

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する販売税免除

2018年販売税(免税対象者)(改定)(第2号)規則の附則に基づき、マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、修理、整備(MRO)企業は、以下に対する販売税の免除を申請できる。

- ❖ 33A条項に基づく機械、機器、専用ツール
- ❖ 33B条項に基づくスペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品。

これらはマレーシア国内でメンテナンス、修理、整備(MRO)事業に直接使用されるものである。

自己申告に基づく申請では、企業は輸入または購入の前に、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認状(SPM)を申請しなければならない。企業は SPMと、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、材料、専用消耗品のリストをマレーシア関税局に提出して販売税免除を受ける。

SPMの申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。

販売税免除の申請書は、関税局のポータルMySSTを通じて、オンラインで提出する。

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する輸入税免除

マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、修理、整備(MRO)企業はまた、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品に対する輸入税の免除を申請できる。

輸入税免除の申請書は財務省に提出する。

d. 船積み運賃に対する二重控除

サバ州やサラワク州から半島マレーシアに船で製品を運送する製造業者は、船積み運賃に対する二重控除を受けられる。

e. マレーシア・ブランド名のプロモーションに対する二重控除

マレーシア・ブランド名の普及のため、マレーシア・ブランドの登録所有者でマレーシア資本が70%以上の企業または当該マレーシア・ブランドの登録所有企業が50

%超保有する関連会社は、ブランドの広告にかかった費用に対して、下記 の条件で二重控除を受けられる。

- ✓ 該当社が、マレーシア・ブランド名の登録所有者によって50%超所有されていること。
- ✓ 控除は、1賦課年度において1社からのみ申請すること。
- ✓ 製品が輸出品質基準を満たしていること。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.8 環境保護活動への寄附

環境保全や環境保護のみを目的とした認可団体への寄附は、単純控除の対象となる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

7.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

製造業、認可サービス事業、ホテル、観光業の従業員用の住宅施設として使用される建物は、建物の建設／購入に伴う支出に対して、10年間にわたり10%の産業建物特別控除の対象となる。

請求書は、www.hasil.gov.myを通じて国税局 (IRB) にオンラインで提出する。

8. サービス業界への円滑化および優遇措置

マレーシアでは製造業に加え、サービス業界の選定事業に従事する企業に対する優遇政策がある。(円滑化および優遇措置の形を取る)これらの優遇政策の一部は、MIDAが管轄する。

8.1 地域事業

駐在員事務所 (RE)、地域事務所 (RO)、プリンシパル・ハブ、グローバル・シェアード・サービスなどの形でマレーシアでの地域事業を開始した企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

地域事業政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 2: 地域事業

8.2 研究開発 (R&D)

マレーシアでR&Dサービスを行う企業は、MIDAの円滑化サービス、政府の資金支援、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

R&D政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 3: 研究開発(R&D)サービス

8.3 石油・ガス (O&G) サービス

マレーシアで O&G サービスに従事する企業は、MIDAの円滑化サービスおよび／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

O&G政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシアの税制優遇措置: 石油・ガスのサービスおよび設備(OGSE)セクターのための編纂資料および案内 ならびにマレーシアの石油・ガス

8.4 ホスピタリティ・サービス

マレーシアにおける ホスピタリティ業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、政府の資金支援および／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

ホスピタリティ政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 9: 観光業および旅行関連サービス

8.5 教育および工業訓練サービス

マレーシアで教育および工業訓練サービスを提供する企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

教育および工業訓練サービス政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 10: 教育および工業訓練サービス

8.6 医療およびヘルスケア・サービス

マレーシアにおける医療およびヘルスケア業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、および／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

医療およびヘルスケア・サービス政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 15: 医療およびヘルスケア・サービス

8.7 物流およびサプライチェーン・サービス

マレーシアにおける物流およびサプライチェーン・サービス業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

物流および医療およびサプライチェーン政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 4: 物流サービス

8.8 環境管理

マレーシアで環境管理サービスを提供する企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

環境管理政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 7: 環境管理サービスおよびマレーシアのグリーン・テクノロジー

8.9 IP 開発のための優遇措置

適格知的財産(IP)を保有し、適格IPの事業から所得を得ている企業は、10年間にわたり適格IPに関する所得に対する法人税の全額免除を受ける資格がある。その際、マレーシアにおけるIPに由来する所得だけが優遇措置を受ける資格があるとする、修正ネクサス・アプローチにおけるガイドラインに準拠する。

ここで

- 「適格IP資産」とは、1983年特許法 [法律第291号] または任意の国または地域の同等の法律における特許権またはユーティリティ・イノベーション、1987年著作権法における著作権取得済みソフトウェア、またはファミリー適格IP (二つ以上の適格知的財産権で、それらの権利を創出するに至ったR&Dにおいて発生した支出のどの部分が、ある特定の権利の創出においてのみ発生したか否か、またはそれらの権利の使用に由来する所得のどの部分が、ある特定の権利の使用のみから生じたかを確認できないほど、相互に関連しているもの)をいう。
- 「適格IP 所得」とは、ロイヤリティおよびライセンス料をいう。

所得税法34A条/34B条における優遇措置を受けている企業は、本優遇措置を受ける資格を有しない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2022年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

8.10 デジタル・サービス

マレーシアにおけるデジタル・サービス業界の企業は、MIDAおよびマレーシア・デジタルエコノミー公社(MDEC)の円滑化サービスを、マレーシア、ハート・オブ・デジタルASEAN (MHODA) ポータル経由で受ける資格を得られる可能性がある。本ポータルは、デジタル投資局(DIO)の後援により設立されたもので、デジタル投資プロジェクトの調整および評価を行うことで、デジタル投資申請のためのプロセスを迅速化、簡素化するのが目的。本プラットフォームを通じて、投資家は一元化されたエントリー・ポイントから投資への関心を表明することができ、エントリーと円滑化が容易になり、MyDIGITALの目標に沿った質の高いデジタル投資機会を得られるようになる。

MHODA のウェブサイトはこちら。
www.heartofdigitalasean.my

デジタル・サービス政策の詳細は以下を参照。
mdec.my/dio/

8.11 その他のサービス業界

上記の他に、MIDA は、サービス業界における以下のようなその他の産業で事業を行おうと考える企業を支援するためのブックレットを作成している。

専門技術支援サービス
ブックレット 5

情報・通信技術サービス
ブックレット 6

流通サービス
ブックレット 8

法務サービス
ブックレット 11

会計・監査・税務サービス
ブックレット 12

建築コンサルタント業サービス
ブックレット 13

調査コンサルタント業サービス
ブックレット 14

経営コンサルタント業サービス
ブックレット 17

市場調査サービス
ブックレット 18

広告サービス
ブックレット 19

これらのブックレットはすべて MIDA のウェブサイトですべて入手可能
www.mida.gov.my/publications/malaysia-investment-in-the-services-sector/

他の出版物も MIDA のウェブサイトですべて入手可能
www.mida.gov.my/publications/

第3章

マレーシアでの納税義務を最適化する





1. **マレーシアの税制**
2. **課税対象所得の種類**
3. **法人税**
 - 3.1 在留資格
 - 3.2 法人税率
 - 3.3 税の徴収
 - 3.4 税額控除
4. **個人所得税**
 - 4.1 在留資格
 - 4.2 個人の所得税率
 - 4.2.1 個人所得税控除
 - 4.2.2 税額払い戻し
 - 4.3 非居住者たる個人
5. **源泉税**
6. **不動産譲渡益税**
7. **売上税とサービス税**
 - 7.1 売上税
 - 7.1.1 1売上税の税率
 - 7.2 サービス税
 - 7.2.1 課税対象サービス
 - 7.2.2 課税
 - 7.2.3 サービス税の税率
 - 7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率
8. **輸入税**
9. **物品税**
10. **二重課税条約**

マレーシアでの納税義務を最適化する

世界の他の国と同様、マレーシアも国への投資を誘致することと、必要な政府支出のための資金源となる十分な税収入を得ることとの間でバランスを取る必要がある。マレーシアにおける所得への課税方法や、法に基づき実施される種々の控除および優遇措置を理解することで、貴社に法的に課せられる適切な金額の税金を確実にお支払いいただけるようになるだろう。

1. マレーシアの税制

マレーシアで稼得する、または、マレーシアを源泉とする、もしくはマレーシア国外を源泉としマレーシア国内で受け取られた、法人を含む個人の所得は、所得税の対象となる。

ただし、賦課年度に銀行、保険、空輸、海運業を営む居住会社を除く個人が、マレーシア国外を源泉とする所得をマレーシアで受け取った場合は非課税となる。

税務管理制度の近代化と合理化のため、企業、個人事業主、事業組合、組合、給与所得者に対して自己申告制度が実施され、所得税の申告額は当年所得に基づいて計算される。

2. 課税対象所得の種類

課税対象となるのは下記の所得である。

- ❖ 営業時期に係わらず事業から生じる利益や収益
- ❖ 雇用から生じる利益や収益（給与、報酬など）
- ❖ 配当、利子、または割引料
- ❖ 賃貸料、ロイヤリティ、またはプレミアム
- ❖ 恩給、年金、またはその他の定期収入
- ❖ その他所得とされる収益または利益

3. 法人税

3.1 在留資格

ある企業の事業の経営と管理がマレーシアで行われていれば、その企業はマレーシアにおける税法上の居住者とみなされる。経営および管理は通常、その企業の経営と管理に関する取締役会合が開かれる場所で執行されるとみなされる。

3.2 法人税率

2016賦課年度から、法人税は24%となっている。この税率は下記の法人にも適用される。

- ❖ 信託機関。
- ❖ 死亡時にマレーシア国外に居住していた個人の、財産遺言執行人。
- ❖ 裁判所に任命された管財人。
- ❖ 2D項が適用される有限責任事業組合以外の有限責任事業組合。

賦課年度の基準期間初頭における払込資本金／出資金が250万リンギット以下の居住会社および有限責任事業組合で年間売り上げが5000億リンギット以下の場合の税率は以下の通り。

60万リンギットの当初課税所得に対して - 17%

それ以上の課税対象所得に対して - 24%

石油産業における川上事業を営む事業主は、38%の石油所得税の対象となる。

3.3 税の徴収

企業は毎賦課年度の見積り法人税(CP204)を、基準期間の開始日より30日以内に、内国歳入庁長官に申告しなければならない。ただし以下は例外とする。

- 払込資本金が250万リンギット以下の新設企業(SME=中小企業)は、一定の条件の下、営業を始めた賦課年度から2年間、申告を免除される。
- 企業が営業を始めた賦課年度の基準期間が6か月未満の場合、同企業は当該賦課年度の見積り法人税を申告する必要も、分割払いをする必要もない。

見積り法人税は通常、企業の基準期間の2か月目から12か月にわたり毎月均等に分割で支払う。

未払い税金は、企業の納税申告用紙の提出期限日までに支払う。

3.4 税額控除

総収入から総収入の創出におけるすべての支出および費用を控除することで、調整所得が得られる。

zakat perniagaanの支払いは、企業の総収入を確認する際に控除として認められる。ただし、控除金額は当該賦課年度の累計所得の2.5%までとする。

以下に対する出資には控除が認められる。

- ✓ 連邦政府、州政府、地方自治体。
- ✓ マレーシア国税局の局長に認可された機構や機関。
- ✓ 財務省またはスポーツ理事会に認可されたスポーツ事業。

✓ 財務省に認可された国家プロジェクト。

4. 個人所得税

4.1 在留資格

個人の税法上の居住者としての資格は、1967年所得税法第7条項に定められたマレーシアにおける滞在期間により決定される。一般に、ある暦年において182日以上マレーシアに滞在する個人は、税法上の居住者とみなされる。

4.2 個人の所得税率

個人居住者は、2020賦課年度で0%から30%まで認められた免税額を控除後の課税所得に対して課税される。

4.2.1 個人所得税控除

居住者たる個人の課税対象所得は、総所得から個人所得税控除を差し引いて算定される。控除の種類は下記の通り。

No.	個人所得税控除の種類	2021賦課年度 (リンギット)
1.	本人と扶養家族	9,000
2.	医療費、養護費、または親の介護費用	8,000 (制限付き)
3.	障害者である個人、配偶者、子、または親のための基本的な支援器具の購入	6,000 (制限付き)
4.	障害者である個人	6,000
5.	教育費	7,000 (制限付き)
6.	重病にかかった個人、配偶者、および子に対する医療費または個人または配偶者への不妊治療費 (1,000リンギットを限度とする完全健康診断、および1,000リンギットを限度とするワクチン接種費用を含む)	8,000 (制限付き)
7.	ライフスタイル： ✓ 書籍、定期刊行物、雑誌、出版物、電子新聞の購入または予約 ✓ パーソナル・コンピューター、スマートフォン、またはタブレットの購入 ✓ スポーツ活動用のスポーツ用品の購入 ✓ 本人名義のブロードバンド接続料	2,500 (制限付き)

8	SSPNスキームの純貯蓄 (until YA 2022)	8,000 (制限付き)
9	配偶者手当／慰謝料の支払い	4,000 (制限付き)
10	障害者である配偶者	5,000
11	一般児童手当	2,000 (制限付き)
12	フルタイムで教育(Aレベル、修了証、大学入学許可または準備コース)を受けている、18歳以上の未婚の子女。	2,000 (制限付き)
13	以下に該当する18歳以上の未婚の子女 ❖ ディプロマ以上の資格取得のため、マレーシア国内でさらなる教育を受けている(大学入学許可または準備コースを除く)。 ❖ 学位取得のため、マレーシア国外で教育を受けている(修士号、博士号を含む)。 関連政府当局によって認可を受けた訓練機関や教育機関で教育を受けている。	8,000 (制限付き)
14	障害者である子女 マレーシア国内においてディプロマ以上の資格、またはマレーシア国外において関連政府当局が認可した高等教育機関で学士以上の取得を目指す18歳以上の未婚の障害者1人につき、8,000リンギットの追加控除。	6,000 (制限付き)
15	生命保険とEPF	生命保険： 3,000 (制限付き) EPF : 4,000 (制限付き) 年金退職制度を選択した公務員：7,000 (制限付き)

16	証券委員会によって認可を受けた民間の退職年金や据置年金への保険料。	3.000 (制限付き)
17	教育や医療給付の保険料	3.000 (制限付き)
18	社会保障機関(SOCSO)への寄附	250 (制限付き)
19	母乳保育器具の購入	1.000 (制限付き)
20	託児所および幼稚園への支払い	3.000 (制限付き)
21	スポーツ用品の購入費、スポーツ施設のレンタル/入場料、スポーツ競技の登録料	500 (制限付き)
22	国内旅行費用(2021賦課年度まで) (2020年3月1日から2021年12月31日の期間中は金額が増額される)	1.000 (制限付き)

4.2.2 税額払い戻し

居住者たる個人に対する課税額は、以下の税額払い戻しにより減額される。

- 課税所得35,000リンギット未満の居住者たる個人に対する所得税払い戻し

課税所得が35,000リンギット以下の個人は、400リンギットの払い戻しを受けられる。配偶者が就労していないか、配偶者の所得が合算賦課されている場合、同個人は、さらに400リンギットの追加の払い戻しを受けられる。

No.	税額払い戻し	2009 賦課年度以降 (リンギット)
a	分離申告	
	妻	400
	夫	400
b	合算申告	
	妻	400
	夫	400
	合計	800

c	夫または妻に所得がない場合の申告	
	妻	400
	夫	400
	合計	800

- その他の税額払い戻し

No.	税額払い戻し	(リンギット)
a	ザカット/フィトラ	課税額を上限とする
b	小巡礼ウムラおよび聖地巡礼を行う際の出国税(生涯に2回)	費用実額

4.3 非居住者たる個人

2020賦課年後から、非居住者たる個人は30%の税率が課せられ、個人所得税控除は受けられない。

5. 源泉税

非居住者たる個人には、以下の源泉税が課される。

下記の特定期間に対して10%。

- 個人またはその従業員により、財産や権利の使用や、工場、機械、器具の設置や操作などに関連して提供されたサービスの対価。
- 科学的、工業的、商業的な事業、ベンチャー、プロジェクト、計画の管理や運営に関連して提供された助言もしくは援助またはサービスの対価。
- 動産の使用に関する同意や取り決めに基づく賃料またはその他の支払い。

マレーシア国外で提供された、または実施された(a)および(b)のサービスに関連して受け取った所得に対しては、源泉税は適用されない。

2009年1月1日から、非居住者の提供する技術サービスの費用削減のため、マレーシアでのホテル宿泊に関する立替えや支払いは、源泉税における総技術料の計算には含まれない。

未払いの源泉税に関しては、非居住者への支払総額に対してではなく、未払いの税額に対してのみ10%の罰金が課される。

6. 不動産譲渡益税

マレーシアでは、通常、キャピタルゲインは所得税の対象にならない。ただし、マレーシアに所在する家屋、商業用建物、農場、空き地などの課税対象資産の処分不動産譲渡益税(RPGT)が課税される。課税対象資産には、マレーシア所在の「土地」およびその土地における、またその土地に対する任意の権益、オプション、またはその他の権利、および不動産会社の株式の処分などが含まれる。

2021年1月1日より、課税対象資産の処分から得られた利益には、5% から30%の税率により課税される。税率は以下に示す不動産の保有期間による。

処分	不動産譲渡益税の税率		
	パート I	パート II	パート III
	パート II およびパート III 以外。(個人など)	マレーシアで設立された企業、または信託の受託者、または1966年結社法により登録された結社	非市民および永住権不保持者、または非市民および永住権不保持者である故人の財産執行者、またはマレーシア以外で設立された企業
3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	5%	10%	10%

通常、RPGTは許容費用を控除した後の課税対象譲渡益に課税される。また、以下のような税制優遇措置が認められる。

- ❖ 市民または永住権所持者の私邸処分は、生涯に1度だけ、免税を受けられる。
- ❖ 個人が課税対象資産を処分する場合、1万リンギットまたは課税対象譲渡益の10% (金額が大きい方) に対する免税措置。
- ❖ 夫婦間、親子間、または祖父母と孫の間での寄贈による課税対象資産の処分に対しては、譲渡益および/または譲渡損失は発生しない。ただし、寄贈者はマレーシア市民でなければならない。

企業および個人への課税に関する詳細な情報については、以下を参照 www.hasil.gov.my

7. 売上税とサービス税

2014年物品サービス税(GST)法に代わり、2018年9月1日から、2018年売上税法と2018年サービス税法が、付随する法律とともに導入された。

7.1 売上税

2018年売上税法に基づき、輸入品と国内生産品に対して、輸入時または製品の売却時や、登録された製造業者がその他の方法で製品を処分した際に、売上税が課税される。

マレーシアの売上税は、マレーシアで製造された最終製品やマレーシアに輸入された製品に、単段階で課税される。

登録製造業者がマレーシアで製造した課税対象品に対して、製品の売却時、売却以外での処分時、製品の原料として以外に使用された時に売上税が課される。

輸入品に対する売上税は、製品が申告され、輸入税が支払われ、税関の審査を通過した際に課税される。

12か月以内に売却価額が50万リンギットを上回る課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

売却価額が50万リンギット以下の課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法14項に基づき、同法による便宜を享受するために、任意で登録することができる。

下請け業者として事業を行う製造業者で、12か月以内の下請け業務の総人件費が50万リンギットを上回る場合は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

7.1.1 1売上税の税率

売上税は従価税であり、規定にある通り、課税対象製品の種類に応じて(5%および10%)異なる税率が適用される。

石油製品の売上税には、他の課税対象製品と異なる特定の税率が適用される。

7.2 サービス税

マレーシアのサービス税は、「課税対象サービス」とされる特定のサービスに対する間接的な単段階の課税形態である。2018年サービス税法施行規定の附則1に基づき、担当省が規定した課税対象サービスのリストに含まれないサービスに対して、サービス税を課することはできない。

2018年サービス税法(STA2018)は、特定の地域、自由地域、保税倉庫、保税工場(LMWs)、共同開発地域(JDA)を除き、マレーシア全土で適用される。

7.2.1 課税対象サービス

課税対象サービスは、2018年サービス税法施行規定の附則1における各種分野に記載されているサービスである。課税対象サービスを提供し、一定の限度枠を上回っている課税対象者は、登録が義務づけられている。対象となる分野は、宿泊、飲食提供者、ナイトクラブ、ダンスホール、ヘルス・ウェルネスセンター、プライベート・クラブ、ゴルフ場とゴルフ練習場、賭博およびゲーム・サービス、専門サービス、その他、保険、通信、駐車場、広告などを提供するサービス提供者である。

7.2.2 課税

サービス税は、事業を行う登録業者がマレーシア国内で提供する課税対象サービスに課税される。サービス税は、登録業者が顧客に提供した課税対象サービスへの対価を受け取る際に徴収される。

7.2.3 サービス税の税率

サービス税の税率は、2018年サービス税(税率)施行令で定められ、2018年9月1日から実施されている。サービス税の税率は、2018年サービス税法(STA2018)9項で定め

られた通り、保険製品の価格や保険料、賭博の賭け金やゲーム料金など、課税対象サービスの6%となっている。

7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率

クレジットカードまたはチャージカードのサービス提供に対するサービス税の税率は、主要カードと追加カードにつき年間25リンギットである。サービス税は、カードの発行日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内か、もしくはカードの更新日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内に徴収される。

詳細情報については以下を参照。

mysst.customs.gov.my.

8. 輸入税

マレーシアの輸入税は、特定の品目に対しては固有の算定方式で課せられるが、ほとんどの場合は従価方式による。ただし、貿易の自由化に伴い、多岐にわたる物品に対する輸入税が、廃止または減額されている。

さらにマレーシアは、アセアン物品貿易協定(ATIGA)を結んでおり、2010年1月1日から、アセアン域内で取引される物品の99%超に対する輸入税が撤廃されている。

マレーシアは引き続き、貿易、原産地規則、投資の分野で、自由貿易協定交渉を進めていく。現在までにマレーシアは、日本、パキスタン、ニュージーランド、インド、チリ、オーストラリアとの二国間自由貿易協定を締結している。また、ASEANの枠組みのもと、中国、日本、韓国、オーストラリア／ニュージーランド、香港特別行政区、インドとの地域協定を締結している。これらの協定に基づき、輸入税は、合意されたスケジュールに従って減額または撤廃される。

2012年11月に交渉を開始した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、2020年11月15日にASEAN加盟10か国(AMS)とFTAパートナー諸国(AFP)5か国(オーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド)が署名した。

現在、AMSとAFPはRCEPの批准に向けて協定しており、同協定は2022年第4四半期に発効する見込み。協定発効の条件は、AMS6か国以上とAFP3か国以上が批准することである。

9. 物品税

たばこ、たばこ製品、アルコール飲料、トランプなどのカード、マージャン牌、自動車といった、マレーシアで製造されるかマレーシアに輸入される特定の製品には物品税が課せられる。自動車、トランプ、マージャン牌には価格に応じた物品税が課されるが、たばこ、たばこ製品、アルコール飲料には、特定の税率と価格に応じた税率とが組み合わせられて課税される。

政府は2019年7月1日から、以下のスケジュールに従って、砂糖入り飲料に対する物品税を施行した。

税目 No.	種類	全糖	物品税	例示
2009	フルーツジュース、野菜ジュース	12 グラム超/ 100ml	RM0.40/1 リットル	オレンジジュース、ライムジュース
2202	a) 炭酸飲料、乳飲料以外のアルコール飲料	5 グラム/ 100ml	RM0.40/1 リットル	コーラ飲料、アイソトニック飲料、炭酸飲料
2202	b) 乳飲料	7グラム超/ 100ml	RM0.40/1 リットル	チョコレート風味の乳飲料

政府は2021年1月1日、電子シガレット、ペープ、喫煙器具に対して、以下のスケジュールに従って物品税を施行した。

税目 No.	種類	物品税	例示
3824.99.9910	ニコチンを含まない液体またはジェル状の電子式またはペープ式器具による喫煙の支度	1ミリリットル当たり RM 0.40	ペープ用液体
8573.70.9010	電子シガレットおよび類似の個人用電気蒸発式器具	10%	e-シガレット器具、ペープ用器具
9614.00.9010	喫煙用パイプ(火皿を含む)	10%	喫煙用パイプ

物品税の対象となる物品および税率の詳細については、2017年物品税令を参照。

10. 二重課税条約

二重課税条約(DTA)は、国境を越えた所得流入に関連して、各国の租税権を明確にし、二重課税をなくすために税額控除や租税免除を提供することによって、二重課税を回避しようとする二国間の協定である。

マレーシアの二重課税条約の目的は下記のとおり。

- ✓ 対内投資と対外投資双方にとって好ましい環境を創出すること。
- ✓ マレーシアの特別税制優遇措置を、資本輸出国の納税者にとって完全に有効にすること。
- ✓ 一方的な措置から得られる減税と比べて、より効果的な減税を二重課税から享受すること。
- ✓ 脱税や租税回避を防止すること。

数多くの先進国や途上国と同様に、マレーシアにとっても、他の国々との国際的な租税条約ネットワークを通して、世界との貿易や投資を促進する必要性

はついて回る。加速する工業化と増加する国内への外国直接投資とにより、他の国々との租税条約の合意は、税制分野における確実性と保証を投資家に提供するうえで不可欠なものとなった。2019年1月31日現在、有効な二重課税条約は下記の通り。

Countries

アルバニア	フィンランド	マルタ	シンガポール
アルゼンチン*	フランス	モーリシャス	スロバキア共和国
オーストラリア	ドイツ	モンゴル	南アフリカ
オーストリア	香港	モロッコ	スペイン
バーレーン	ハンガリー	ミャンマー	スリランカ
バングラデシュ	インド	ナミビア	スーダン
ベルギー	インドネシア	オランダ	スウェーデン
ボスニアヘルツェゴビナ	イラン	ニュージーランド	スイス
ブルネイ	アイルランド	ノルウェー	シリア
カンボジア	イタリア	パキスタン	タイ
カナダ	日本	パプアニューギニア	トルコ
中国	ヨルダン	フィリピン	トルクメニスタン
チリ	カザフスタン	ポーランド	アラブ首長国連邦
中国	韓国	カタール	英国
クロアチア	クウェート	ルーマニア	米国*
チェコ共和国	キルギス共和国	ロシア	ウズベキスタン
デンマーク	ラオス	サンマリノ	ベトナム
エジプト	レバノン	サウジアラビア	ベネズエラ
フィジー	ルクセンブルク	セーシェル	ジンバブエ

* 制限付き協定

台湾[マレーシア台北経済文化事務所(TECO)が代表]に関しては、下記の租税免除施行令によって二重課税免除が認められる。

- P.U.(A) 201 (1998)
- P.U.(A) 202 (1998)

マレーシアの税制の詳細情報については、www.hasil.gov.my をご覧いただくか、下記に電子メールでお問い合わせいただきたい。lhdn_int@hasil.gov.my

第4章

マレーシアへの入国と就労





1. マレーシアへの入国要件

- 1.1 パスポートまたは旅行証明書
- 1.2 ビザの要件
- 1.3 必要なパス
 - 1.3.1 訪問パス(社交)短期
 - 1.3.2 訪問パス(社交)長期
 - 1.3.3 訪問パス(一時就労)
 - 1.3.4 雇用パス
 - 1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP)
 - 1.3.6 扶養家族パス
 - 1.3.7 学生パス

2. 外国人駐在員の雇用

- 2.1 外国人駐在員ポストの種類
 - 2.1.1 キー・ポスト
 - 2.1.2 タイム・ポスト
- 2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

3. 外国人ポストの申請

- 3.1 MyFutureJobs

4. 外国人労働者の雇用



マレーシアへの の入国と就労

マレーシアは国外からの出張旅行者と駐在員を歓迎する。彼らはマレーシア経済に大きく貢献し、多文化から成る国の構成を豊かにするから。特定の需要や事情に応じて、短期滞在に対しても、長期就労に対しても、多様なビザとトラベルパスを申請することができる。マレーシアにおける駐在員のコミュニティは、多様でインクルーシブなマレーシア社会に活気を添えるものである。

1. マレーシアへの入国要件

1.1 パスポートまたは旅行証明書

マレーシアを訪れるすべての人は、有効なパスポートか、マレーシア訪問のために作成され国際的に認知された旅行証明書を所持していなければならない。これらの証明書は、マレーシア入国時から6か月以上の残存有効期限があるものでなければならない。

マレーシアが承認していないパスポートを所持している人は、パスポートに代わる文書とマレーシア在外公館により発行されるビザを申請しなければならない。ビザの申請は、最寄りのマレーシア在外公館で行うことができる。

1.2 ビザの要件

ビザとは、外国人のパスポートまたは承認された旅行証明書に、その所持者がマレーシア入国を申請し、許可を得たことを示す証明書である。

マレーシア入国の際ビザが必要な外国人は、入国前にマレーシアの在外公館にて事前にビザを申請し、取得しなければならない。

以下の各国の国民は、マレーシア入国のためにビザを取得する必要がある。

・アフガニスタン*	・インド
・アンゴラ	・コートジボアール
・バングラデシュ	・コンゴ
・ブータン	・リベリア
・ブルキナファソ	・マリ
・ブルンジ	・モザンビーク
・カメルーン	・ミャンマー
・中央アフリカ共和国	・ネパール

・中国	・ナイジェリア
・コロンビア	・ニジェール
・コンゴ民主共和国	・パキスタン
・コンゴ共和国	・ルワンダ
・コートジボアール	・セルビア共和国
・ジブチ	・モンテネグロ共和国
・赤道ギニア	・スリランカ
・エリトリア	・国際連合（通行証明書の所持者）
・エチオピア	・西サハラ
・ガーナ共和国	・身分証明書
・ギニアビサウ共和国	・旅行の名目
・香港（身元証明書）	

Pイスラエルおよび北朝鮮の国民は、マレーシア務省から事前の許可を得なければならない。

上記以外の国（イスラエル及び北朝鮮を除く）からの国民は、社交またはビジネス目的の滞のみ、ビザを持たずにマレーシアに入国できる。

注:

*ビザには、身元保証、つまりマレーシア入国管理局による認が必要。

1.3 必要なパス

社交用または商用目的での入国申請以外の場合、訪問パスへの申請を、マレーシア到着前に行わなければならない。

パスは、認可された期間中の滞在許可をパスポートにおいて証明するものである。マレーシアを訪問する外国人は、マレーシア入国の際にマレーシアでの一時的な滞在を認めるパスを取得しなければならない。

こうした申請にはすべて、マレーシア国内で保証人を立てなければならない。保証人は、必要な場合、その外国人の扶養やマレーシアから本国への送還に関して責任を負うことに同意する。

外国人訪問者に対して、マレーシア到着時に発給されるパスは下記の通り。

1.3.1 訪問パス(社交)短期

訪問パスは、下記のような社交用や商用の目的で訪問する外国人に発給される。

- 会社の会合、会議またはセミナーに出席するか、会社会計に立ち会う、もしくは会社経営を円滑に行うためにマレーシアに入学する会社の所有者や代表者。
- 事業や投資の機会を探るため、または製造工場設立のために入学する投資家や企業家。
- 直接販売や流通に従事するためでなく、マレーシアで製造する予定の商品を紹介するために入学する外国企業の代表者。
- 不動産に関連した交渉、販売、リースのために入学する不動産所有者。
- マレーシアにおけるイベント等の取材のために入学するマスメディアの外国人ジャーナリストまたはレポーター(事前にマレーシア内務省の許可が必要)。
- スポーツ・イベントの参加者。
- 国内の大学で試験を受ける、または親善使節団に参加する学生。
- 入学管理局の長官によって認可された、上記以外の活動のために入学する訪問者。

これらのパスで就労したり、新規機械の設置や工場建設の監督をしたりすることはできない。

1.3.2 訪問パス(社交)長期

長期社交訪問パスは、マレーシア人の配偶者や子供など、特定分類を満たし、6か月以上、マレーシアに一時的に滞在する外国人に発給される。訪問者の適格性及び一定の条件を満たすことによって、パスは延長できる。

マレーシア人と結婚し、長期社交訪問パスを保持する外国人配偶者は、社交訪問パスを雇用パスや訪問パス(一時雇用)に変更することなく、任意の形態の雇用、事業、専門的職業に従事することが認められる。ただしその際、マレーシア移民局の許可が必要で、認可により初めて就労許可が下りる。

1.3.3 訪問パス(一時就労)

このパスは、24か月未満の就労のためマレーシアに入学する外国人に発給される。

1.3.4 雇用パス

このパスは、最低2年間、就労のためマレーシアに入学する外国人に発給される。雇用パスは、申請者が関連認定機関から外国人駐在員ポストの認可を取得した後、発給される。

1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP)

代理店との短期契約に基づき入学する外国人に発給される。

専門業務用訪問パス(PVP)は、マレーシアにおいて短期間、特別の(専門的な)仕事を行いたい外国人駐在員に支給される。給与は海外の雇用主が支払う。PVPはまた、マレーシアで実務訓練を受けることを希望する学生または海外の労働者に支給される。

パスの認可期間は最長12か月まで。
対象となる外国人の就労分野は以下の通り。

専門家	<ul style="list-style-type: none"> • 専門技能の移転 • 研究 • 職業訓練など https://esd.imi.gov.my
アーティスト	<ul style="list-style-type: none"> • 撮影や上演のために入学する者。アルバムや新製品のプロモーションのために入学する者など • epuspal.kkmm.gov.my
宣教師(イスラム教、またはその他の宗教)	<ul style="list-style-type: none"> • 宗教的目的で入学する者 • プトラジャヤ移民局ビザ、パス、許可証部門

パスの有効期間はさまざまだが、いずれも1回につき最長12か月である。

申請は、関係代理店が提出する。

1.3.6 扶養家族パス

駐在員の家族に支給される。扶養家族パスは、雇用パス所有者の配偶者、18歳未満の子ども(実子、継子、法的養子)に対して発給される。

社交訪問パス(長期)は、雇用パス所有者の18歳超の子ども(実子、継子、法的養子)、両親、義理の両親、内縁の配偶者に対して支給される。

このパスは、雇用パスの申請と同時に、雇用パス発行後に申請することができる。

訪問パス(一時就労)は、外国製の雇用パス所持者に支給される。

1.3.7 学生パス

学生パスは、マレーシア高等教育省/教育省の認可を受け、マレーシア内務省が外国人留学生の受け入れを許可した教育機関の講座を履修するため、マレーシア国内で就学することを希望する外国人に発給される。

詳細については以下を参照。
educationmalaysia.gov.my

2. 外国人駐在員の雇用

マレーシア政府は、最終的にはマレーシア人があらゆるレベルの職において訓練を受け、雇用されることを望んでいる。従って、企業がより多くのマレーシア人を訓練し、組織内のすべてのレベルにおける雇用パターンが、マレーシアの複合民族的構成を反映することが奨励されている。

しかしながら、熟練したマレーシア人が不足している分野においては、企業は「キー・ポスト」や「ターム・ポスト」といった外国人駐在員を配属することが認められている。キー・ポストとは、恒久的に

外国人を配属するポストで、ターム・ポストとは、定められた期間中に配属する役職である。

2.1 外国人駐在員ポストの種類

駐在員とは、下記の職責を実行する資格がある外国人である。

2.1.1 キー・ポスト

マレーシアで操業する外国資本の非公開会社における上級管理職ポストである。キー・ポストは、企業にとって利益や投資を保護するために必須なポストである。外国人駐在員は、目標や目的達成のための企業方針の決定に対して責任を負う。

2.1.2 ターム・ポスト

a. エグゼクティブ・ポスト

中間管理職や中級専門職のポストである。このポストは、該当する職務に関連した専門的資格、実務経験、技能、専門知識を必要とする。外国人駐在員は、会社の方針の実行や従業員の指揮に対する責任を負う。

b. ノンエグゼクティブ・ポスト

特定の専門技術または実践的スキルと経験を必要とする技術系職務を果たすためのポスト。

2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

外国人駐在員を雇用するには2段階のステップがある。

❖ 事業の性質によって定まる関連公認機関による駐在員ポストへの申請。

❖ 認定機関による駐在員ポストの認可を受けた後、企業は雇用パスの証明書を入国管理局に申請しなければならない。

a. 製造業、研究開発、医療機器試験研究所を運営し、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する税制優遇措置を申請する企業。

製造業または研究開発、および医療機器試験研究所を運営し、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する免税措置を申請する会社は、下記の最低払込資本金を条件に、駐在員ポストの検討対象となる資格がある。

- 100%マレーシア資本の会社:250,000リンギット
- 外国資本とマレーシア資本の共同所有:350,000リンギット
- 100%外国資本の会社:500,000リンギット

キー・ポストの認可は、マレーシアで設立された会社で、外国からの払込資本金が100万リンギット以上であることが条件となっている。ただし、キー・ポストの数と外国からの払込資本金を直接関係づけてはならない。

ターム・ポストの認可には、下記の条件が課される。

✓ 最低基本給が5,000リンギット以上。

✓ 学歴と経験の最低条件

学術資格要件:-

製造業企業:-

- 学士号と関連分野での3年以上の経験。
- ディプロマと関連分野での5年以上の経験。
- 高校修了証書と関連分野での10年以上の経験、または企業が提案した学歴／経験のどちらか高い方。

請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社:-

- 学士号と関連分野での3年以上の経験。
- ディプロマと関連分野での5年以上の経験、または企業が提案した学歴／経験のどちらか高い方。

駐在員ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ただし、外国資本が100%または過半数を占める請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社の場合は、研究開発職員の50%までとすることが条件となる。つまり外国人駐在員1人に対して、マレーシア人の研究開発職員1人という割合になる。ターム・ポストの期間は、最高5年まで考慮することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

b. 経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)と国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブ

経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの申請は、下記の基準に基づき考慮される。

- ❖ 経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)の場合、払込資本金が500,000リンギット以上。
- ❖ プリンシパル・ハブの場合、払込資本金が250万リンギット以上。

駐在員ポストの数は、会社の要件に基づき考慮され、ターム・ポストの期間は最高5年である。

経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの認可には、下記が条件とされる。

- ✓ 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。
- ✓ 学士号と関連分野での最低5年の経験、または会社によって提案された学歴／経験のどちらか高い方。
- ✓ マレーシア資本の経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)については、最低払込資本金が500,000リンギット以上であることを条件に、キー・ポストが考慮される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

c. 地域拠点(RE)/ 地域事務所(RO)

地域拠点(RE)/ 地域事務所(RO)の駐在員ポスト(ターム・ポスト)への申請は、下記の条件に基づき考慮される。

- ✓ 最低運営費が年間300,000リンギット以上。
- ✓ 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。

認可されれば、地域拠点(RE)/ 地域事務所(RO)の申し出通りの運営費と基本給が課される。

ターム・ポストの数は、それぞれの場合の利点を元に考慮される。ターム・ポスト認可の年限は、MIDAによるRE/ROステータスの年限に準拠したものとなる。

RE/ROの海外駐在員ポストの申請は、MIDAに対して提出する。

d. 農業 – 園芸および花卉園芸を含む

漁業、畜産業、農業における、(優遇措置を受けない)新規企業や既存企業の駐在員ポストへの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

駐在員ポストの認可は、製造業に対して定められたものと同様のガイドラインと条件に則して考慮される。

3. 外国人ポストの申請

製造業や関連サービスセクターの新規企業や既存の企業(拡張や多角化を伴わない事業も含む)による、外国人ポストの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に対して行う。これは、製造業ライセンス取得が必要な企業も、製造業ライセンス取得を免除されている企業も対象となる。

2021年1月1日以降、外国人駐在員を雇用する意図を有する雇用者は、MIDAに外国人駐在員ポストを申請する前に、人的資源省が管轄するMYFutureJobsポータル上で最低30日間、人員募集広告を行わなければならない。

3.1 MyFutureJobs

公共部門と私的部門のどちらでも、雇用においてはマレーシア人を優先することを保証するため、人的資源省(MOHR)は2020年6月4日の閣議決定に基づく新たな取り組みを発表。それによると、MYFutureJobsポータル上で最低30日間、人員募集広告を行わなければならない。マレーシアへの国外投資の重要性を考慮し、以下のカテゴリーに対しては、人員募集広告の例外とされる。

a. 重要な地位

月給15,000リンギット以上の(上級職(C-Suite)・キーポスト)または外国人駐在員。

b. (RE/RO)

マレーシアで設立された製造業およびサービス業の海外組織/企業の地域拠点(RE)/ 地域事務所(RO)で、その企業/組織のために業務を行うもの。商業活動に従事するRE/ROは除外する。業務を運営するRE/ROは、1965年会社法に基づく登記をする必要

はない。本カテゴリーで外国人駐在員の雇用を申請する場合、MIDAの認可状/確認状が必要となる。

c. 投資家/株主/所有者

投資家とは、投資収益を得るためにマレーシアに資金を投資する個人のことで、企業運営に直接携わる者を指す。

一方、株主は、企業の資本金の30%以上を保有し、その企業の取締役役に任命されるか、および/または重要な役職に就いている者を指す。

d. 企業移転/設置/貿易協定

海外駐在員は、親会社の指図によりマレーシアの子会社または会社グループで働く。その目的は、訓練や企業間での知識/経験の共有により、従業員の需要を満たすことにある。

e. 国際組織

国際組織法(特権および治外法権)(法律第485号)の対象となる組織は、外国人の中から外国人採用スタッフ(FRS)を任命することができる。

特殊技能を要する役職に空席が生じても、自動的にMYFutureJobsへの広告掲載が免除されるわけではない。特殊技能を要する役職とは、例えば特定のおよび/または他に例のない技能や、企業が定めた職務を実行する戦略的能力を指す。企業は、MYFutureJobsポータル上の広告掲載免除を社会保証機関(SOCSO)が検討するよう申請することができる。

企業は bit.ly/PDKKPERKESO 経由でPDKK書式(特殊技能を有する外国人駐在員)を完成し、同役職が特別な免除を必要とする正当な理由を、PDKK書式にて詳しく説明する必要がある。

当該の役職がSOCSOから免除に値すると認定された場合、企業はMYFutureJobsの広告掲載を免除される。役職が特殊技能を要すると認定されない場合、企業は少なくとも30日間、MYFutureJobsポータルに人員募集広告を掲載し、国内の人材を求めのために面談を実施しなければならない。特殊技能職の免除ステータス通知は電子メールで企業に送信される。

MYFutureJobsに関する照会は、SOCSOのカスタマー・サービスセンターへの電話(1-300-22-8000/03-8091 5300)または下記アドレスへの電子メールにて連絡されたい papd@perkeso.gov.my

4. 外国人労働者の雇用

マレーシアでは、製造業、建設業、プランテーション、農業、鉱業・採石業、サービス業、家事使用人の分野において、限定的外国人労働者を雇用することができる

サービス業では、外国人労働者は以下の6サブセクターでのみ雇用できる。レストラン、清掃サービス、貨物運搬、ゴルフ・クラブのキャディ(男性のみ)、卸売/小売、ホテル/リゾート・アイランド。

認可は各事例の利点に基づいてなされ、その都度定められる条件に従う。適格なマレーシア人や永住権資格者がどうしても見つからない場合のみ、外国人労働者の雇用申請が考慮される。

外国人労働者に対する年次課税は下記の通り。

認可セクター	年次課税 (マレーシア半島) リンギット	年次課税 (サバ/サラワク) リンギット
製造業	1,850	1,010
建設業	1,850	1,010
プランテーション	640	590
農業	640	410
鉱業・採石業	1,850	1,490
サービス業	1,850	1,490
サービス業 (アイランド・リゾート)	1,850	1,010
家事手伝い	410	410

外国人労働者の申請はすべて、内務省のワンストップ・センターに提出する。ただし、外国人家事手伝いの申請は、マレーシア入国管理局に申請する。

外国人労働者の雇用に関する詳細については、マレーシア内務省のホームページを参照。

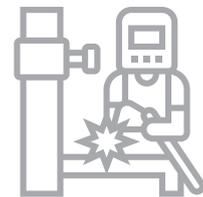
www.moha.gov.my

注記: 上記の情報は、実業界が一般に入手可能な情報を発見して利用することを補助する一般的な案内にすぎない。新型コロナウイルス感染症の状況および政策対応が目まぐるしく変転するため、上記の情報が実情と合わなくなる可能性がある。さらなる確認のために、以下のサイトを参照されたい。 www.imi.gov.my

第5章

マレーシアの人材プールを採用する





1. 人的資源の開発

- 1.1 工業技能訓練施設
- 1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp)

2. 労働費用

3. リクルート的手段

4. 労働基準

- 4.1 1955年雇用法
- 4.2 サバ州とサラワク州の労働法令
- 4.3 1991年被雇用者積立基金法
- 4.4 1969年被雇用者社会保障法
- 4.5 1952年労働者災害補償法
- 4.6 1994年職業安全保健法 (OSHA)

5. 労使関係

- 5.1 労働組合
- 5.2 1967年労使関係法
- 5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係



マレーシアの 人材プール を採用する

マレーシアは、勤勉で、規律正しく、教育を受けた、訓練可能な労働力を、将来の投資家に提供している。労働市場に参入するマレーシアの若者は、少くとも11年間の、つまり中等学校レベルの学校教育を修了しているため、新しい技術を訓練することは容易である。さらに、27%の労働力は高等教育を受けている。

製造業における技術的訓練を受けた労働力への高まる需要に対応するため、マレーシア政府は、エンジニア、技能労働者、熟練労働者を増員する政策をとっている。技術職業教育訓練(TVET)に力を入れており、供給される卒業生が産業界の必要条件に合うよう、産業界と技術職業教育訓練(TVET)提供者が協力できるプラットフォームが提供されている。

さらにマレーシアは、労使関係が良好で調和のとれた、自由で競争力のある労働市場を有する。政府は、労働市場の要求に対応するため、労使関係の法制度を継続的に見直している。安定した労使関係を確保するため、スキルアップや技能再教育のプログラムが利用可能である。

工業先進国と比べて、マレーシアの労働コストは、生産性が高いにもかかわらず相対的に低いといえる。生産性に応じた賃金制度、自動化、技能訓練を含む、生産性向上のための、多くのプログラムや促進活動がある。

1. 人的資源の開発

現在、人的資源省の人材局は、23か所の工業訓練所(ITI)、8か所の高等技術研修センター(ADTEC)、日本マレーシア技術学院(JMTI)の合計32か所の技能訓練機関を運営している。工業訓練所(ITI)では、入社前または新入社員に対する基礎、中級、上級レベルの産業技術訓練プログラムを提供している。プログラムは、機械、電気、電子、印刷、建築技術、情報通信技術(ICT)、非金属材料の5つの分野で提供される。さらに、人的資源省は、既存の従業員の技能向上プログラムや、指導者高等技術研修センター(CIAST)での指導者向けの研修も運営している。

1.1 工業技能訓練施設

マレーシアでは、職業技術訓練校、工科専門学校、工業訓練研究所で、さまざまな工業分野で雇用される若者を育成している。これらの大半は政府機関が運営しているが、民間の学校も、産業で必要とされる熟練労働者を育成することで、政府の取り組みを補足している。

人的資源省人材局の他に、職業訓練を実施している政府機関は以下の通り。

- 教育省は、技術職業訓練コースを提供する職業訓練校85校を運営している。技術訓練校の卒業生は、新入社員として就職するか、他の省の管轄下にあるデ

イプロマ・レベルの工科専門学校や、修了証書レベルのコミュニティー・カレッジ、またはその他の職業訓練施設において、高等教育を受けることができる。

- 青年スポーツ省、22か所の国立青年技能研修センターと国立高等青年技能研修センターで、基礎、中級、上級レベルの工業技能研修を提供している。また、短期コースや技能向上プログラムも実施している。
- Majlis Amanah Rakyat (マラ)と呼ばれる、地方地域開発省傘下の先住民信託評議会。マラは、基礎、中級、上級、プロフェッショナル・レベルの訓練プログラムを提供する技能訓練所を、全国各地で230か所超運営している。

産業のニーズに合った人材を育成

MIDAは、産業において即戦力となる卒業生を育成すべく、国内の学界、技術・職業訓練機関、地域産業の指導者たちとの間にパートナーシップを築き上げている。これは、新たなインダストリー4.0環境のニーズを満たすため、適正な業界における知識と技能を身に着けた才能を即戦力として提供できるようにするためである。

人材パイプラインの取り組みの一環として、MIDA はいくつかの取り組みを開始した。

➤ 製造業インターンシップ・プログラム (マニファクトシップ)

高等教育省(MOHE)との共同プログラムで、製造業およびサービス業界の企業は、MOHEが現在提供しているプログラムの中から選択することができる。プログラムは、組織的インターンシップ・プログラム(SIP)、職場に基礎を置く学習(WBL)、2u2i(2年間大学で学び、2年間業界で働く)。

この取組の一環として、学生インターンがインターンシップのために雇用されるまで、将来的に企業の就業環境に統合されるインターンシップの枠組みを企業が開発することを、MOHE は支援する。

➤ 対面円滑化プログラム

MIDA はまた、円滑化インターンシップ・プログラムを通じ、業界に高レベルの国内人材を供給するエンド・ツー・エンドの円滑化プログラムを提供している。これらのプログラムは、学生たちに、実験的な学習機会を提供する。インターンシップ・プログラムの完了後、MIDAは学生たちがそれぞれの企業で常任の職位を与えられることを希望している。

➤ MIDA 見習いプログラム

政府による支援と、技術職業教育訓練(TVET)をゲームチェンジャーにしようとする意欲をもって、MIDAは国家TVETアジェンダを最先端に押し出すための中心的役割を果たした。そのような取り組みのひとつがMIDA見習いプログラムで、同プログラムはMIDA、マレーシア製造業連盟(FMM)、MOEの共同の取り組みである

見習いプログラムの目的は、FMM加盟企業の間で顕著な技能不足に対処することである。プログラムは、ただちに業界に適応できるような熟練職業労働者を育成するための迅速な取り組みである。

この2年間のプログラムで、学生たちは毎年、6か月の学術研究の後、6か月の産業訓練を受ける。学生たちは、MOEが所管する専門学校が実施するコースにより、マレーシア技能資格証明書(MSC)のレベル2またはレベル3までの訓練を受ける

▶ トレーナー研修プログラム

ジョホール州にある7つの技術職業教育訓練(TVET)施設から23人のマスター・トレーナーが集中プログラムに参加した。このプログラムにおいて、トレーナーたちは、NX Unigraphics (UG) や CAD/CAM アプリケーションといった最新の精密機械および技術ソフトウェアの使用法を学んだ。7TVET施設は以下の通り。

- ジョホール技能開発センター (PUSPATRI)
- イブラヒム・スルタン工科専門学校 (PIS)
- パシル・グダン工業訓練研修所 (ILP)
- レダン工業訓練研修所(ILP)
- パゴ国立高等青少年技能研修所 (IKTBN)
- ジョホールバル・マラ技能研修所 (IKM)
- バトゥー・パハト先端技術研修センター (ADTEC)

トレーナー研修プログラムの後には、一連の「移転ワークショップ」が実施されており、これが「乗数効果」をもたらし、対象トレーナーが他のトレーナーたちに新たな技術的知識を伝えるよう促している。これにより技能格差が減少し、工業部門を医療機器、航空宇宙などのハイテク分野に押し上げることになる。

1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp)

人的資源開発基金 (HRD Corp)は、人的資源省傘下の政府組織で、2001年 Pembangunan Sumber Manusia Berhad法(2001年PSMB法)に準拠し、雇用者からの税の徴収とマレーシア労働層のための研修・開発プログラムへの資金供給を通じて、マレーシアの人材開発への願望を推進する責任を負う。

近年、HRD Corp の使命には、多様な技能、バックグラウンド、能力から成るマレーシア人のために、雇用および工業訓練の斡旋、キャリア・コーチングおよびカウンセリング、収入創出機会の開発も含まれるようになった。

2001年Pembangunan Sumber Manusia Berhad法

2001年 Pembangunan Sumber Manusia 法 (法律第612号)は、HRD Corpの役割、責任、機能、権限を定めた法律。同法は、従業員、見習い、研修生の研修・開発のための資金源となる人的資源開発税の賦課と徴収、基金の設立と管理、その他すべての関連事項について規定している。

同法の第1附則の対象となるすべての雇用者は、従業員の月給の1%相当の人的資源開発税を負担しなければならない。

▶ 雇用者登録適格基準

義務的カテゴリー (1%の税)	10人以上のマレーシア人従業員を雇用する会社
任意カテゴリー (0.5%の税)	5-9人のマレーシア人従業員を雇用する会社

2021年3月1日より、同法の適用されるセクターおよびサブセクターが拡大された。対象セクターの全リストについては以下を参照。www.hrdcorp.gov.my。

2. 労働費用

製造業部門の給与と付加給付は、業種、立地、雇用の規模によって異なる。会社が提供する一般的な休暇としては、年次休暇、祝祭日、病気休暇、入院休暇、産休、忌引休暇などがある。会社によっては、制服の支給、送迎、奨励給、シフト手当、保険料などを含む付加給付を提供している。ボーナスは、会社の業績や個人の業績に応じて提供される。

2020年2月1日から、2020年最低賃金施行令 [P.U. (A) 5/2020]が施行される。この改正により、民間の雇用者は従業員数に関わらず、新たな最低賃金料率に準拠しなければならないことになる。

2020年2月1日から施行される最低賃金料率は下記の通り。

月額	最低賃金料率	
	稼働日数	時給
1,200 リンギット	6	46.15リンギット
	5	55.38リンギット
	4	69.23リンギット
		5.77リンギット

製造業における給与と付加給付の詳細情報については、マレーシア雇用者連盟(MEF)のホームページを参照。www.mef.org.my。

3. リクルートの手段

雇用者と求職者は、登録された民間の職業紹介所に加え、MYFutureJobs portalに無料で登録できる。[\(www.myfuturejobs.gov.my/\)](http://www.myfuturejobs.gov.my/) 同ポータルでは、全国規模で適切な求職者と提供可能な職種をオンラインで検索することができる。

4. 労働基準

労働局は、労使協調を維持するために、労働法の執行に対する責任を負っている。労働法は、従業員の権利と利益保護のために雇用者が守らなければならない最低限の要件を定めたものである。労働局長に免除申請することにより、事業運営におけるより一層の柔軟性が確保される。

4.1 1955年雇用法

主要労働法規である1955年雇用法は、半島マレーシアとラブアン連邦直轄地における月額賃金が2,000リンギット以下の従業員と、賃金の額に関わらずすべての肉体労働者に適用される。雇用者は労働契約を結ぶことができるが、支給する賃金が法に定められた最低手当に反したり、最低手当を下回ったりしてはならない。従業員は、給与、残業手当、解雇給付、出産給付などの給付金に関する雇用者と従業員の紛争に関して、労働裁判所に金銭請求の訴えを起すことができる。加えて、月額賃金が2,001リンギットから5,000リンギットの従業員は、労働契約の条件に関して、労働裁判所による救済を求めることができる。

1955年雇用法に基づく雇業者の義務の一部は下記の通り。

- すべての従業員に、労働契約の解除などを含む雇用条件を明記した労働契約書を手交しなければならない。
- 従業員の個人的な明細、賃金の支払い、控除などに関連する労働記録を保管すること。
- 夜間勤務や出産給付金などに関する、女性従業員に対する特別規定。
- 正規の勤務時間とその他労働時間に関する規定。
- 年次有給休暇、病気休暇、入院休暇、祝祭日の権利、および超過勤務や時間外労働に対する手当。
- 外国人被雇用者の採用における雇業者の責任。
- 職場でのセクシャル・ハラスメント行為に関する特別規定。

4.2 サバ州とサラワク州の労働法令

労働法令(サバ67)と労働法令(サラワク76)は、それぞれの州における労働法の運用を規定している。サバ州労働法令とサラワク州労働法令は、1995年雇用法の規定と相似している。ただ、なかには異なるため留意すべき条項もある。それらの条項は、下記の通り。

対象範囲

1995年雇用法では、月額賃金が2,000リンギット以下の被雇用者が対象だが、サラワク州の労働法令では、月額賃金が2,500リンギットまでとなっている。サバ州労働法令では、対象となる従業員は、雇用契約を結んだ月額賃金が2,500リンギットまでの個人と、給与額に関係なく、肉体労働あるいは運送用や商業用の機械式車両の操作やメンテナンスに携わる個人、または、肉体労働を行う従業員の監督者、一部を除くマレーシアで登録された船舶に携わる者、家事使用人となっている。

児童や青少年の雇用に関する特別条項

法令は、「児童」や「青少年」の雇用における条件を規定している。「児童」とは15歳未満で、「青少年」とは15歳以上18歳未満の者を指し、半島マレーシアで適用される1966年児童・青年(雇用)法と同じ対象範囲となる。

非居住者の雇用

「非居住者」の雇用を希望する雇用者は、まず、「非居住者」雇用のライセンスを、サバ/サラワク労働局長から取得しなければならない。「非居住者」とは、1959年/1963年移民法71項で規定されているように、サバ/サラワクに属していない人と定義されている。

従業員の派遣に関する情報

1955年雇用法では、外国人労働者を雇用した雇用者は、雇用後14日以内に、所定の用紙にて、長官に通知するよう定められている。

4.3 1991年被雇用者積立基金法

2019年1月1日に施行される、1991年被雇用者積立基金法(EPF)に基づく強制拠出は下記の通り。

60歳以下の場合

- 雇用者負担 - (a) 月給が5,000リンギット(1,171米ドル)以下
従業員月給の13%
- 雇用者負担 - (b) 月給が5,000リンギット(1,171米ドル)超
従業員月給の12%
- 従業員負担 - 従業員月給の9%

[1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートA)参照]

60-75歳の場合

マレーシア国民

- | | |
|-----------|----------|
| • 雇用者負担 - | 従業員月給の4% |
| • 従業員負担 - | 従業員月給の0% |

[1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートE)参照]

永住者

- | | |
|-----------|---|
| • 雇用者負担 - | (a) 月給が5,000リンギット(1,171米ドル)以下
従業員月給の6.5% |
| | (b) 月給が5,000リンギット(1,171米ドル)超
従業員月給の6% |
| • 従業員負担 - | 従業員月給の5.5% |

[1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートC)参照]

すべての外国人労働者と外国人駐在員、およびその雇用者は、強制加入から免除されている。ただし加入を選択することもでき、その場合は以下の料率となる。

60歳以下の場合

• 雇用者負担 -	従業員1人につき月額5.00 リンギット(1.17米ドル)
• 従業員負担 -	従業員の月給の9%

[1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートB)参照]

60-75歳の場合

• 雇用者負担 -	従業員1人につき月額5.00 リンギット(1.17米ドル)
• 従業員負担 -	従業員の月給の5.5%

[1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートD)参照]

4.4 1969年被雇用者社会保障法

社会保障機関(SOCSO)は、1969年被雇用者社会保障法(法律第4号)に基づき、従業員とその家族を保護するため2種類の社会保障制度を提供している。2種類の社会保障制度は以下の通り。

a. 雇用傷害制度

雇用傷害制度は、就業によって、または就業中に生じた、仕事に関連した事故で被災した、または職業病を患った被雇用者を保護する。雇用傷害保険制度に基づき支給される手当には、医療手当、一時障害手当、永久障害手当、看病手当、扶養手当、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがある。

b. 疾病制度

疾病制度は、雇用と関連のない原因による疾病や死亡に対し、24時間補償を従業員に提供する。ただし、従業員は疾病年金の対象となる条件を満たさなければならない。疾病制度に基づき支給される手当には、疾病年金、疾病給付金、看病手当、遺族年金、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがある。

抛出台

適格雇用者および従業員は、同法に基づき社会保障機関(SOCSO)に抛出台しなければならない。

抛出台には2種類ある。

• 第1種

雇用傷害保険制度および疾病年金制度。雇用者と従業員の双方が抛出台を行う。第1種の抛出台料率は、抛出台予定表に従い、雇用者は従業員の給与の1.75%、従業員は自身の月給の0.5%である。

• 第2種

第2種の抛出台料率は、抛出台予定表に従い、雇用者が従業員の月給の1.25%相当を支払う。60歳

になったすべての従業員は、雇用傷害保険制度のみを対象とするこちらの分類に入れられる。

雇用者資格

1人以上の従業員を雇用する雇用者は、被雇用者社会保障法で定義されている通り、社会保障機関(SOCSO)に登録し、抛出台する義務を負う。

従業員資格

民間部門で雇用契約によるか見習いとして雇用される従業員と、連邦/州政府および連邦/州の法定団体に契約/臨時職員として働く者は、社会保障機関(SOCSO)に登録し、抛出台する義務を負う。抛出台料率の基準となる月給の上限は4,000リンギットである。

1969年被雇用者社会保障法の対象から免除される従業員は以下の通り。

- 邦および州政府の常勤職員
- 家事労働者
- 自営業者
- 個人事業またはパートナーシップのパートナー

2017年自営業社会保障法(法律第789号)

2017年自営業社会保障法(法律第789号)は、2017年6月1日に施行された。この法律は当初、自営業障害保険制度に基づき、個人タクシー運転手、GrabCarなどのオンライン配車サービスを提供するドライバー、ステージバス、チャーターバスなどを運転する自営のバス運転手を保護するものだった。その後2020年1月1日から、この制度はより非公式な19のセクターに拡大された。この制度では、自営業者とその被扶養者を、職業病や仕事に関連する活動中の事故といった雇用関連の障害から保護する。タクシー運転手とその被扶養者に現金給付や、医療、身体のリハビリ、職業訓練を提供する。保護期間は抛出台が実施された日時から12か月。抛出台料率はひと月当たり被保険給与金額の1.25%。

2017年雇用保険制度法(法律第800号)

2018年1月1日施行の雇用保険制度(EIS)は、失業した被保険労働者の収入を即時に填補することを目的とする。また、就職先の斡旋や、必要な場合は雇用の可能性を広げるための職業訓練も提供する。

雇用保険制度(EIS)の目的

- ❖ 失業した被保険従業員に対し、収入を即時に填補する。
- ❖ 再就職先紹介プログラムにより、失業者の再就職先確保を支援する。
- ❖ 職業訓練を通じて失業者の就職可能性を改善する。

雇用保険制度(EIS)の対象範囲

- ❖ 民間部門のすべての雇用者は、個々の従業員に対して月間の拠出を義務付けられる。
- ❖ 従業員とは、雇用契約によって、または見習い身分で、給与を対価として雇用される者をいう。雇用契約または見習い身分は明示的に表現されていても暗示的なものでもよく、口頭によるものでも書面によるものでもよい。
- ❖ 18歳から60歳のすべての従業員は拠出の義務を負う。ただし57歳以上の従業員で、57歳になるまで拠出したことのない者は、拠出を免除される。
- ❖ 拠出料率については、基準となる月給が4,000リンギットに制限される。

雇用保険制度(EIS)の料率

雇用者:0.2%

従業員:0.2%

雇用保険制度(EIS)による給付

- ✓ 就職活動手当(JSA)
- ✓ 減額所得手当(RIA)
- ✓ 訓練費(TF)
- ✓ 訓練手当(TA)
- ✓ 早期再就職手当(ERA)
- ✓ 再就職先紹介プログラム
- ✓ 進路相談

社会保障適用範囲の拡充

• 配偶者

2018年7月1日、社会保障機関(SOCSO)は法律第4号および法律第800号の対象となる企業において、自身の配偶者とともに働く配偶者に対する社会保障適用範囲を拡充した。社会保障による保護の拡充により、法律第4号および法律第800号に基づいて、配偶者に雇用され、配偶者のために働く妻または夫は、両法に基づく社会保障の対象となる。

• 外国人労働者

社会保障機関(SOCSO)はまた、2019年7月1日より、適用対象をマレーシアにおけるすべての合法的外国人労働者(家事労働者を除く)に拡充した。外国人労働者は法律第4号に基づく雇用障害(EI)制度の対象となる。拠出料率は被保険月給の1.25%で、雇用者が支払う。雇用障害(EI)制度では、雇用中の事故や職業病と、通勤中の事故に対して、従業員を保障する。

復職プログラム

2007年に導入された復職(RTW)プログラムは、雇用中の負傷や病気に対する社会保障機関(SOCSO)の保険型年金を補完する積極的な取り組みである。負傷した、または病気になった労働者で社会保障機関(SOCSO)の復職(RTW)プログラムを最後まで履修した者は、自分自身と家族を養いつつ、マレーシアの生産性ある労働力の一員として復帰し、国の経済成長に貢献している。

社会保障機関タウン・ラザク・リハビリテーション・センター(TRRC)は復職プログラムを支援しており、紹介された患者が保険型年金により実社会に健康に復帰できるまで、総合的リハビリ施設を提供し、家族、コミュニティ、国の社会経済開発に貢献している。

健康診断プログラム(HSP)

社会保障機関(SOCSO)は2013年、健康診断プログラム(HSP)を導入した。40歳になった被保険労働者に、健康診断の受診券を配布することになっている。健康診断プログラム(HSP)は、健康的なライフスタイルの実践を奨励し、ひいては労働者間の非感染性疾患の解決を目指すものである。

4.5 1952年労働者災害補償法

1952年労働者災害補償法は、雇用者が労働者に保険をかけること、雇用中の事故で負った傷害に対して補償金を支給することを義務づけている。同法に基づき、永久全身不能、永久部分不能、死亡に対する3種類の保障がある。

4.6 1994年職業安全保健法(OSHA)

人的資源省傘下の職業安全保健局(DOSH)は、職業安全と健康に関する法律の管理と執行の責務を負っている。職業安全保健局(DOSH)は、下記のとおりさまざまな経済セクターにおいて、職場の人々や他の人々の安全・健康・福利厚生を、職業活動に由来する危険から保護している。

- 製造業
- 鉱業、採石業
- 建設業
- 農林水産業
- 公益事業(ガス、電気、水道、下水道事業)
- 運輸、倉庫、通信
- 卸売、小売
- ホテル、レストラン
- 金融、保険、不動産、事業所向けサービス
- 公共サービス、法定機関

この執行業務は、下記の3つの法律に準拠する。

- OSHA 1994
- 1967年工場および機械法
- 1984年石油業法(安全対策)

L'OSHA 1994 fornisce il quadro legislativo OSHA 1994は、個別の産業や団体に合うよう策定された自主規制制度を通して、すべてのマレーシアの雇用主と従業員に、高水準の健康で安全な職場環境を普及、促進、奨励するための法的枠組みを規定している。

OSHA 1994は、雇用者、被雇用者、自営業者、デザイナー、製造業者、輸入業者、設備や物質のサプライヤーの責任を定義している。OSHA 1994に基づき、雇用者は実践的な範囲内で、働く従業員の健康、安全、福利を保護しなければならない。この義務は、安全な設備や労働体制の提供と維持に特に当てはまる。

設備および物質の使用、取り扱い、保管、輸送の際にも、安全と健康を守る措置が講じられなければならない。「設備」には、機械、機器、器具、工具、部品が含まれる。「物質」とは、天然および人工の物質で、固体、液体、気体、蒸気形態、あるいはそれらを組み合わせた状態にあるものを指す。

物質の輸送・保管・使用により生じる健康へのリスクは、最小限に抑えなければならない。雇用者は、とりわけ特別危険物の取り扱い作業に関する法的必要条件に関する情報を含んだ、安全労働対策のための必要な情報、取扱説明、訓練、監督業務を提供しなければならない。

40人以上を雇用する雇用主は、職場に安全保健委員会を設置しなければならない。委員会の主な役割は、安全と健康対策が定期的に見直されることを保証することであり、安全と健康に関する事項の調査は、委員会が実施する。

雇用者は、職場での事故、危険の発生、職業性中毒や疾病が発生した場合、または発生の可能性がある場合は、最寄りの職業安全保健事務所(DOSH)に届け出なければならない。

危険な化学物質を使用する製造過程では、資格を有する専門家による、大気環境、人への影響と安全性のモニタリングを実施しなければならない。また、職業保健医は、従業員の医学的監視を確実にしなければならない。

DOSHが執行するOSHA 1994には、下記の8つの行政規則がある。

- 1) 雇用者による労働安全保健についての原則の提示(例外)規則1995年
- 2) 重大な労働災害ハザード管理規則1996年
- 3) 安全保健委員会規則1996年
- 4) 安全保健担当官規則1997年
- 5) U健康に危険を及ぼす化学物質の使用基準規則2000年
- 6) 事故・危険の発生・職業性中毒・職

業病の告知規則2004年

- 7) 危険化学物質の分類・表示・安全データシート規則2013年
- 8) 騒音曝露規則2019年

これらの規則に違反した場合は、法廷で裁かれる可能性がある。一方で、1967年工場および機械法(FMA)の目的は、従業員の安全、健康、福利に関わる事項に関する工場管理や、機械の登録と検査について規定することである。ボイラー、火なし圧力容器、乗用ホイス、天井クレーン、ゴンドラなど、認証されたすべての機械は、設計上の必要条件、技術的規格、検査、点検に関して認可を受けなければならない。製造業者は、職業安全保健局(DOSH)からの設計認可を受けるため、図面、技術的計算書、製造業認定書、その他の関連資料を、Sistem Kawal Urus Dokumenシステム (www.dosh.gov.my) を使ってオンラインで提出しなければならない。

すべての工場および一般機械は、マレーシア国内での据え付けや操業前に、職業安全保健局(DOSH)に登録しなければならない。

特定の機器や製造工程での操作、据え付け、メンテナンス、取り壊しにあたっては、有資格者による作業が必要になる。そのため、クレーン、エレベーター、足場などの機械や設備の設置中は、安全を確保するために、有資格者による作業が義務づけられている。スチーム・ボイラーなどのリスクの高い機器は、ボイラーマンやスチーム・エンジニアなどその他の有資格者が操作する必要がある。

DOSHは、1967年工場および機械法(FMA)に基づき、以下の15の行政規則を執行している。

- 1) 人運搬用および荷物用電気エレベーター規則1970年
- 2) 機械の囲いと安全に関する規則1970年
- 3) 通知・適合基準および検査規則1970年
- 4) 担当者設置規則1970年
- 5) 安全・保健および福利規則1970年
- 6) スチーム・ボイラーおよび火なし圧力容器規則1970年
- 7) 能力証明および試験規則1970年
- 8) 管理規則1970年
- 9) 和解可能な犯罪規則1978年
- 10) 犯罪和解規則1978年
- 11) 鉛規則1984年
- 12) アスベスト処理規則1986年
- 13) 建築物運用および建設エンジニアリング(安全)業務規則1986年
- 14) 鉱物粉末規則1989年
- 15) 検査(リスクベース検査)の特別制度規則2014年

1984年に石油(安全対策)法が施行された。この法律の目的は、石油の運搬、保管、使用における安全を規制することである。この法律の範囲には、陸路、鉄道、海上、パイプラインでの石油の運搬や、石油の保管や取り扱いなどが含まれる。

石油の運搬に関しては、同法に基づく2つの規則が施行されている。

- 1) パイプラインによる石油の運搬規則1985年
- 2) 海上での石油の運搬規則1985年

5. 労使関係

5.1 労働組合

通常、雇用主と従業員の双方に、自らの利益を守るため、組合を形成し、参加する権利があるとともに、特定の組織、業界、職業、産業における条件を満たす義務がある。労働組合の組合員資格は、地理的に限定される。例えば、マレーシア半島の従業員は、すべての組合員が半島で働いている労働組合に加入し、サバ州またはサラワク州に勤務する従業員は、サバ州またはサラワク州に設立された労働組合の組合員となる。

労働組合の主な目的は、下記の通り。

- 労働者と雇用者の良好な労使関係の促進、労働条件の改善、経済的・社会的ステータスの強化、生産性の向上などを目的とした、労働者と雇用者の関係の調整。
- 労働者間の関係や雇用者間の関係の調整。
- 労使紛争時の、労働者または雇用者の代理。
- 労使紛争や関連する事項の実施または対応。
- 業界や産業におけるストライキやロックアウトの推進、組織化、資金繰り、またはストライキやロックアウト中の組合員への貸金や諸手当の提供

労働組合の構成、機能、活動の政策とガイドラインは、通常、人的資源省労働組合関係局が担当する1959年労働組合法と1959年労働組合規則に記載されている。

5.2 1967年労使関係法

マレーシアの労使関係は、1967年労働関係法(法律第177号)の法的枠組みに従って運営されている。この法律は、マレーシア労使関係局(DIRM)によって執行され、雇用者と従業員の関係や、国内の労働組合を規制する。この法律は、特に下記の事項を概括する。

- 労働組合の承認要求と代表権の範囲に関する手続きについて概要を示した規定。
- 労働組合と雇用者との効果的な集団交渉と、それに伴う団体協約の促進に関連する規定。
- 人的資源大臣や労働裁判所に判断を委託することを含む、労働紛争の予防と解決に関連する規定。

- ビケ、ストライキ、ロックアウトなどの争議行為に関連する規定。
- 労働者の復職要求のための代表権に関連する規定。
- 労働裁判所の運営に関連する規定。
- マレーシア労使関係局(DIRM)の職員による調査権に関連する規定。

また、マレーシア労使関係局(DIRM)は、全国各地にある事務所を通して、雇用に関するあらゆる事項や質問に対するアドバイザリー・サービスも提供している。

5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係

労働組合が組織されていない企業では、通常、被雇用者が上司、現場監督、雇用者に対して直接改善を要求することで紛争を解決しようとする。また、被雇用者は人的資源省に苦情を申し立てることができ、これにより同省は事情調査を実施する。

第6章

マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する





1. マレーシアの金融制度

- 1.1 中央銀行
- 1.2 金融機関
 - 1.2.1 イスラム金融産業
 - 1.2.2 開発金融機関

2. 輸出信用リファイナンス-i

- 2.1 融資の方法
- 2.2 融資期間と委託証拠金
- 2.3 支払い

3. マレーシア資本市場

- 3.1 マレーシア証券委員会
- 3.2 ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia)

4. ラブアン金融サービス

- 4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブアン FSA)
- 4.2 ラブアン IBFCでの事業運営
- 4.3 ラブアンIBFC の事業活動

5. 外国為替政策

- 5.1 非居住者に対する規則
 - 5.1.1 マレーシアへの投資
 - 5.1.2 実行可能な国内での融資
 - 5.1.3 支払いと受け取り
 - 5.1.4 外国為替 (FX) ヘッジング
 - 5.1.5 リンギットおよび外貨建て口座
- 5.2 居住者に対する規則
 - 5.2.1 外貨資産への投資
 - 5.2.2 オンショア借入とオフショア借入
 - 5.2.3 支払いと受け取り
 - 5.2.4 FX ヘッジング
 - 5.2.5 外貨口座

マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する

マレーシアには、包括的で発達した金融インフラがあり、通常の金融機関とイスラム金融機関、資本市場、オフショア・バンキング、外国為替市場などから成っている。多国籍企業から零細企業まで、投資家はマレーシアにおける資本および運営費の調達先を探す手間を必要としない。

1. マレーシアの金融制度

投資家は、その資金調達需要をマレーシアの成熟した統合金融制度により、安んじて満たすことができる。この制度には、多様な金融機関が含まれており、変化が激しく複雑化する国内経済の需要に応えようとしている。金融制度には、従来の金融機関とイスラム金融機関が含まれ、どちらも並行して事業を運営している。

1.1 中央銀行

マレーシア中央銀行であるバンク・ネガラ・マレーシア(BNM)の主な目的は、マレーシア経済の持続的成長に貢献する、通貨の安定と金融の安定を促進することにある。2009年マレーシア中央銀行法に明記されている主な機能は、下記の通り。

- マレーシアの金融政策の考案と実施
- マレーシアでの通貨発行
- BNMが執行する法律に準拠する金融機関の規制と監督
- 金融市場と外国為替市場の監視
- 支払いシステムの監視
- 健全で斬新、かつ包括的な金融システムの促進
- マレーシアの外国準備高の保持と管理
- マレーシアの外国為替相場制度の管理
- 特にマクロ経済政策についての政府へのアドバイザー

1.2 金融機関

下記の表は、2020年12月末における、BNM管轄下の金融機関の数を示す。

	合計	マレーシア系金融機関	外資系金融機関
商業銀行	26	8	8
イスラム銀行	16	11	3
国際イスラム銀行	1	0	1
投資銀行	11	11	0
保険会社	36	13	23
タカフル運営業者(イスラム保険会社)	15	11	4
再保険会社	7	2	5
再タカフル運営業者(イスラム再保険会社)	2	0	2
開発金融機関	6	6	0

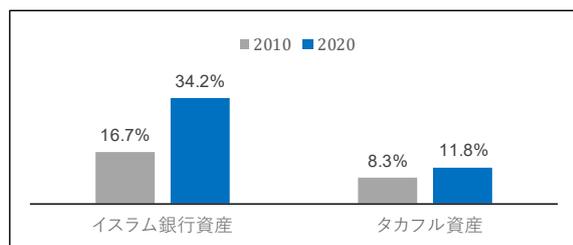
商業銀行、投資銀行、イスラム銀行からなる銀行制度は、主要な資金の流通機関であり、マレーシアの経済活動を支援する主要な財源である。銀行は、国内にある2,316超の支店と5,085の銀行代理業者のネットワークを通じて営業している。マレーシアにはまた、18の外資系銀行の駐在員事務所がある。マレーシアにある8つの銀行グループは、アセアンのすべての加盟国を含む世界の19か国に、支店、駐在員事務所、子会社、資本参加、合併会社の形態で進出している。

開発金融機関、保険会社、タカフル運営業者からなるノンバンク金融機関は、貯蓄を集め、経済の金融ニーズに対応することによって、銀行を補完している。全国に932の事務所と192,006の登録代理店を持つ保険会社とタカフル運営業者は、企業や個人に対して、リスク管理とファイナンシャル・プランニング・ソリューションの手段を提供している。

1.2.1 イスラム金融産業

マレーシアのイスラム金融は、包括的な規制、法律とシャリヤによるガバナンスの枠組み、多様な業界プレーヤー、専門的な付帯サービスプロバイダー、質の高い優秀な人材によって支えられ、安定した成長を続けている。

産業全体における市場シェア(%)：イスラム銀行資産とタカフル資産



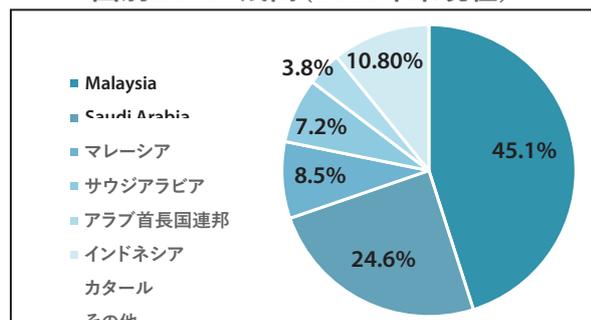
資料出所:マレーシア中央銀行

イスラム銀行資産は、2020年末の銀行総資産の34.2%¹(1,089.8億リンギット)を占め、金融セクター計画2011-2020の実施開始以来、マレーシアの総合的な金融システムの主要な構成要素としての役割をさらに広げている。40を上回る金融機関(イスラム銀行、従来型の銀行や投資銀行のイスラム窓口、国際イスラム銀行、開発金融機関など)が提供する広範な商品は競争力を有する革新的なもので、コミュニティー、経済、環境への有益で持続可能な影響をもたらすことを目的としている。

タカフル産業では、タカフル総資産は、2020年末の全保険産業とタカフル産業の市場シェアの13.7%(537億リンギット)を占めた。家族タカフル市場の普及率は16.9%となっており、タカフル制度が提供する利点が、一般の人々に受け入れられてきたことを示している。

マレーシアにおけるイスラム金融の発展を支えるため、2013年イスラム金融サービス法(IFSA)に基づき、顧客がシャリヤに準拠した投資活動による利益を投資し、分配する機会を提供するため、投資勘定が導入された。投資勘定はまた、企業にさらなる融資調達の手段を提供している。現在、7つのイスラム銀行が投資勘定を提供している。

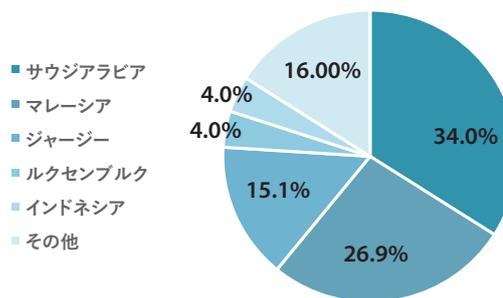
国別Sukuk残高(2020年末現在)



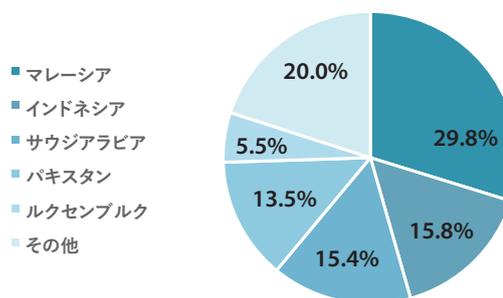
Source: Stime del MIFC

世界的に見て、マレーシアはイスラム金融における主導的なハブとなっている。マレーシアは世界最大のスクーク(イスラム債券)市場であり、2020年末時点での発行高は2,584億米ドルに上った。2020年におけるスクーク社債発行高で、マレーシアは世界全体の発行高の45.4%を占めた。

イスラム・ファンド運用資産(AuM) 国別(2020年末現在)



国別イスラム・ファンドの数(2020年末現在)



Source: MIFC estimates

イスラム系ウェルス・マネジメントに関しては、マレーシアは世界市場の26.9%のシェアを占めており、2020年末の運用資産高(AuM)は351億米ドルに上った。ファンド数では世界1位で、394のファンドが登録され世界全体の29.8%を占める。マレーシアには現在、イスラム系資産運用会社23社とイスラム系資産に対応した資産運用会社34社が存在する。

1.2.2 開発金融機関

マレーシアの開発金融機関(DFI)は、国家の全体的な社会経済発展目標にとって戦略的に重要とされる主要なセクターを進展させ促進させるという特別な目的の下、政府により設立された専門的金融機関である。戦略的セクターには、農業、中小企業(SME)、インフラ産業、海運業、輸出型産業、資本集約的産業、ハイテク産業などがある。

開発金融機関(DFI)は、専門機関として、対象となる戦略セクターの特定のニーズに合った、さまざまな専門金融商品やサービスを提供している。開発金融機関(DFI)はまた、指定された産業を育成し開発するために、コンサルタントやアドバイザー・サービスといった付随的サービスも提供している。したがって、開発金融機関(DFI)は、銀行機関を補完し、長期的経済発展のため、指定された戦略分野に対する金融商品やサービスの供給における間隙をつなぐ戦略的なパイプ役を務めている。

2002年には、持続可能な履行、必要不可欠な規制および監督の枠組みを通じて、開発金融機関(DFI)の金融面と運営面の安定性を促進するために、2002年開発金融機関法(DFIA)が成立し、開発金融機関(DFI)が定められた役割を、慎重に、また効率的、効果的に

1 開発金融機関(DFIs)を含む

果たすことができるようにしている。開発金融機関法 (DFIA) の制定により、中央銀行が、開発金融機関 (DFI) にとって中心的な規制監督機関となった。

6つの開発金融機関 (DFI) が、開発金融機関法 (DFIA) に基づき定められている。

- 製造業、サービス業、建設業に従事する中小企業への融資とアドバイザー・サービスを提供するマレーシア中小企業開発銀行、またの名をSMEBank、
- インフラ・プロジェクトや、海運業、資本集型産業、ハイテク産業に加え、国家開発政策に準ずるその他の産業に対し、中長期的融資を提供するBank Pembangunan Malaysia Berhad、
- 会員および非会員に対して貯蓄を奨励し、金融サービスを提供する貯蓄貸付組合であるBank KerjasamaRakyat Malaysia Berhad、
- 商品の輸出入や海外事業に融資し支援するために信用供与を提供し、輸出信用保険サービスと保障制度を提供するマレーシア輸出入銀行、またの名をEXIM Bank、
- 特に小額貯蓄者に対するリテール・バンキングやパーソナル・ファイナンスに特化し、マイクロファイナンスや代理銀行サービスの提供による金融包摂 (ファイナンシャル・インクルージョン) のためのアジェンダを支援するBank Simpanan Nasional、
- 農業と地域社会の発展を支援するために、貯蓄預金を受け入れ、融資とアドバイザー・サービスを提供するBank Pertanian Malaysia Berhad、またの名をAgrobank。

開発金融機関 (DFI) を引き続き強化する意図の下、厳しい運営環境の中、戦略的な経済部門を支援するという同機関の仲介的役割をさらに高めるため、開発金融機関法 (DFIA) が改定された。改定の眼目は、コーポレート・ガバナンス慣行のさらなる強化、開発金融機関 (DFI) が定められた役割を果たすための運営効率性や能力の改善にあった。改定開発金融機関法 (DFIA) は2015年7月に議会を通過し、2016年1月31日に施行された。

2. 輸出信用リファイナンス-i

輸出信用リファイナンス (ECR) は、直接または間接輸出業者に対し、シャリア (イスラム法) に即した出荷前および出荷後の従来型資金融資をリンギット建てまたは米ドル建てで実施する。マレーシアで設立され、直接または間接に輸出および国際貿易に関わる製造企業または商社が利用できる。加入機関 (ECR 銀行) において正式に設けられた ECR 信用限度額を附与された企業は、以下の制度を利用する資格を有する。

- 出荷前 ECR-i

出荷前 ECR 制度は、輸出入銀行による前払い融資。マレーシア製品の輸出出荷に先立つ購入／輸入の円滑化と、輸出志向産業における輸出業者と国内サプライヤー間の後方連携の促進を図る。

- 出荷後 ECR-i

出荷後 ECR-i は、出荷後に輸出業者が輸出資金や取引を支払うために融資される。

2.1 融資の方法

出荷前 ECR-i の場合、直接的／間接的輸出業者に対して下記の2つの融資方法がある。

a. 輸出受注書による方法:

直接的輸出業者には輸出受注書を担保として出荷前 ECR が融資され、間接的輸出業者には、その会社を受取人とした ECR-i 国内開設信用状 (DLC)、ECR 国内発注書 (DPO)、またはローカル発注書 (LPO) を担保に融資される。

b. 輸出実績証明書 (CP) による方法:

直接的／間接的輸出業者には、EXIM Bank が発行する輸出実績証明書 (CP) を担保に出荷前 ECR が実施される。融資の限度額は、輸出実績証明書 (CP) の限度額に基づき、1 年間有効。

出荷後 ECR の場合、融資方法は割引手形の買い入れにより、ECR 銀行に提出する輸出関係書類を担保に融資が行われる。

2.2 融資期間と委託証拠金

融資の最長期間は、出荷前 ECR-i の場合は4か月 (120日)、出荷後 ECR-i の場合は6か月 (183日)。

輸出受注書による出荷前 ECR-i の融資限度額は、直接的輸出業者の場合は、輸出受注書の価額の95%まで、間接的輸入業者の場合は、ECR-i DLC、ECR-i DPO または LPO の価額の95%までとなっている。

輸出実績証明書 (CP) による出荷前 ECR-i の場合は、輸出実績証明書 (CP) の限度額が融資限度額となる。輸出実績証明書 (CP) の限度額は3つの期間に分割され、1期間は4か月とされる。製造業と貿易業における直接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の100%である。一方、製造業と貿易業における間接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の80%である。

出荷後 ECR-i の場合は、融資限度額は輸出インボイスの価額の100%となる。

2.3 支払い

直接的輸出業者による出荷前 ECR-i 融資の返済原資は、海外のバイヤーからの輸出収益／ECR 銀行からの出荷後収益によるものとなる。間接的輸出業者の場合、出荷前 ECR-i 融資の返済は、ECR-i 利用者、自由貿易地域 (FTZ) ／保税工場 (LMW) からの国内の販売収益によるものとなる。

出荷後 ECR-i の場合は、支払いは輸出収益の受領か、出荷後請求の満期のどちらか早い方で清算される。

輸出信用リファイナンス-i (ECR-i) の詳細については以下を参照。www.exim.com.my

3. マレーシア資本市場

3.1 マレーシア証券委員会

マレーシア証券委員会(SC)は、マレーシア資本市場の規制と発展に対する責任を負う。証券委員会は、調査権と執行力を持つ独立採算制の国家機関である。

SCの目標は、公正で、効率的な、また安全で透明な証券およびデリバティブ市場の推進と維持、および革新的で競争力のある資本市場の秩序ある発展の円滑化にある。同委員会はアクセスが容易で、活発な、また説明責任を果たす市場の発展にコミットしている。

マレーシア資本市場の開発

マレーシアは十分に多様化した資本市場である。そこには、900社超の上場企業を擁する株式市場、アジア第3位の債券市場、世界的に評判が高い革新的イスラム資本市場、パーム原油(CPO)の標準価格が決定されるデリバティブ市場、域内最大級のユニット・トラスト産業がある。

2020年におけるマレーシアの資本市場の総額は3兆4,000億リンギットで、同国経済の2.4倍の規模だった。マレーシアは世界有数のイスラム資本市場であり、シャリアに即した株式とスクーク(イスラム債)の残高は2兆3,000億リンギットあり、世界最大のスクーク市場である。2020年の資産運用業界の運用額は9,055億リンギットまで増加し、イスラム系資産運用額は2,168億リンギットとなった。

イスラム系資本市場の力強さを支えに、SCはマレーシアを持続可能な金融の地域ハブとして確立する取り組みを主導している。2017年には世界初のグリーン・スクークを発行して世界の注目を集め、続いてSCは自身が創設したSRIスクーク制度に基づき発行されるすべてのスクークを対象としたグリーン・スクーク助成金制度と、アセアンのグリーン・ソーシャル・サステナブル債券基準に基づく債券の規模を拡大した。2020年末時点で合計8件のグリーンSRIスクーク助成金が認可され、調達総額31億リンギットのファンドを支援している。

実体経済の支援

マレーシア資本市場は、経済成長への金融を提供している。2020年における債券、スクーク、株式の発行による資金調達の総額は3,767億リンギットに上った。株式クラウドファンディングやP2P融資などの、零細・中小企業向けのオルタナティブな資金調達チャネルによる調達額は、7,840件のキャンペーンを通じ6億3,100万リンギットとなった。

証券委員会(SC)は利用しやすいエコシステムの構築に注力する一方、投資家保護と効率的仲介性の確保に向け努力している。その中核的使命である市場成長の規制と確保は、金融リテラシーおよび投資リテラシー向上策などの投資家保護を目的とすることで実現されている。

詳細な情報については証券委員会(SC)のホームページを参照。www.sc.com.my

3.2 ブルサ・マレーシア(Bursa Malaysia)

1976年の設立以来、ブルサ・マレーシア社は50種類におよぶ異なる経済活動に従事する900社超の企業が上場して資本を調達する、アセアンにおける最大規模の証券取引所となっている。インクルーシブな市場であるブルサ・マレーシアは、多数の投資商品とサービスに用意にアクセスできるようになっており、国内外の市場参加者たちが拡大・投資できるようにあらゆる種類の機会に結びつけている。多様な商品の範囲は、株式、デリバティブ、先物とオプション、オフショア、イスラム系資産を網羅する一方、上場債券およびスクーク(ETBS)などのその他の投資手段や、上場投資信託(ETF)や不動産投資信託(REIT)などの総合的な投資制度も提供している。ブルサ・マレーシアはまた、上場、取引、清算、決済、預託機関といった取引所関連サービスも提供する。

アセアンにおける資金調達市場として選好されるブルサ・マレーシアは、発行企業が資金調達需要を満たすための効率的なアクセスを提供する。企業は大手企業向けのメイン市場か、またはあらゆる規模の新興企業向けのACE市場に上場している。2017年には新市場LEAPが設立された。同市場は資本市場において中小企業の資金調達の道を開き、中小企業を認知させることを目的とする。LEAPはアセアン域内で初の試みであり、マレーシアを資本市場の革新の最先端に位置づけるものである。ブルサ・マレーシアには、天然資源セクターの域内企業と最大級の企業が上場している。

ブルサ・マレーシアは、FTSEブルサ・マレーシアKLCIを主要指標として採用している。過去10年(2011-2020年)で主要指標のFBMKLCIは7%上昇し、ブルサ・マレーシアに上場する全企業の時価総額は42%増加した。マレーシアの株式市場は、世界の株式市場におけるボラティリティとチャレンジの高まりにもかかわらず、成長を続けてきた。マレーシア市場における外国人投資家の保有割合は比較的に安定しており、常時20%を上回っている。

2005年3月18日に上場会社となったブルサ・マレーシアは、複数の画期的な試みを成功させた。今日、ブルサ・マレーシアは世界最高の、また最も革新的なシャリア準拠投資のための取引所として認知されており、この世評は、イスラム系融資におけるさまざまな革新的事業の先陣を切ったことからもたらされたが、その中には、世界初のエンドツーエンド(E2E)のシャリア債券投資プラットフォームであるブルサ・マレーシア-iや、世界初のE2Eのシャリア準拠コモディティ取引プラットフォームであるブルサ・スクーク・アル・シーラなどがある。ブルサ・マレーシアはまた、世界最大のパーム原油先物の取引ハブでもある。同市場のパーム原油先物(Crude Palm Oil Futures)は、長期にわたり世界のパーム油業界での標準的価格を提供する商品として認知されている。

コーポレート・ガバナンスとサステナビリティの分野では、ブルサ・マレーシアは、コーポレート・ガバナンスの強力な支持者として、またサステナビリティ・アジェンダの覇者として、最先端を行く取引所と目されている。2014年には、環境・社会・ガバナンスの企業による実践を評価するため、FTSE4Goodブルサ・マレーシア・インデックスを導入した。また2015年には、国連の持続可能な証券取引所イニシアチブに参加することによって、発行者や市場において持続可能な戦略を推進する取り組みを一段と進めた。2018年、ブルサ・マレーシアはBursaSUSTAINを設立。これは、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ、責任投資に関するワンストップのオンライン・ナレ

ッジ・リポジトリで、これらのトピックに対する理解をより広範囲の株主たちに普及させることを目的としている。

ブルサ・マレーシアは、アセアンにおける持続可能で、かつ世界に接続された主導的な市場となるというビジョンの実現に向けて進んでおり、引き続き自身の影響力と提供品目を拡張する取り組みに重点を置くとともに、すべての市場参加者に十分な成長機会を提供する助けとなる資本市場エコシステムの育成を目指している。

ブルサ・マレーシアの詳細情報については、ホームページを参照。www.bursamalaysia.com。

参加機関

a. 株式仲介業者

2020年12月31日現在、株式仲介業者が29社あり、このうち9社は投資銀行に分類されている。これらの株式仲介業者は、ブルサ・マレーシア証券社に上場されている有価証券の取引に関するサービスを提供する。投資銀行は、2013年金融サービス法(FSA)およびイスラム金融サービス法(IFSA)に基づいてマレーシア国立銀行(BNM)が発行するマーチャント・バンキング・ライセンスを保有するとともに、2007年資本市場・サービス法に基づいて証券委員会が発行する資本市場サービス・ライセンスを保有する。このように、投資銀行は、企業金融、債券取引、証券取引などの、包括的な資本市場サービスおよび金融サービスを提供することが可能である。ユニバーサル・ブローカー・ステータス(ユニバーサル・ブローカーは総合的な資本市場サービスを提供することができる)を保持する株式仲介業者が、1社だけ残っている。

b. トレーディング参加企業

トレーディング参加企業は、デリバティブ取引業務を行う企業で、ブルサ・マレーシア・デリバティブ規則に基づいてトレーディング参加企業に認定される。トレーディング参加企業は、2007年資本市場・サービス法に基づいて証券委員会が許可した先物仲介業者として事業を行う。2020年12月31日現在、デリバティブ取引資格を有するトレーディング参加企業は17社ある。

投資家の教育と保護

ブルサ・マレーシアは、正常に機能し、活気があり、持続可能な資本市場を維持するための投資家教育、保護、市場の完全性の維持を最重要視している。ブルサ・マレーシアは、不断に投資家を教育し、市場とその参加者たちとを公正で秩序あるやり方で管理する総合的で堅固な規制の枠組みを維持することで、この目的を達成する。

投資家を教育し、投資家が詳細な情報を得た上で投資判断ができるよう、不断に行っている努力の一環として、ブルサ・マレーシアは2020年6月、「ブルサ・アカデミー」を開講した。これは主に証券市場、デリバティブ市場、イスラム系資本市場の個人投資家を対象とするe-ラーニングのプラットフォームである。ブルサ・アカデミーは投資家に、それぞれ異なるニーズ、専門知識、技能レベルに応じた全体的な学習体験を提供する。出入り自由で総合的なワンストップの学習ポータルである同アカデミーは、知識に基づく授業とインタラクティブなゲーミフィケーションを、ユーザー・フレンドリーなプラットフォーム上で展開している。このプラットフォームは取引所の教育のための取り組みを強化し、投資家が利用

可能なその他のデジタル・ツールを補完する。例えば、市場データと取引のためのアイデアを提供するBursa Marketplaceアプリや、振替決済制度の口座管理取引を簡素化するBursa Anywhereアプリなどである。

投資家保護策の安全装置として、ブルサ・マレーシアは明快で包括的な、また利用しやすい規則を確立し、これらの規則を随時見直して、規則が妥当性や効果を維持し、また市場規制手段として国際的標準に照らして評価できるようにしている。これは同規則が適切な水準の投資家保護を提供していることを確認するためであり、負担が重いコンプライアンス費用をかせがせたり、円滑な事業運営や成長を妨げたりするものではない。

規制機能を行行使する際、ブルサ・マレーシアはまた、市場での適切な透明性の確保と、上場企業と仲介業者のガバナンスおよび行動の改善に大きな重点を置く。ブルサ・マレーシアは、とくにその監督手法と教育支援プログラムを通じて、開示基準、およびコーポレート・ガバナンスとサステナビリティの実践を絶えず底上げしている。さらに、ブルサ・マレーシアの規制局が取る警戒監視策や積極的手段は、不規則な、または望ましくない企業活動および取引活動を適時に検知し管理できるようにする。

これらは適切なレベルの投資家保護策に支えられた規制が行き届いた市場を作り上げるのに貢献しており、この市場では自己制御の文化と市場参加者による実践の質は引き続きより強力となり、市場は公正で、秩序を保ち、活発である。

市場規制の厳格さは国際的に認識されている。達成された顕著な業績の一部を下記に示す。

- コーポレート・ガバナンスの分野では、アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)が主催する域内コーポレート・ガバナンス達成度ランキングであるCG Watchの2018年版で、マレーシアは7位から4位に上昇した。
- 少数株主監視グループ(Minority Shareholders Watch Group)による2019年のコーポレート・ガバナンス評価によると、マレーシアの上場企業上位100社の平均成績は、2015年の80.41ポイントから2019年には98.40ポイントへと大きく改善した。
- アセアン資本市場フォーラムが2020年12月に発表した2019年アセアン・コーポレート・ガバナンス大賞で、マレーシアはアセアン上場企業トップ20社の中で最多数(計7社)を占める国となった。
- 2019年5月時点の世界銀行事業環境ランキングにおいて、少数投資家保護の項目で、マレーシアは190か国中2位となった。

リスク・マネジメント

ブルサ・マレーシアは、マレーシア証券委員会が発行した金融市場インフラ・ガイドラインおよびマレーシア・コーポレート・ガバナンス・コードを採用している。これらは、ISO 31000:2018 リスク管理 - 原則とガイドラインや、BIS決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構(IOSCO)が発行する金融市場インフラ原則などのベストプラクティスに即したもので、ブルサ・マレーシアの事業、運営上のリスクを管理し、安全で効率的な運営ができるようにするものである。

グループ内でのリスク、規律、ガバナンス、コンプライアンス管理について企業全域を見渡せる全体的で総合的な観点を提供するため、ブルサ・マレーシアは一元化されたリスク管理機能を確立した。さらに、首相令（2018年第1号）に従って、2020年に設立された規律ガバナンス部門は、ブルサ・マレーシアが規律を守り、優れたガバナンスおよび倫理規定の制度化にコミットしていることを再確認させるものである。これは市場運営当局・最前線の規制当局にとってどうしても必要なことである。

ブルサ・マレーシアの企業リスク・マネジメントの枠組みにおける主要な特徴は、3本立ての防衛線を敷いていることで、それぞれがリスク・マネジメントのための確立された明確な機能責任と説明責任を負う。ブルサ・マレーシアのリスク・マネジメントの枠組みは、ブルサ・マレーシア内部のすべての企業体に適用される企業リスク・マネジメント原則および枠組み(ERMPF)に含まれている。ERMPFはその適切性を維持するために、最低年1回は見直される。

リスク・マネジメントのプロセス実施と維持などのリスク管理と、統制手段の適切性、効果、効率を確実にするため、ブルサ・マレーシアの関係当事者たちの説明責任、権限、責任の概要は明確に決められている。リスクの特定、評価、伝達、監視、統制と、リスク緩和戦略および統制法に関しては、確立された組織的プロセスが存在する。

4. ラブアン金融サービス

4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブアン FSA)

ラブアン金融サービス庁 (ラブアンFSA) は、財務省所管の法定機関で、ラブアン国際ビジネス金融センター (ラブアンIBFC) の発展と管理に対する責任を負う。

ラブアンFSAの主な役割は、ラブアンIBFC内で活動する認可企業にライセンスを認可し、規制し、すべての企業が管轄内で導入された内部基準や国際基準を常に満たすようにすることである。これにより投資家の利益を守り、ラブアンIBFCの規制環境の健全性を維持しようとする。

ラブアンIBFCの規制当局であるラブアン FSA は、規制が行き届いた評価の高い国際金融センターとしてのラブアン IBFC の地位を維持することにコミットする。一方、センターのプロモーションを行うのは、ラブアンFSAの完全子会社であるラブアンIBFCインコーポレーテッドSdn. Bhd. (ラブアン IBFC Inc.)である。

ラブアンIBFC Inc. は、アジアへの浸透を目指す国際企業や、世界進出を目指すアジア企業の双方の事業を円滑化するために、規制当事者、マーケット・プレーヤー、業界内専門家と緊密に連携する専門的なマーケティング・チームを擁している。ラブアンIBFC Inc. の最終目標は、ラブアンIBFCの中心的なバリュー・プロポジションの理解と評価を確実にすることにより、センターの持続性を確保することにある。

4.2 ラブアン IBFCでの事業運営

ラブアンIBFCはアジア太平洋の中心という戦略的な位置にあり、域内への投資、また域内からの投資にと

ってのゲートウェイとなっている。ミッドシオア管轄機関としてのラブアンIBFCは、世界の投資家と企業に対し、規制が行き届き、よく管理されている上に、国際標準とベスト・プラクティスに準拠した管轄地ならではの利益を提供する。センターはまた、通貨に対して中立な運営環境における中立的で確実な財政を提供する。堅牢で国際的に認知されている一方で、事業を支援する性質も有する法的枠組みに支えられて、ラブアンIBFCは、従来の事業形式、シャリア準拠形式、デジタル形式の国境を越えた取引や国際的事業のための広汎な仕組みとソリューションを提供する。

ホールセールの金融仲介センターというラブアンIBFCの役割は、実際的なミッドシオアの提案 – すなわち、事業のしやすさとともに、オンシオアで見られるような高水準の国際的な規制・管理基準の提供 – により、投資家を牽引し続ける。管轄のコスト効率が高いこともあり、同センターは、アジアにおける革新的成長を目指す世界の先駆的企業にとって理想的な基地となっている。

ラブアンIBFCで設立/登記された事業体は、多くの利点を享受できる。すなわち、コスト効率の高い物質の生成、事業を助成する税制優遇措置、マレーシアの2重課税防止条約ネットワークを通じた幅広い2重課税防止条約の利用などである。

ラブアンIBFCの税制の枠組みに基づき、ラブアンの取引活動を行うラブアンの事業体は、経済実体要件への準拠を条件に、毎年監査済み純利益の3%の税金を支払う。取引活動を行わないラブアン事業体には税金がかからない。政府はまた、投資家をさらに誘致し、ラブアンIBFC内で地位を確立させるよう、源泉所得税や印紙税の免除など、さまざまな免税措置を実施している。

ラブアン事業体は、1967年マレーシア所得税法に基づき、取消不能の選択を行うこともできる。これにより、事業取引の効果的設定がより柔軟にできるようになり、投資家に対する課税条件を改善することができる。

4.3 ラブアンIBFC の事業活動

ラブアンIBFC は、デジタル関連ソリューションなど、国境を越えた取引や国際事業取引に即した広汎な事業構造と投資ソリューションを提供する。センターはリスク・マネジメント、コモディティ取引、ウェルス・マネジメント、国際事業会社、イスラム金融サービス、デジタル金融サービスなどのニッチな分野におけるサービスとソリューションを提供する。

ラブアンIBFC は、私立財団をウェルス・マネジメントのソリューションとして利用するアジアで唯一の法域であり、キャプティブ、すなわち自家保険のためのソリューションとして、プロテクトド・セル・カンパニー(PCC)を提供する世界でも数少ない法域のひとつである。

ラブアン IBFCについての詳細は以下を参照。
www.labuanibfc.com.

5. 外国為替政策

マレーシアは自由な外国為替政策 (FEP) 体制を維持しており、これは 金融の安定を図るためにマレーシア国立銀行(BNM)が有するより幅広い慎重な政策手段の一部

である。FEPは、国際収支のポジションと通貨の価値を守り、同時に国境を越えた実体経済活動をより支援する環境を円滑に提供することで、経済競争力を支援する。

FEPに関する詳細については以下を参照。
www.bnm.gov.my/fep。

5.1 非居住者に対する規則

5.1.1 マレーシアへの投資

マレーシア市場は、投資家にとって同国への投資資本の自由な流入が保証されたアクセスしやすい市場である。

- ❖ 非居住者は、直接投資でもポートフォリオ投資でも、リングット建てまたは外国通貨建ての任意の種類の資産に自由に投資できる。
- ❖ 非居住者は、マレーシアにおける投資から得られた売却益、利益、配当などの収益を自由に送金でき、その際は資金を外貨に両替して送金する。

5.1.2 実行可能な国内での融資

a. 外貨建ての借入

- ❖ 非居住者は、認可オンショア銀行から、外貨を金額の制限なく自由に借り入れることができる。借り入れによる収益は、オフショアでもオンショアでも活用することができる。
- ❖ 非居住者はまた、オンショアまたは海外で活用するために、外貨建てスクーク/債券を、マレーシアで自由に発行することができる。

b. リングット建ての借入

非居住者（金融機関を除く）は、ライセンスを受けたオンショアの銀行（ライセンスを受けた国際イスラム系銀行を除く）およびその他の居住者から、マレーシアにおける実体経済部門の資金を調達するために、リングット建てで自由に借り入れができる。

5.1.3 支払いと受け取り

非居住者は、物品またはサービスの国際取引、居住者との間でマレーシアにおいて稼得した所得や負担した費用について、認可オンショア銀行またはその任命海外事務所(AOO)を通じて、リングットまたは外貨により決済することができる。

5.1.4 外国為替 (FX) ヘッジング

非居住者は、自らの口座において、または関連事業体のために、当座預金および金融預金口座取引より生ずるFXエクスポージャーを、認可オンショア銀行（国際的な認可イスラム系銀行を除く）またはそのAOOを通じて、自由にヘッジすることができる。

5.1.5 リングットおよび外貨建て口座

非居住者は、マレーシアでの事業運営および投資の円滑化のために、認可オンショア銀行で自由にリングット建てまたは外貨建て口座を開設できる。またこれらの口座にある資金を、自由に国外送金することができる。

5.2 居住者に対する規則

5.2.1 外貨資産への投資

- ❖ 国内でのリングット借入れ²のない居住者は、金額の制限なく、5オンショアまたは海外の外貨資産に、自由に投資することができる。
- ❖ 国内にリングット建ての借入れがある居住者が設立した事業体は、企業グループ・ベースで暦年の合計額が健全な上限額である5,000万リングット相当まで、オンショアまたは国外の外貨資産での投資を自由に受けることができる。その際利用される外貨建てファンドは下記のものに由来する。
 - a. リングットの外貨への転換。
 - b. Trade Foreign Currency Account (FCA)。
 - c. 直接国外投資以外の目的で認可オンショア銀行から借り入れた外貨。または
 - d. マレーシア国内の金融資産と国外金融資産とのスワップ。

5.2.2 オンショア借入とオフショア借入

a. 外貨建ての借入

- ❖ 居住会社は、外貨建て借入れを、金額の制限なく、下記から自由に得ることができる。
 - 認可オンショア銀行
 - 企業グループ内の居住または非居住会社
 - 居住および非居住の直接株主
 - 外貨建て債務証券の発行を通じ、その他の居住者

- ❖ 居住者により設立された事業体は、企業グループ・ベースで暦年の合計額が健全な上限額である1億リングット相当まで、企業グループ外の非居住金融機関および非居住事業体から、自由に外貨を借り入れることができる。

b. リングット建ての借入

居住会社は、リングット建て借入れを、下記の通り、自由に行うことができる。

- ❖ 下記による任意の金額 :-
 - a. マレーシアにおいて実体経済部門の事業活動資金を融資する企業グループ内で非居住者が設立した事業体および非居住の直接株主。または
 - b. 任意の非居住者が、マレーシアで使用される償還可能な優先株または社債の発行を通じて(関連性のない非居住の事業体または非居住の金融機関に対して発行された取引不可能な社債を除く)。または
- ❖ マレーシアでの使用を前提とした任意の非居住者(金融機関を除く)が拠出する合計で最大100万リンギットまで。

5.2.3 支払いと受け取り

- ❖ 居住者は、物品またはサービスの国際取引、非居住者との間でマレーシアにおいて稼得した所得や負担した費用について、リンギットまたは外貨により決済することができる。
- ❖ 居住者である輸出業者は、物品の輸出から得たすべての金額を、出荷日から6か月以内にマレーシアに送還する。居住者である輸出業者には、以下のような柔軟な措置が認められる。
 - 居住者である輸出業者が制御できない許可を得た理由により、6か月超24か月までの間に物品の輸出額を送還する。および
 - 許可された取引または理由に対して、物品の輸出額を相殺するか、または取り消す。
- ❖ 居住者である輸出業者は、グローバル・サプライチェーンの中で操業する他の居住者との間で行った物品またはサービスの国内取引³を、直接に、または居住者である仲介事業体を通じて決済することができる。この支払いは、居住者である支払人と受取人のTrade FCAを通じて行い、リンギットの転換により行ってはならない。

5.2.4 FX ヘッジング

居住者は、自らの口座において、または関連事業体のために、当座預金および金融預金口座取引より生ずるFXエクスポージャーを、認可オンショア銀行(国際的な認可イスラム系銀行を除く)との間で、自由にヘッジすることができる。

5.2.5 外貨口座

居住者は、認可オンショア銀行および非居住金融機関において自由に外貨口座を開設できる。

第7章

マレーシアにおける知的財産保護

REGISTER

LAW

PROPERTY

COPYRIGHT

IDEA

LICENSE

PATENT



1. 特許
2. 商標
3. 工業デザイン
4. 著作権
5. 半導体集積回路のレイアウト・デザイン
6. 地理的表示
7. 知的財産 (IP) 価値評価
8. IP融資
9. IP権マーケットプレイス
10. IP開発の動機づけ



マレーシアにおける知的財産保護

マレーシアは占有知識と知的財産(IP)の保護をきわめて重視している。マレーシアにおけるIPの監視を管轄するのは、国内取引・消費者省の下位機関であるマレーシア知的財産公社(MyIPO)である。マレーシアにおける知的財産の保護は、特許、商標、工業デザイン、著作権、地名の表示、半導体集積回路のレイアウト・デザインなどを対象としている。マレーシアは、世界知的所有権機関(WIPO)の参加国であり、上記の知的財産権を管理するパリ協定とベルン協定に調印している。

さらにマレーシアは、世界貿易機関(WTO)の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」にも調印している。マレーシアは、国内外の投資家に対して十分な保護を提供している。マレーシアの知的財産法は、世界基準に合致し、TRIPS委員会によって定期的に見直されている。

1. 特許

マレーシアにおける特許保護は、1983年特許法および1986年特許規則により定められている。申請者がマレーシア定住者が居住者の場合は、本人が直接特許を申請することができる。外国人が申請する場合は、マレーシアの登録弁理士が申請者の代理として申請しなければならない。

他国での場合と同様に、マレーシアにおいても新規で創意に富み、工業利用が可能であれば、発明も特許の対象となる。TRIPS協定に基づき、特許法は、申請出願日から20年間の保護期間を設定している。また同法により、実用新案に対しては、申請出願日から最初の10年間の保護期間が与えられ、利用状況によりさらに5年間ずつ2回延長することが可能である。特許所有者には、特許を受けた発明を利用し、特許権を供与あるいは譲渡し、使用ライセンス契約を締結する権利がある。ただし、強制実施権や並行輸入などは、特許に関する例外が適用される。

2. 商標

商標保護は、2019年商標法と2019年商標規則に基づき定められている。

この法律は、マレーシアにおける登録商標やサービス商標を保護する。商標が登録されると、商標の所有者が承認されたユーザー以外の個人や企業は、その商標を使用できない。違反者に対しては侵害訴訟を起すことができる。商標の保護期間は10年で、その後は10年ごとの更新が可能。商標やサービス商標の所有者には、商標の売買や譲渡を行う権利や、使用許可を与える権利がある。

特許の場合と同様、マレーシア国内申請者は、本人が直接申請書を提出できるが、外国人申請者は登録された商標事務所を通して提出しなければならない。

3. 工業デザイン

マレーシアにおける工業デザインの保護は、1996年工業デザイン法と1999年工業デザイン規則に基づき定められている。この法律により登録された工業デザインは、個人の財産とみなされ、権利の譲渡や移転が可能とである。

登録されるためには、工業デザインは新規のものでなければならない。単なる機能上の建築方法ないし設計方法は対象にならない。さらに、対象となる物品のデザインは、その物品が必須部分を構成するその他の物品の外観に依存するデザインであってはならない。

マレーシア国内申請者による登録申請は、申請者個人、または認可工業デザイン代理人により提出することができる。ただし、外国人申請者の場合は、認可工業デザイン代理人を通して提出しなければならない。登録された工業デザインの最初の保護期間は5年で、その後5年間の更新が4回可能となり、合計保護期間は25年となる。

マレーシアは1996年工業デザイン法を改定し、2013年7月1日に施行した。改定には、世界的な新案商品、保護期間の延長、知的財産ジャーナル・システムの導入、工業デザインの貨幣化や証券化に関する規定などが含まれる。

4. 著作権

著作権の対象となる作品は、1987年著作権法により、包括的な保護を受ける。同法は、著作権の対象となる作品(コンピューター・プログラムを含む)の内容、保護の範囲、保護の方法を規定している。条件を満たした著作作者による、著作権保護の対象となるあらゆる作品に著作権がある。

文学、音楽、芸術作品の著作権の保護期間は、作者の生存期間および死後50年間である。音響録音、放送、映画などの著作権の保護期間は、最初に発表または制作された時から50年間となる。

さらに同法は、実演の際の諸権利に対しても、初めて上演された、または録音された年の翌暦年から50年間の保護を提供している。

同法律の特徴は、法律の強制執行権の規定が含まれていることである。2003年10月1日に施行された改定1987年著作権法は、国内取引・消費者省(MDTCA)の執行官に逮捕権(無令状逮捕を含む)を与えている。このMDTCAの特別チームは、著作権法実施のために任命され、著作権を侵害している複製品を保有するとの嫌疑がある建物に立ち入り、著作権を侵害している複製品や考案品を捜索し、没収する権限が与えられている。

2012年(改定)著作権法は、2012年3月1日に施行された。同法は、技術の発展と、著作権に関連する権利についての国際的な知的所有権会議/協定に準拠するよう改定された。主な改定項目は、著作権の任意届出制度、著作権管理団体(CMO)に対する規制、著作裁判所の機能拡張など。2021年2月2日から、著作権の所有者は、以下のマレーシア知的財産公社(MyIPO)のウェブサイトにてオンラインで任意届出枠に申請することができる。
iponline2u.myipo.gov.my

5. 半導体集積回路のレイアウト・デザイン

2000年半導体集積回路レイアウト・デザイン法は、当該デザインの創造性や、創造者自身の発明であり、自由な発想に基づく設計であることを条件に、集積回路のレイアウト・デザインに対する保護を定めている。集積回路のレイアウト・デザインに登録制度はない。

保護期間は、商業利用開始日から10年で、商業利用されない場合は、作成日から15年間である。また、同法で認められている権利が侵害された場合、所有者が訴訟を起すことも認められている。また、譲渡、許可、遺言、法の執行によって、同権利の部分または全体を移転することができる。

同法は、TRIPS協定に準拠して施行され、マレーシアの電子産業分野への投資家に保証を提供し、マレーシアにおける技術的成長を促すものである。

6. 地理的表示

2000年地理的表示法は、商品の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定づけられる場合に、生産地の名前になぞらえられた商品を保護するものである。この保護は、天然物または農産物、もしくは手工芸品または工業製品などの商品に適用される。公序良俗に反する地名表示は、この法律によって保護されない。

マレーシア国内の申請者は、本人が直接、または認可された地理的表示代理人を通じて登録出願を提出できる。ただし、外国人申請者は、認可された地理的表示代理人を通じて出願を提出しなければならない。保護期間は10年で、その後は1回につき10年間の更新が可能。知的財産公社(MyIPO)で、特許、商標、工業デザイン、地理的表示のオンライン検索と登録サービス、ならびに著作権作品の届出のオンライン検索ができる。知的財産保護に関する詳細情報は以下を参照。www.myipo.gov.my

7. 知的財産 (IP) 価値評価

投資家は、自身の知的財産の評価を、スイスのベルン大学にある世界貿易研究所と共同で作成された知的財産評価訓練プログラムによる訓練を受けた国内知的財産鑑定人に行ってもらえることができる。こうすることで、資金融資や貸出目的での評価を国外のIP鑑定人を指名して実施する費用と煩雑さを軽減でき、中小企業やIP保有者がIP鑑定を受けやすくなる。また、エコシステム全体の活気を増すことにもなる。

8. IP融資

国内の中小企業の競争力を向上し強化するための国家の総合的な戦略の一環として、MyIPOは、業界内のさまざまなステークホルダーとキープレーヤー、とくに資金の貸し手と金融機関と協力し、中小企業の貸付を確保する条件となる担保の一部に中小企業の知的財産権を充当し、それに基づく融資を提供することで、金融商品および貸付商品を拡大するようにしている。

9. IP権マーケットプレイス

IPエコシステムの強化に向けた総合的な推進活動の一環として、IPの健全な需要と供給を確保することは、IPやその他の形態のノウハウや無形資産の創出に対する継続的な投資を促すうえで、非常に重要である。MyIPOは、特許の登録や販売を希望するIP所有者にとってのアクセスと透明性を向上するために、IP権マーケットプレイスという試験的プラットフォームを開発し、運営を開始した。このポータルは、IP所有者が、IPを周知させ、潜在的な被許諾者や購入者にアクセスするうえで直面する困難に対処するために作られた。このプラットフォームを活用して、MyIPOは、国内のIP権の範囲を拡大するために、香港、シンガポール、複数の中国の地方におけるIPマーケットプレイスと戦略的なパートナーシップを締結した。近い将来、このネットワークに、世界中からより適切なマーケットプレイスが増設される予定である。

IPマーケットプレイスに関する詳細情報や参加方法については、以下を参照。www.iprmarketplace.com.my

10. IP開発の動機づけ

IP開発の動機づけの目的は、研究者をによる特許知識のライセンスを通じたIPの利用を促進すること、企業の研究・知識創造への投資を促すこと、IP利用を支援することである。

マレーシアにおいて企業のR&D活動を促進し、国内のR&Dから得られたIPの商用化を円滑にする他、これによりR&Dがなされた後のより多くの経済活動がしっかりと支えられ、雇用と新製品／サービスの創出が促される。

適格IP資産の権利を保有し、適格IP事業活動から所得を得ている企業は、10年を限度として適格IP所得税の全額控除を受ける資格がある。ただし、マレーシアで開発されたIP由来の所得のみが同優遇措置の対象になることを保証する修正ネクサス・アプローチのガイドラインに準拠する必要がある。

その際

- 「適格IP資産」とは、1983年特許法 [法律第291号] もしくは任意の国もしくは地域の同等の法律における特許権またはユーティリティ・イノベーション、1987年著作権法における著作権取得済みソフトウェア、またはファミリー適格IP (二つ以上の適格知的財産権で、それらの権利を創出するに至ったR&Dにおいて発生した支出のどの部分が、ある特定の権利の創出においてのみ発生したか否か、またはそれらの権利の使用に由来する所得のどの部分が、ある特定の権利の使用のみから生じたかを確認できないほど、相互に関連しているもの)をいう。
- 「適格IP 所得」とは、ロイヤリティおよびライセンス料をいう。

所得税法34A条/34B条における優遇措置を受けている企業は、本優遇措置を受ける資格を有しない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelines セクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2022年12月31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

第8章

環境の持続可能性の確保





1. 政策

2. 環境に関する必要事項

- 2.1 規制対象事業に対する環境影響評価(EIA)
- 2.2 用地適性評価



環境の持続可能性の確保

環境に対し健全で持続的な開発を促進するため、マレーシア政府は環境保護の法的かつ制度的な枠組を設けている。投資家は、事業計画の初期段階において「環境」という要素を考慮するよう奨励されている。汚染管理にはさまざまな面がある。廃棄物の発生を最小限に抑えるための加工ラインの変更、汚染防止を生産過程の一部と見て対処すること、事業の全過程で自主規制の文化を浸透させるなど、再利用のためのオプションに注力することなどがその例である。

環境保護を担当するのは、環境・水省の傘下の環境局である。事業プロジェクトが環境に対して健全で持続可能であることを保証する手続きとガイダンスに関する詳細な情報について、企業は環境局(DOE)に照会する必要がある。

DOE はさまざまな工業開発プロジェクトに対する環境上の要請に関する投資家向け案内書を公表しており、以下のウェブサイトから入手できる。

www.doe.gov.my/portalv1/wp-content/uploads/2010/12/A-Guide-For-Investors.pdf

1. 政策

マレーシアの国家環境政策(DASN)は、経済、社会、文化の継続的な発展のため、また環境に配慮した健全で持続可能な開発を通じてマレーシア人の生活の質を向上させるために、樹立された。国家環境政策(DASN)の目的は、下記を達成することにある。

- 現在そして次世代のための、清潔、安全、健康で生産的な環境。
- すべての社会構成員の効果的な参加による、マレーシア独特の多様な文化と自然遺産の保全。
- 持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターン。

経済発展の目標と環境的責務を調和させるために、国家環境政策(DASN)は8つの指針を定めている。

- 環境への責務。
- 自然の生命力と多様性保全。
- 環境の質の継続的な向上。
- 天然資源の持続可能な利用。
- 統合的な意思決定。
- 民間部門の役割。

- 誓約と説明責任。
- 国際社会への積極的な参加。

国家環境政策(DASN)は、長期的な経済発展と人類の発展を促進し、環境を保護し向上させるために、開発活動およびあらゆる意思決定において環境に対する配慮を組み込むことに努めている。国家環境政策(DASN)は、林業や工業などにおける、その他の国家政策の環境的側面を補完し強化するものであり、地球規模の課題に関する国際条約に対応するものである。

2. 環境に関する必要事項

1974年環境基準法と附属規則は、環境影響評価(EIA)、用地適性評価、汚染管理評価、モニタリング、法令遵守における自己規制を求めている。工業活動実施にあたっては、下記について環境基準事務局長の事前認可を取得する必要がある。

- ✓ 規制対象事業に対する環境影響評価
- ✓ 工業廃水または混合排水の新たな発生源または、排出物の新たな発生源となる施設建設に対する通知書
- ✓ 所定の施設、所定の運搬機関を建設、占有、運営するための許可書・ライセンス。

2.1 規制対象事業に対する環境影響評価(EIA)

投資家は、まず、自分の提案した工業活動に対し環境影響評価(EIA)が義務づけられているかどうかを確認する必要がある。EIA調査は通常、プロジェクト認可機関が行う評価によりプロジェクトへの認可を得るために必要な2次的認可である。あるプロジェクトのEIA認可が得られたら、関連技術機関の他の認可要件とともに、ワンストップ・センター(OSC)経由でプロジェクト認可機関に提出される。下記の活動は、2015年環境基準(規制対象事業)(環境影響評価)命令の規定に基づき、環境影響評価(EIA)を実施することが義務づけられている。

表 1

1. 農業:

- (a) 20ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林用地を農業生産用地化するための土地開発計画。
- (b) 他の種類の農業用地への変更を含む、500ヘクタール以上の農業用地開発。

2. 空港

1,000メートル以上の滑走路を有する空港の拡張。

3. 排水路および灌漑

- (a) 表面積が100ヘクタール以上の人工湖の建設および拡張。
- (b) 500ヘクタール以上の灌漑事業。

4. 漁業

20ヘクタール以上50ヘクタール未満のマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プロジェクト。

5. 林業

- (a) 海拔300メートル以上にある、20ヘクタール以上100ヘクタール未満の森林を他の利用目的に転用する場合。
- (b) 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林を、他の利用目的に転用するため、伐木、切断、木材採取する場合。
- (c) 永久保存林の外部にあり、海拔300メートル未満の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。
- (d) 以下の土地の転用。
 - (i) マングローブ林
 - (ii) 泥炭湿地林
 - (iii) 淡水沼沢林

20ヘクタール以上50ヘクタール未満の土地を、工業、住宅、農業用に利用する場合。

- (e) 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の植林の開発。

6. 工業

(a) 化学

単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり100トン以上の場合。

(b) セメント

生産能力が1日あたり200トン以上のセメント工場。

(c) 石灰

回転窯で1日あたり100トン以上、または立て窯で1日あたり50トン以上の生石灰生産。

(d) 石油化学

単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50トン未満の場合。

(e) 造船所

5,000トン以上の載貨重量トン数を持つ船舶の製造。

7. 土地の埋め立て

50ヘクタール未満の海岸地埋め立てまたは河岸沿いの土地の埋め立て。

8. 鉱業

- (a) アルミニウム、銅、金、鉄、タンタル、レアアースの精鉱など、鉱区外での鉱石の精製処理。
- (b) 20ヘクタール以上の土地または川、もしくは沿岸部、または低潮線から3カイリまでの領海における砂の採掘。
- (c) 大陸棚地域での砂の採掘。

9. 石油

- (a) 以下の開発
 - (i) 油田
 - (ii) ガス田
 - (iii) 油ガス田
- (b) 長さ30キロ以上ある以下の施設の建設
 - (i) 海上パイプライン
 - (ii) 陸上パイプライン
 - (iii) 海上パイプラインおよび陸上パイプライン
- (c) 以下の施設の建設
 - (i) 石油の分離、加工、管理、貯蔵のための施設
 - (ii) ガスの分離、加工、管理、貯蔵のための施設
 - (iii) 石油とガスの分離、加工、管理、貯蔵のための施設
- (d) 商業、工業、住宅地域から3キロ以内に位置し、合計60,000バレル以上の貯蔵能力（給油所は除く）を備える、ガソリン、ガス、ディーゼルの貯蔵庫の建設。

10. 港湾

- (a) 年間荷役能力を50%以上拡大する港湾の拡張。
- (b) 年間水揚げ能力を50%以上拡大する漁港の拡張。

11. 発電所および送電施設

- (a) 10メガワット以上の発電能力を持つ、（石炭以外の）化石燃料による蒸気タービン発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- (b) 複合サイクル型の発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- (c) 環境影響を配慮すべき地域での送電線の建設。

12. 沿岸部および丘陵地の開発

- (a) 80室以上ある建物または施設の沿岸部での建設。
- (b) 平均潮位から300メートル以上の高度にある20ヘクタール以上の土地での、高原避暑地またはホテルの建設。

13. 傾斜地の開発

25度以上35度未満の傾斜地の50%未満を開発または開拓する場合。

14. 廃棄物処理と処分施設

- (a) 指定廃棄物
 - (i) 再生工場(敷地外)の建設
 - (ii) 汚水処理工場(敷地外)の建設
 - (iii) 貯蔵施設(敷地外)の建設
- (b) 固形廃棄物
 - (i) 堆肥化工場の建設
 - (ii) 再生またはリサイクル工場の建設
- (c) 下水
 - (i) 20,000人分以上の下水処理工場の建設。
 - (ii) 汚泥処理施設。

15. 浚渫

- (a) 主要浚渫事業。
- (b) 浚渫後の廃棄物処理

16. 住宅

50ヘクタール以上の地域の住宅開発

17. 工業団地開発

20ヘクタール以上の工業団地の開発

18. 新住宅街

2,000軒以上の住宅または100ヘクタール以上の土地から成る新住宅街の建設。

19. 採石場

岩質材料の採石

20. 道路

- (a) 高速道路の建設
- (b) 幹線道路の建設

(c) 環境への配慮が必要な地域を横断するか、そのような地域に隣接または近接する道路、トンネル、橋の建設。

21. 水の供給

1日あたり4,500立方メートル以上を供給する産業用、農業用または都市への供給を目的とした地下水の開発。

表 2

1. 農業

- (a) 500ヘクタール以上の森林用地を農業生産用地化するための土地開発計画。
- (b) 2,000頭以上のブタを飼育する新規の養豚場。

2. 空港

- (a) 1,000メートル以上の滑走路を有する新空港の建設。
- (b) 州立公園、国立公園、国立海中公園、海中公園周辺の島、または環境への配慮が必要な地域に隣接または近接する空港の建設。

3. 排水路および灌漑

- (a) 表面積が50ヘクタール以上あり、環境への配慮が必要な地域内にあるか、そのような地域に隣接もしくは近接する人工湖の建設、または湖の人為的な拡張。
- (b) 20ヘクタール以上の湿地、野生生物生息地、または乾燥内陸地の排水。

4. 漁業

50ヘクタール以上のマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プロジェクト。

5. 林業

- (a) 海拔300メートル以上にある、100ヘクタール以上の森林を他の利用目的に転用する場合。
- (b) 以下における伐採または森林の他の利用方法への転用—
 - (i) 公営水道、灌漑、水力利用のための貯水池の集水域。
 - (ii) 州立公園、国立公園、国立海中公園に隣接または近接する地域。
 - (iii) 州立公園、国立公園、国立海中公園。
 - (iv) 1984年国家林業法[法律 313号]により集水林と定められた地域。
- (c) 永久保存林の外部にあり、海拔300メートル以上の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。

- (d) 500ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採取をする場合。
- (e) 500ヘクタール以上の植林地を開発する場合。
- (f) 以下の土地の転用。
 - (i) マングローブ林
 - (ii) 泥炭湿地林
 - (iii) 淡水沼沢林

50ヘクタール以上の土地を、工業、住宅、農業用に利用する場合。

- (g) 国立海洋公園の隣接島におけるマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採。

6. 工業

- (a) 非鉄
 - (i) アルミ初期製錬(すべての規模)
 - (ii) 銅初期製錬(すべての規模)
 - (iii) その他の非鉄金属の初期製錬(日産50トン以上の製品の生産)
- (b) セメント
クリンカーで1時間あたり30トン以上の生産能力。
- (c) 製鉄・製鋼
 - (i) 1日あたり100トン以上生産するための原材料として鉄鉱石を使用する場合。
 - (ii) 1日あたり200トン以上生産するための原材料として鉄のスクラップを使用する場合。

- (d) 石油化学
単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50トン以上の場合。

- (e) パルプまたはパルプと紙
1日あたり50トン以上の生産能力。

- (f) リサイクル用紙業。
1日あたり50トン以上の生産能力。

7. 土地の埋め立て

- (a) 50ヘクタール以上の海岸地埋め立て、または河岸沿いの土地の埋め立て。
- (b) 環境への配慮が必要な地域内にあるか、そのような地域に隣接または近接する海岸地埋め立て、または河岸沿いの土地の埋め立て。

- (c) 人口島の埋め立て。

8. 鉱業

- (a) 大規模運用を含む新鉱区での採鉱。
- (b) 環境への配慮が必要な地域内の、またはそのような地域に隣接または近接する鉱区での採鉱。

9. 石油

- (a) 製油所の建設。
- (b) ガス精製工場の建設。
- (c) 石油・ガス精製工場の建設。

10. 港湾

- (a) 新港建設。
- (b) 新漁港の建設。

11. 発電所および送電施設

- (a) 10メガワット以上の発電能力を持つ、石炭火力発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- (b) 原子力発電所の建設。送電線の有無は問わない。

12. 沿岸部、州立公園、国立公園での開発

以下の地域での旅行者用施設、レクリエーション用またはその他の施設—

- (a) 国立公園または州立公園内。
- (b) 1985年漁業法[法律 317号]に基づき国立海中公園または海洋保護区に指定された海域周辺の島。

13. 傾斜地の開発

- (a) 25度以上35度未満の傾斜地の50%以上を開発または開拓する場合。
- (b) 35度以上の傾斜地を横切る道路、トンネル、橋を建設する場合。

14. 廃棄物処理と処分施設

- (a) 指定廃棄物
 - (i) 熱処理工場の建設。
 - (ii) 鉛蓄電池廃棄物の敷地外再生工場の建設。
 - (iii) 公共用水取水口の upstream で、多量の廃水を伴う敷地外再生工場または処理施設を建設する場合。
 - (iv) 安全な埋め立て施設の建設。

(b) 固形廃棄物

- (i) 熱処理工場の建設。
- (ii) 陸上埋め立て処分場の建設。
- (iii) 中継施設の建設。

15. ダム建設

- (a) 表面積が100ヘクタール以上で、灌漑、洪水軽減、沈泥防止、レクリエーション、給水などの目的でのダムまたは貯水池の建設。
- (b) 以下のいずれかまたは両方を含むダムおよび水力発電計画。
 - (i) 高さ15メートル以上のダムと広さ40ヘクタール以上の附属構造。
 - (ii) 表面積100ヘクタール以上の貯水池。

16. 運輸

- (a) 大量高速輸送プロジェクトのための新規路線または支線の建設。
- (b) 新規鉄道路線または支線の建設。

17. 放射性物質および放射性廃棄物

本表および表1に記載した事業で、放射性物質を使用し、放射性廃棄物を生み出すもの。

環境影響評価(EIA)報告書の2段階提出

- i. 承認を受けるための委託条件書の提出 (2次スケジュールに該当する事業活動用)
- ii. 承認を受けるためのEIA報告書の提出 (1次スケジュールまたは2次スケジュールに該当する事業活動用)

どちらの書類も、適格者(環境局登録の EIA コンサルタント)が作成し、環境局長が決めたガイドライン、または他の政府機関が公表したその他の関連ガイドラインに準拠していなければならない。2016 年マレーシア環境影響評価ガイドラインは、プロジェクトの提唱者がEIAの目的、EIA調査の実施手続き、EIA 報告書作成のためのガイドラインを理解できるよう支援する目的で作成された。

2.2 用地適性評価

工業プロジェクトを立案する前に、候補地が目的に適合しているか、設計および/または立案段階で環境への懸念に対処しているかを確かめておかなければならない。適切な用地選定により紛争を回避すること、またより重要なのは環境管理と汚染防止を考慮しつつ紛争を回避することが、工業活動の長期的持続可能性にとって重要である。これにより、とくに汚染管理に関して必要となり、またプロジェクトや事業に対する一般市民の印象を改善するための不要な投資コストを削減できる可能性がある。

環境局が公表している2012年工業立地・地域計画および居住地域立地・地域計画のためのガイドライン(SZIRA)および2017年マレーシア工業立地のための環境必須事項は、プロジェクト開発者が製造施設または工業施設に適した用地を選ぶ際の指導書類となる。計画された工業事業は、工業団地内の

用地に建設され、適切な環境管理方法で管理される。候補用地の適性を考慮し、当該用地は、公示された構造政策または地域計画、周辺の土地利用、PLANMalaysia(Jabatan Perancangan Bandar dan Desa)が定めるセットバックや緩衝地帯の規定、追加的汚染負荷の受け入れ許容能力、廃棄物処理要件などに準拠しているかどうか評価される。

第9章

マレーシアのインフラとアメニティを貴社事業に活用する





工業用地	2
1.1 工業団地	2
1.2 自由地域	4
1.2.1 自由商業地域 (FCZs)	4
1.2.2 自由工業地域 (FIZs)	4
1.3 保税工場	5
2. 電力供給	5
3. 給水	6
4. 通信サービス	6
5. 航空貨物施設	7
6. 海港	9
7. 貨物輸送	9
7.1 コンテナ輸送	10
7.2 貨物輸送	10
8. 幹線道路	10
9. 鉄道サービス	11
10. デジタル・インフラ	12

マレーシアのインフラとアメニティを貴社事業に活用する

1. 工業用地

1.1 工業団地

世界標準のインフラと事業運営の容易さは、投資家が投資判断をするに当たり考慮する重要な基準である。マレーシア全土には600を上回る工業団地があり、小規模工業、ハラル産業、バイオテクノロジー、「ハイテク」などの広汎な産業における企業の需要に応えている。これらの工業団地は、投資家を支援し、事業をしやすい環境を提供するために開発された。卓越したインフラとアメニティが利用可能で、たとえば、大都市への容易なアクセス、十分な電力および水の供給、最大1Gbpsの高速ブロードバンド(HSBB)、ガス・パイプライン、物流および貯蔵施設、工場の保安、既製の高層建築、「プラグ・アンド・プレイ」地域などがある。これらの施設により、投資家は初期費用を節約でき、マレーシアでのプロジェクトの実施も容易になる。

マレーシアにおける主要な工業団地はクラスター・ベースで作られており、産業のバリューチェーン全体の需要に応じるためのエンド・ツー・エンドのサービスが利用可能である。以下では著名なクラスター・ベースの工業団地の一部をご紹介します。

• クリム・ハイテク・パーク (KHTP)

KHTP は、インターモーダル物流の接続性と傑出した産業インフラを備えた初のハイテク・インダストリアル・パーク。資本集約型のハイテク製造業、先端技術、研究開発活動に重点を置く。またハイテク、先端技術、医療産業における企業にとって、アジアにおける最優先投資先のひとつとなっていることでも知られる。

• バトゥ・カワン・インダストリアル・パーク (BKIP)

BKIPはマレーシアにおける第一級の技術ハブであり、エレクトロニクスおよびオートメーションのクラスターへの研究開発投資など、とくにハイテクおよび高附加価値投資のために開発された。総合設備、質の高いインフラ施設、空港・海港への容易なアクセスがそろったBKIPには、多くのマレーシア企業と著名な多国籍企業(MNCs) がこぞって進出している。

• トパーク

トパークは、ジョホールで開発された革新的で持続可能なパーク・コンセプトである。これまで、トパーク SILC、トパーク@スナイ・エアポート・シティ、トパーク・クラルの3つ が建てられた。これらの団地は国際基準に即して建設され、すぐれたアメニティが備わり、すぐに利用可能な天然ガス施設への接続、従業員寮、HSBBへのアクセスなどのプラグ・アンド・プレイ施設を提

供することで、投資家にワン・ストップ・ソリューションを提供し、投資家の事業運営の合理化に貢献する。

トパークは、ハイテク製造業、研究、物流、革新的事業に携わる国内および多国籍企業のどちらにとっても完璧な進出先となっている。また、スナイ国際空港およびシンガポール・チャンギ空港による空からのアクセスも容易である。これらの工業団地は、マレーシアに再投資する熱意のある多国籍企業の要求に応じることができる。

• POIC, ラハダトゥ

POIC ラハダトゥは、パーム油産業クラスター専用地域。パーム軽油、中質油、重油産業に対応するよう特別に設計された総合産業コンプレックスである。POIC では、コンテナ・ターミナル、ドライバルク・ターミナル、はしけ用バースなどの施設も利用できる。

パーム油に直接関連した投資以外にも、POIC ラハダトゥは、海港・物流、バイオマス、バイオリファイナリー、石油・ガス、その他の中小企業関連サービスなどの、多様な支援サービスにおける事業機会を提供する。

• サマラジュ工業団地 (SIP)

サラワク州ピントゥルのサマラジュ工業団地(SIP)は、エネルギー集約型産業および重工業に特化した7,000ヘクタールの工業団地。業種はアルミ精錬、鉄鋼業、石油精製、シリカ系産業、海洋工学、広範な工業および支援サービスなど。

すぐれた施設とユーティリティに加え、工業団地には効率的で近代的なカーゴ取扱施設を備えたサマラジュ工業港という専用の港がある。同港はサマラジュ工業団地に立地する多数の多国籍企業および国内企業にとって物流ハブの役目を果たしている。

マレーシアの工業団地に関する総合リストについては、MIDA とマレーシア製造業連盟が共同で公表しているマレーシア工業団地ディレクトリを参照。
www.fmm.org.my/images/articles/publication/Malaysia%20Industrial%20Park%20Directory.pdf

1.2 自由地域

自由地域は、1990年自由地域法の3(1)項に基づき、財務省が自由商業地域または自由工業地域と認定したマレーシア各地にある地域のことである。この地域は、中継貿易の促進を目的としており、主に輸出用製品の生産や組立を行う製造会社のために特別に設けられた。

自由地域における事業活動と産業は、1967年関税法2(1A)項により、同地域が主要関税地域外にあるとみなされることから、最低限の関税手続きしか課されない。自由地域にはまた、1967年関税法31項の「輸出禁止」、第IV部A「トランジットおよびトランシップメント」、第V部「出航手続き」、第VI部「領海内船舶に関する一般規定」、第VII部「積荷目録」も適用される。

1.2.1 自由商業地域(FCZs)

自由地域は、貿易(小売りを除く)、荷揚げ、選別、再包装、再ラベルなどの商業活動を行うために割り当てられている。1990年自由地域法の6A項により、一部の自由

地域に対して財務相が小売業の運営を認可している。

これまでに、23 か所の自由商業地域 (FCZ) が設けられている。その所在地は、クラン港のノース・ポート、サウス・ポート、ウェスト・ポート、インダ島 (クラン港自由地域-PKFZ)、MILSロジスティック・ハブ (MLH)、バターワース、バヤン・レパス、KLIA、ランタウ・パンジャン、ペンガラン・クポー、ストゥラン・ラウト、プキ・カユ・ヒタム、タシク・ケニル、クアンタン港、パシル・グダン港、タンジュン・ペレパス港である。

1.2.2 自由工業地域 (FIZs)

最小限の税関手続き以外にも、自由工業地域 (FIZ) に立地する輸出志向の製造企業は、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税の免除が受けられる。さらに、完成品の輸出にあっても手続きが最小限まで簡素化されている。

現在までに、22か所の自由工業地域 (FIZ) が設けられている。その所在地は、パシル・グダン、タンジュン・ペレパス、バトゥ・ベレンダン、タンジョン・クリン、タロック・パングリマ・ガラン、インダ島 (PKFZ)、スンガイ・ウェイ、ウル・クラン、ジェラパン、キンタ、バヤン・レパス、セベラン・ペライ、サマ・ジャヤ である。

下記の企業は自由工業地域に立地することができる。

- ✓ すべての生産物、または製品の80%以上が輸出されること。
- ✓ 材料やコンポーネントが主として輸入品であること。ただし政府は、自由工業地域に立地する企業に対し、マレーシア国内の原材料やコンポーネントを使用するよう奨励している。

1.3 保税工場

自由工業地域の設置が現実的でないか望ましくない地域では、企業ごとに保税工場 (LMW) を設置することができる。保税工場に与えられる便益は、自由工業地域で操業する工場に与えられる便益と同様のものである。

申請資格

- ✓ すべての生産物が、製品の80%以上が輸出されること。
- ✓ 原材料やコンポーネントが主として輸入品であること。

関税の支払い

2011年1月1日より、自由工業地域 (FIZ) および保税工場 (LMW) 企業は、主要関税地域における以下の完成品販売条件に準拠している場合、ATIGA (アセアン物品貿易協定) と同率の輸入税免除を受ける資格を有する。

- ✓ 現地調達率が金額ベースで40%以上であること。
- ✓ 現地調達率が40%に満たない場合、自由工業地域 (FIZ) や保税工場 (LMW) の企業が、生産された最終製品に含まれる原産ではない原料について、定められたメカニズムを通じた物質転換過程を経ていると証明できれば、免税について考慮される。

2. 電力供給

マレーシアの電力供給は、適正で高品質な上、安定しており、地域内や世界における他の電力供給と互換性がある。

西部マレーシアへの電力供給は国営テナガ・ナショナルが、東部のサバ、サラワク州ではサバ電力会社 (SESB) およびサラワク・エネルギー会社 (SEB) がそれぞれ担当する。

マレーシアでの発電は、主に火力、ガス、水力が混在している。発電所は、電力会社と独立系発電事業者 (IPP) が所有している。太陽光、小規模水力、バイオガス、バイオマスによる再生可能エネルギーも、マレーシアのグリーン・テクノロジー・イニシアチブの一環として奨励されている。

マレーシアの送電電圧は500kV、275 kV、132kVで、配電電圧は 33kV、11kV、400/230Vである。

電力接続、規制、料金に関する詳細は以下の各社サイトを参照。

- ❖ テナガ・ナショナル
- ❖ サバ電力会社
- ❖ サラワク・エネルギー会社

3. 給水

半島マレーシアおよびラブアン連邦直轄領における上水道と関連サービス業務は、マレーシア連邦政府および州政府の管轄となっている。国の水道サービスの質を向上させるため、とくに消費者の権利保護を重点に、2006年 Suruhanjaya Perkhidmatan Air Negara 法 (法律654号) と、2006年水道サービス産業法 (法律655号) の2つの連邦法の枠組みが、2007年と2008年にそれぞれ施行された。半島マレーシアとラブアン連邦直轄領の消費者は、信頼できる安全な水道の供給を持続的に享受している。保健省 (MOH) は、すべての水道供給事業者が、飲料水の品質に関する世界保健機構 (WHO) のガイドラインを遵守するよう、緊密な監視と定期検査を実施している。家庭用水、商業用水、工業用水のすべての利用者は、水道使用量を計測される。水道料金は、州によって異なる。

マレーシア東部では、水道事業を管轄するのは種々の政府機関である。サバ州水道局は同州の水道事業を管轄する一方、サラワク州では複数の機関がそれぞれの地域で水道事業を管轄している。

4. 通信サービス

マレーシアには多数の電気通信事業者 (telcos) があり、実質的に全国を網羅する固定回線およびモバイルの電気通信サービスを提供している。本産業を管轄するのはマレーシア通信・マルチメディア委員会 (MCMC) である。

マレーシアにおける固定回線通信の中核企業はテレコム・マレーシアで、Unifiブランドの高速ブロードバンドサービスを家庭および事業者向けに、TM ONEブランドのサービスを企業および公共部門向けに提供して

いる。テレコム・マレーシアは最大速度10 Gbpsの音声およびデータ・サービスを提供している。また、無線カバレッジ・ソリューションとマネージドITサービス、Unifi Mobile ブランドの携帯電話サービスも提供している。

電気通信の接続性、規制、料金については以下のウェブサイトを参照。

❖ MCMC

❖ テレコム・マレーシア

Unifi Mobileに加え、マレーシアには仮想移動体通信事業者を含むその他の携帯電話サービス業者が事業を運営している。大半の業者が後払いと先払いのどちらのプランも提供している。ローカルSIMの利用者は、しかるべき証明書(パスポートやIDカードなど)による登録を義務付けられている。

国家デジタルネットワーク計画(JENDELA)の開始後、マレーシアの主要な移動体通信事業者は、既存の3Gネットワークを2021年末までに廃止すると発表。携帯電話の利用者に、使用機器が4G/LTEまたは2G(GSM)をサポートすることを確認するよう求めている。

5G ネットワークは2021年末までに、クランバレー地域で運用を開始する予定。出張旅行者のマレーシア滞在中の国際ローミング・カバレッジと料金に関する情報については、それぞれの国の携帯電話事業者に問い合わせをされたい。

5. 航空貨物施設

東南アジアの中央に位置しているマレーシアは、貨物の積み替えセンターとして最適の立地条件を備えている。とくにマレーシア国内にある6つの国際空港の航空貨物取り扱い設備は充実したものである。

セランゴール州セパンにあるクアラルンプール国際空港(KLIA)は高度に洗練された空港で、年間7,000万人の旅客と290万トンの貨物の取り扱い能力を有している。10,000ヘクタール規模の同空港は将来的には、1億4,000万人の旅客と540万トンの貨物を取り扱うようになるとみられている。

その他の国際空港としては、ペナン国際空港、ランカウイ国際空港、セナイ国際空港が半島マレーシアにあり、サバ州にはコタキナバル国際空港が、サラワク州にはクチン国際空港がある。

MAB Kargo Sdn Bhd(マスカーゴ)は、マレーシア航空(MAS)の主要な貨物部門で、マレーシア航空グループの子会社。MHという航空コードで航空貨物事業を運営している。世界約100か所の目的地に向けて、定期便とチャーター便の航空貨物サービスを提供する。マスカーゴはまた、貨物ターミナルも運営しており、総数11の航空貨物用倉庫から地上取扱いサービスを提供している。

マスカーゴは、セパン自由商業地域(FCZ)内にあるクアラルンプール国際空港で、広さ108エーカーのメイン・ハブとなる最新鋭の先進貨物センター(ACC)を運営している。年間最大100万トンの貨物を取り扱うことができるこのセンターの特徴は、安全で精巧な保安システムであり、また半自動化された倉庫業務、リアルタイムのデータ追跡、円滑な通信など最新の技術を備えている。

。センターの設備のなかには、ハラル物流地域(HAL Zone)、メール・eコマース・センター、6つ星の動物用ホテル、ワンストップの生鮮食品センター、主要な運送業者用の世界初の優先事業センター(PBC)がある。

6. 海港

マレーシアの港は、連邦港と州港に分類される。すべての連邦港は、運輸省の管轄下にある。現在、主要な連邦港は8つある。クラン港、ペナン港、ジョホール港、タンジュン・ペレパス港(PTP)、クアantan港、ケママン港、ラバアン港、ビンツル港である。これらすべての連邦港には、近代的な設備が備わっている。ビンツル港は液化天然ガスを処理できる唯一の港である。

経済と貿易の拡大とともに、国内の港は、近年目覚ましい発展を遂げた。クラン港とタンジュン・ペレパス港(PTP)の2つの港は、世界のコンテナ港トップ20に入っている。

海港に関する政府の政策は下記の通り。

- ❖ 船の待ち時間を無くすため十分な取り扱い能力を海港に備えさせるなど、処理能力の強化。
- ❖ 下記的手段による港の活用の強化。
 - 港の操業の能率と生産性の向上
 - 港の民営化
 - 補助サービスの開発と向上
 - 陸上運送の開発と向上
- ❖ 積み荷の集積:クラン港は、国内の積み替えセンターであり、タンジュン・ペレパス港は、地域の積み替えハブとして認知されている。

7. 貨物輸送

さまざまな会社が、マレーシアで総合的なコンテナ貨物運送サービスを提供している。これらのサービスには、コンテナ運送、貨物輸送、倉庫、燃料供給、流通関連サービス、海港通関手続き、コンテナ修理、リース、メンテナンスなどが含まれる。

マレーシアの荷受人やサービスの利用者は、各社の支店や事務所のネットワークを通じて、迅速かつ効率的で、信頼性の高い貨物輸送を利用することが可能である。ほとんどの会社が自社代理店のネットワークを通じた国際サービスを提供している。

7.1 コンテナ輸送

マレーシア政府は、公共運輸庁を通じて、国内のコンテナ輸送を規制している。コンテナ運搬業者が全62社あり、特殊仕様車を含む多種多様なトレーラーや原動機などを備え、さまざまな貨物のニーズに答えている。一部の業者は運搬中の車両との連絡を可能にするため、近代的な無線システムを備えている。

その他多数の中小運送業者が、通常貨物を国内の配達先にトラック運送している。また、鉄道2次

輸送サービスが特定目的地への輸送を担い、フレート・ライナー・サービスが遠距離の顧客へコンテナを配送するサービスを提供している。

このような複数の交通手段（陸路や鉄道）を組み合わせた運送システムが、迅速な貨物輸送を保証している。

7.2 貨物輸送

数百社の貨物輸送業者がマレーシア国内にあり、全国的な貨物輸送サービスを提供している。海外向けの貨物輸送は、種々の国際貨物輸送業者に委託することができる。

また、貨物輸送業者は関税局での通関手続きに必要とされる認可、ライセンス、関税免除措置の申請手続きを行うことで、製造企業を支援することができる。

8. 幹線道路

マレーシア道路公団は、マレーシアの都市間幹線道路の設計、建設、規制、運営、メンテナンスを監督し、実行している。これらの快適な高速道路網は、すべての主要都市と開発予定地域を結び、効率的な交通を可能にすることによって産業の成長を促進している。

また、国家による民営化プログラムの成功は力強い経済成長と相まって、過去数年間に多くの高速道路開発プロジェクトを生み出してきた。

現在では、南北縦貫高速道路、ペナン橋、クアラルンプール=カラ間高速道路、東海岸高速道路が、マレーシアの道路インフラのバックボーンとなり、国家の急速な社会経済発展に貢献している。

9. 鉄道サービス

半島マレーシアで操業するマラヤ鉄道(KTMB)は、マレーシア政府が完全所有する国有会社である。国内で最大の輸送機関として、マラヤ鉄道(KTMB)は穀物から機械まで、さまざまな種類の物品を輸送することができる。

そのネットワークは、マレーシア半島の北部ターミナルであるパダン・ブサルから、南部のジョホール州パシル・グダンにまで及んでいる。さらに北部路線は、ペナンの埠頭や港湾設備と接続されている。

旅客鉄道サービスを含むその他の鉄道サービスに関する詳細な情報については、以下を参照。

www.mot.gov.my/en/land/infrastructure/current-rail-services

10. デジタル・インフラ

MSCマレーシアは1996年、国内デジタル経済の発展を推進させるべく、マレーシア政府が設立した。この取り組みの発端は、マレーシアに世界クラスの企業を誘致して事業を行うように促す指定経済回廊(コリドー)を設置することだった。MSCマレーシアのステータスは、国内外のハイテク企業に対し、デジタル経済を促進するための広汎な優遇措置、権利、特権を供与する。過去25年にわたり、MSCマレーシアは多様な地域企業および多国籍企業の関心を引き寄せ続けてきた。

マレーシア5.0 がより多くの市民の繁栄を増大させることから、デジタル部門および新興技術に対する投資がマレーシア5.0 の実現のカギとなるとみられる。マレーシア5.0 は金融包摂、アクセス、パフォーマンス、成長に直接取り組むものであり、その手段は、金融技術、ブロックチェーン、人工知能などの、権限を分散化できるとともに、人種、信条、国などの区別を強調しない技術である。

2,807社(2021年3月時点)を上回る企業が取得したMSCマレーシア・ステータスは、同国の多数のIT関連の機関が強く求める地位である。MSCマレーシア・ステータス企業に認知されると、他では得られない優遇措置を受けられ、競争が激しいICT業界において必須となる優位性を手に入れることができる。

MSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバーセンター

MSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバー・センターは、MSCマレーシアの指定地域であり、ICT投資家にとって魅力的であるとともに、国内のICT企業の成長を促進するエコシステムを提供する事業環境を備えており、同一の産業分野に属する企業が並んで立地することで迅速な成長を促進している。

これらの企業は、マレーシアの発展したデジタル経済ビジョンという枠組の中で、事業の成長を果たしやすいエコシステムの内部に所を得ている。健全な競争を育成する環境は、技術革新と発展を促し、国家レベルでも地方レベルでも能力を引き上げる。

2021年3月時点で、71 のMSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバー・センターが存在する。その一覧は以下の通り。

KLANG VALLEY	
1.	サイバージャヤ
2.	UPM-MTDC
3.	KL タワー
4.	i-シティ
5.	ミッドバレー・シティ
6.	バンサーサウス・シティ
7.	シンフォニー・ハウス
8.	インターマーク
9.	ジャヤ 33
10.	メナラ・ワールドワイド
11.	パーソフト・タワー
12.	メナラ・メイバンク

13.	キャップスクエア・タワー
14.	ダマンサラ・アップタウン
15.	リンデ ROC
16.	メナラ LGB
17.	ルクソール・テック・センター
18.	オアシス・ダマンサラ
19.	UOA ビジネス・パーク
20.	プラザ・ハップ・セン
21.	APM テクノロジー・センター
22.	ウイスマE&C
23.	JKG タワー
24.	ダタラン・メイバンク
25.	メナラ AIMS
26.	エクスチェンジ106
27.	サンウェイ・ベロシティ
28.	IOI リゾート・シティ
29.	テクノロジーパーク・マレーシア (TPM)
30.	クアラルンプール・シティ・センター(KLCC)
31.	KLセントラル
32.	TMサイバーセンター・コンプレックス
33.	バンドルウタマ
34.	Gタワー
35.	キュイル 9
36.	ウイスマ・ハムザ・クオン・ヒン
37.	プチョン金融コーポレート・センター(PFCC)
38.	メナラ・ビンジャイ
39.	メナラ OBYU

40.	UOA ダマンサラ
41.	サンウェイ・リゾート・シティ
42.	ワン・シティ
43.	iハブセントウルパーク
44.	プトラジャヤ
45.	パラダイム
46.	メナラ・メシニアガ
47.	アイコン・シティ
48.	ネオ・ダマンサラ
49.	メナラ・ケンTTDI
50.	ダマンサラ・シティ
51.	ニュークリアス・タワー
52.	シンフォニー・スクエア
53.	K KYM タワー
54.	プラティナム・パーク
55.	メナラ・プルデンシャル

PENANG

- | | |
|----|----------------------------|
| 1. | ペナン・サイバーシティ1 (PCC1) |
| 2. | サイプレス (スパンションの後継施設) |
| 3. | ワン・プリシント |
| 4. | アルブカリー・ビルディング |
| 5. | リビントン・タワー (メナラ・チューリヒの後継施設) |
| 6. | GBS@マヤン |

JOHOR	
1.	メナラ MSC サイバーポート
2.	イスカンダル・マレーシア・ステューディオズ
3.	メディニ
MELAKA	
マラッカ国際貿易センター (MITC)	
KEDAH	
クリム・ハイテクパーク(KHTP)	
PERAK	
メル・ラヤ	
PAHANG	
プトラ・スクエア	
パハン・テクノロジー・パーク (PTP)	
SARAWAK	
タウン・スクエア・ビンツル	
SABAH	
ITCC-ペナンパン	

マレーシアはアセアンのデジタル化の中核

デジタル経済は、マレーシアの成長に大きく貢献するとみられている。マレーシア統計局の試算では2020年のGDPに対する貢献度は20%、世界銀行の今年の経済成長予想は6.7%である。上向きの成長軌道を維持するため、マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC) は多数の人々が繁栄を共有できることを保証することで、引き続きデジタル経済の行方を主導し、「アセアンのデジタル化」の中核になるというマレーシアの野心を実証しようとしている。

この目標の実現に向け、MDEC は3つの戦略的重点分野を設定。すなわち、マレーシア人のデジタル技能の向上、デジタル推進事業の加速化、デジタル投資の

誘致で、これにより、社会は第4次産業革命の技術を全面的に利用し、その利益を享受できるようになる。

デジタル投資局 (DIO)

DIO は、デジタル投資プロジェクトを調整、評価し、投資家にエンド・ツー・エンドの円滑化サービスを提供する。DIO はまた、将来に備えた政策を提唱し、人材の要請とデジタル・インフラ・ネットワークを主導し、現在のパンデミック禍と将来において企業が直面する事業運営の課題に取り組む。

DIO の中心を成すのは、「マレーシア、アセアンのデジタル化の中核 (MHODA) 」ポータルで、これはマレーシアへのデジタル投資を誘致し、円滑化するための単一のプラットフォームである。MHODAを通じて、DIO は新旧の経済クラスターの変革を円滑化できる。その手段は、デジタル・イネーブラー、高所得職の創出、国内労働力および企業のデジタル技能の向上である。投資家にとっては、唯一のエントリーポイントにて投資への関心を表明できるという利便性があり、MyDIGITALの目標に沿った質の高いデジタル投資機会が可能になる。

デジタル・インフラ、制度、優遇措置に関するさらなるアップデートと情報については、以下のMDECのウェブサイトを参照。

MSC マレーシアについて
mdec.my/what-we-offer/msc-malaysia/

サイバーシティ & サイバーセンター
mdec.my/what-we-offer/cybercities-cybercentres-digital-hubs/

デジタル投資局 ウェブサイト
mdec.my/dio/

マレーシア、アセアンのデジタル化の中核
www.heartofdigitalasean.my

第10章

その他の投資促進機関





1. バイオエコノミー公社
2. 東海岸経済地域開発委員会 (ECERDC)
3. ハラル開発公社 (HDC)
4. インベストKL
5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA)
6. マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC)
7. 北部回廊実行庁 (NCIA)
8. 地域回廊開発庁 (RECODA)
9. サバ経済開発投資庁 (SEDIA)

その他の投資 促進機関

マレーシアにおける主要な投資促進機関(IPA)はMIDAであるが、MIDAはまた、他のIPAと協力して、国の投資アジェンダを進めている。これらの機関は、国内のさまざまな地方を開発し、人材と特定の産業を育成するためのMIDAの努力を補完するものである。

1. バイオエコノミー公社

バイオエコノミー公社は、マレーシアにおけるバイオ・ベースの産業の開発を主導する。同公社は、国家バイオテクノロジー政策(NBP)の目標達成に責任を負い、R&Dおよび商業のどちらについても価値提案の確認をし、関連ベンチャーを金融面および開発サービスにより支援する。

バイオエコノミー公社の責務のひとつは、マレーシアのバイオ・ベース企業に支援、円滑化、アドバイザリー・サービスを提供し、その成長を育成、加速する中心的役割を果たすことがある。そのために、バイオ・ベース産業への国外直接投資を促進し、またそれを助長するような環境を整えようとする。

バイオエコノミー公社に関する詳細については、以下を参照。

www.bioeconomycorporation.my/

2. 東海岸経済地域開発委員会 (ECERDC)

ECERDCの目的は、東海岸経済地域(ECERDC)の社会経済的發展を促進することである。その目標は、バランスのとれた地域開発を行い、同地方の住民の生活水準を改善し、地方と都市の格差を解消することである。

ECERDCの役割は、戦略的で影響力が強いプロジェクトとプログラムを加速することである。これを実行するために、助言と協力を旨としてこれまでの政府の努力を補完し、すべてのステークホルダーの課題に対処し、地域の需要を満たす施策が確実に行われるようにする。

ECERDCに含まれるのは、半島マレーシアの東海岸地域に位置するクランタン、トレンガヌ、パハン、ジョホールの各州である。

ECERDCに関する詳細情報については、以下を参照。
www.ecerdc.com.my/

3. ハラル開発公社 (HDC)

HDCは、マレーシアの統合された総合的なハラルのエコシステムおよびインフラの開発を主導するもので、世界初の政府支援によるハラル産業開発公社である。HDCは、マレーシアのハラル・エコシステムの発展に際し、業界関係者の参加を促し、その成長を円滑化するための中心的調整組織である。

HDCは、ハラル・エコシステムの中で機会、投資、取引、雇用、情報共有、技術移転を創造することを通じて、マレーシアを世界のハラル産業のリーダーに変身させた。HDCに関する詳細情報については、以下を産業。
www.hdcglobal.com/

4. インベストKL

インベストKLの目標は、大クアラルンプール地域に、フォーチュン500やフォーブス2000といった多国籍企業、ユニコーン、高成長の「隠れたチャンピオン」型企業が地域ハブを設置し、域内で事業を運営するよう誘致することである。

インベストKLは、種々の政府機関と連携して、米国、欧州、アジア太平洋の多国籍企業をクアラルンプール首都圏に呼び込み、域内にイノベーション・ハブや人材ハブの設立、地域事業および高価値の事業サービスの運営により、アジアでのさらなる成長を実現することを目指す。

インベストKLの詳細情報については、以下を参照。
www.investkl.gov.my/

5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA)

IRDAは、イスカンダル・マレーシアを国際水準から見て健全で持続可能なメトロポリスへと開発するというビジョンの実現に向けて、官民のさまざまなステークホルダーを規制するとともにその活動を促すという課題を負っている。イスカンダル・マレーシアはマレーシア最南端のジョホール州に位置し、豊富な土地、自然資源と人的資源、健全で持続可能な住環境に恵まれている。

IRDAは、イスカンダル・マレーシアへの投資の計画、推進、円滑化に従事する。

IRDAに関する詳細な情報については、以下を参照
www.irda.com.my/

6. マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC)

MDECは、25年近くにわたり、マレーシアにおけるICTおよびデジタル経済の成長を主導してきた。MDECの野心は、マレーシアをアセアンのデジタル化の中核、すなわち第4次産業革命を主導する世界的な大企業を輩出するような、域内のデジタル・パワーハウスにすることであり、我が国のデジタル経済が全マレーシア国民に等しく繁栄をもたらすようにすることである。

MDECは、マレーシアのデジタル経済成長の加速化に注力するとともに、同経済がインクルーシブで、かつすべての人に利益をもたらすよう配慮し、キードライバーとなるマレーシア人のデジタル・スキルの涵養、デジタルを基盤とした事業の実現、デジタル・セクターへの投資の推進に注力している。

MDECに関する詳細情報については、以下を参照
mdec.my

7. 北部回廊実行庁 (NCIA)

NCIAは、北部回廊経済地域 (NCER)の開発を推進・加速するために、方向性を与え、政策および戦略を立案する国策機関。NCIA は附加価値の高い開発プロジェクトおよびプログラムを促進、実行し、また同地域への民間部門の参加を推進している。

NCIAに関する詳細な情報については、以下を参照 www.ncer.com.my/about-ncer/about-ncia/

8 地域回廊開発庁 (RECODA)

RECODA は、サラワク再生エネルギー回廊 (SCORE) プロジェクトを統括・管理する。RECODAの主要目標はふたつあり、新市場の創出、既存市場の活性化による SCOREの推進と、サラワクの野心的な投資および開発目標の実現に向けて注力することである。

SCORE は広さ70,000 平方キロ、人口 60万人におよび、800 万ヘクタールの森林と、農作に適した総計500 万ヘクタールの耕作地および泥炭地がある。SCORE の水力発電インフラが供給する豊富な再生可能エネルギーは、とくにエネルギー需要の大きい産業に対して、競争優位性をもたらす主要な要素となる。

RECODAに関する詳細な情報については、以下を参照。
www.recoda.gov.my/

9. サバ経済開発投資庁 (SEDIA)

SEDIAは サバ開発回廊 (SDC) のためのワンストップの推進機関。すなわち、SDCの開発の立案、調整、推進、加速化に従事する。また、社会開発と持続可能な開発を優先事項として堅持している。

SEDIAに関する詳細な情報については、以下を参照。
www.sedia.com.my/

先絡関連機





行政機関

関連団体

国際通商産業省(MITI)海外事務所

マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所

マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所

マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所

マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 国内事務所

行政機關

首相府 PRIME MINISTER'S OFFICE

Block B8, Prime Minister's Department Complex
62502 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8888 3904
Website : www.pmo.gov.my
E-mail : ppm@pmo.gov.my

農業・農業関連産業省 MINISTRY OF AGRICULTURE AND AGRO-BASED INDUSTRY

Block 4 G1, Wisma Tani
No. 28, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62624 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8870 1200/1400
Fax : (603) 8888 6906
Website : www.moa.gov.my
E-mail : pro@moa.gov.my

国防省 MINISTRY OF DEFENCE

Wisma Pertahanan
Jalan Padang Tembak
50634 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2059 8400
Fax : (603) 2691 4163
Website : www.mod.gov.my
E-mail : portal@mod.gov.my

国内取引・協同組合・消費者省

MINISTRY OF DOMESTIC TRADE, CO-OPERATIVES AND CONSUMERISM
No. 13, Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62623 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8882 5983
Website : www.kpdnkk.gov.my

教育省 MINISTRY OF EDUCATION

Block E8, Parcel E
Federal Government Administrative Centre
62604 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8000 8001
Website : www.moe.gov.my
E-mail : kpkkpm@moe.gov.my

エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省 MINISTRY OF ENERGY, SCIENCE, TECHNOLOGY, ENVIRONMENT & CLIMATE

Level 1 – 7, Block C4, C5, & C7, Complex C
Federal Government Administration
62662 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8889 3712
Website : www.mestec.gov.my
E-mail : enquiry@mestec.gov.my

連邦直轄領省 MINISTRY OF FEDERAL TERRITORIES

Block 1 & Block 2, Menara Seri Wilayah
Precinct 2, 62100 Putrajaya
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8889 7957
Website : www.kwp.gov.my
E-mail : webmaster@kwp.gov.my

財務省 MINISTRY OF FINANCE

Ministry of Finance Complex
No.5 Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62592 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 3000
Fax : (603) 8882 3893/3894
Website : www.treasury.gov.my
E-mail : pro@treasury.gov.my

外務省 MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

Wisma Putra Complex
No. 1, Jalan Wisma Putra, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62602 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8889 1717 / 8889 2816
Website : www.kln.gov.my
E-mail : pro.ukk@kln.gov.my

保健省 MINISTRY OF HEALTH

Block E1, E3, E6, E7 & E10, Complex E
Federal Government Administrative Centre
62590 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8888 6187
Website : www.moh.gov.my
E-mail : kkm@moh.gov.my

内務省 MINISTRY OF HOME AFFAIRS

Block D1, D2 & D9, Complex D
Federal Government Administrative Centre
62546 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8886 8000/3000
Fax : (603) 8889 1613/1610
Website : www.moha.gov.my
E-mail : webmaster@moha.gov.my

住宅・地方開発省 MINISTRY OF HOUSING AND LOCAL DEVELOPMENT

No. 51, Persiaran Perdana
Precinct 4, 62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8891 3182
Website : www.kpkt.gov.my
E-mail : pro@kpkt.gov.my

人的資源省 MINISTRY OF HUMAN RESOURCES

Level 6-9, Block D3, Complex D
Federal Government Administrative Centre
62530 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8886 5000/5200
Fax : (603) 8889 2381
Website : www.mohr.gov.my
E-mail : akpukk@mohr.gov.my

**コミュニケーション・マルチメディア省
MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND
MULTIMEDIA**

Lot 4G9, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62100 Putrajaya Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 2693 5114
Website : www.kkmm.gov.my
E-mail : webmaster@kkmm.gov.my

**環境・水省 MINISTRY OF ENERGY AND NATURAL
RESOURCES**

Wisma Sumber Asli
No. 25, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62574 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8889 2672
Website : www.nre.gov.my
E-mail : aduannre@nre.gov.my

**第一次産業省 MINISTRY OF PRIMARY
INDUSTRIES**

No. 15, Level 6-13
Persiaran Perdana
Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62654 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8880 3441
Website : www.mpic.gov.my
E-mail : webmaster@mpic.gov.my

農村開発省 MINISTRY OF RURAL DEVELOPMENT

No. 47, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8891 2000
Website : www.rurallink.gov.my
E-mail : webmaster@rurallink.gov.my

**観光・芸術・文化省 MINISTRY OF TOURISM, ARTS
AND CULTURE**

No. 2, Tower 1, Jalan P5/6, Precinct 5
62200 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8891 7100
Website : www.motac.gov.my
E-mail : info@motac.gov.my

運輸省 MINISTRY OF TRANSPORT

No. 26, Jalan Tun Hussein, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8888 0158
Website : www.mot.gov.my
E-mail : aduan@mot.gov.my

**女性・家族・コミュニティ開発省
MINISTRY OF WOMEN, FAMILY AND
COMMUNITY DEVELOPMENT**

No. 55, Persiaran Perdana, Precinct 4
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8323 2000
Website : www.kpwkm.gov.my
E-mail : info@kpwkm.gov.my

公共事業省 MINISTRY OF WORKS

Tingkat 1 – 14, Kompleks Kerja Raya
Jalan Sultan Salahuddin
50580 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 2711 1101
Website : www.kkr.gov.my
E-mail : pro@kkr.gov.my

**青年・スポーツ省 MINISTRY OF YOUTH AND
SPORTS**

Menara KBS
No.27, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62570 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8871 3333/88713000
Fax : (603) 8888 8770
Website : www.kbs.gov.my
E-mail : webmaster@kbs.gov.my

経済省 MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS

Blok B5 & B6
Prime Minister's Department Complex
Federal Government Administrative Centre
62570 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8888 3755
Website : www.mea.gov.my
E-mail : webmaster@mea.gov.my

**起業家開発省 MINISTRY OF ENTREPRENEURSHIP
DEVELOPMENT**

Blok E4/5, Kompleks Kerajaan Parcel E
Federal Government Administrative Centre
62668 Putrajaya, Malaysia
Fax : (603) 8889 3712
Website : www.med.gov.my
E-mail : webmaster@med.gov.my

**環境・水省 MINISTRY OF ENVIRONMENT AND
WATER**

Blok F11, Kompleks F
Lebuhraya Timur, Presint 1
Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan
62000 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8091 7000
E-mail : pro@kasa.gov.my

関連団体

人的資源開発基金 HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT FUND

Wisma HRDF
Jalan Beringin, Damansara Heights
50490 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : 1800-88-4800
Fax : (603) 2096 4999
Website : www.hrdf.com.my
E-mail : support@hrdf.com.my

入国管理局 IMMIGRATION DEPARTMENT

Level 1 – 7 (Podium),
No.15, Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62550 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8880 1200
Website : www.imi.gov.my
E-mail : opsroom@imi.gov.my

内国歳入庁 INLAND REVENUE BOARD

Menara Hasil
Persiaran Rimba Permai Cyber 8
63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia
Tel : (603) 7713 6666
Fax : (603) 8313 7801
Website : www.hasil.gov.my
E-mail : callcentre@hasil.gov.my

マレーシア知的財産公社 INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Unit 1-7, Ground Floor, Tower B Menara UOA Bangsar
No.5, Jalan Bangsar Utama 1
59000 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2299 8400
Fax : (603) 2299 8989
Website : www.myipo.gov.my
E-mail : ipmalaysia@myipo.gov.my

ラブアン金融サービス庁 (ラブアン FSA) LABUAN FINANCIAL SERVICES AUTHORITY (LABUAN FSA)

Level 17, Main Office Tower
Financial Park Complex, Jalan Merdeka
87000 Federal Territory Labuan, Malaysia
Tel : (6087) 591 200
Fax : (6087) 453 442
Website : www.labuanibfc.com
E-mail : communication@labuanfsa.gov.my

マレーシア・バイオエコノミー開発公社 MALAYSIA BIOECONOMY DEVELOPMENT CORPORATION SDN. BHD.

Level 16, Menara Atlan
161B, Jalan Ampang
50450 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2116 5588
Fax : (603) 2116 5411
Website : www.bioeconomy.com.my
E-mail : strategic.coms@bioeconomycorporation.my

マレーシア工業開発金融公社 (MIDF) MALAYSIAN INDUSTRIAL DEVELOPMENT FINANCE BHD (MIDF)

Level 21, Menara MiDF
82, Jalan Raja Chulan
50200 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2173 8888
Fax : (603) 2173 8877
Website : www.midf.com.my
E-mail : inquiry-feedback@midf.com.my

マレーシア持続可能エネルギー開発庁 SUSTAINABLE ENERGY DEVELOPMENT AUTHORITY MALAYSIA

Galeria PJH
Aras 9 Jalan P4W
Persiaran Perdana, Presint 4
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8870 5800
Fax : (603) 8870 5900
Website : www.seda.gov.my
E-mail : enquiry@seda.gov.my

エネルギー委員会 ENERGY COMMISSION

No.12, Jalan Tun Hussein, Precinct 2
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8870 8500
Fax : (603) 8888 8637
Website : www.st.gov.my

マレーシア技術開発公社 (MTDC) MALAYSIAN TECHNOLOGY DEVELOPMENT CORPORATION SDN BHD (MTDC)

Ground Floor, Menara Yayasan Tun Razak
Jalan Bukit Bintang
55100 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2172 6000
Fax : (603) 2163 7541
Website : www.mtdc.com.my
E-mail : comms@mtdc.com.my

マレーシア・ハイテク産官機構 (MiGHT) MALAYSIAN INDUSTRY-GOVERNMENT GROUP FOR HIGH TECHNOLOGY (MiGHT)

Prime Minister's Department
MiGHT Partnership Hub
Jalan Impact
63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia
Tel : (603) 8315 7888
Fax : (603) 8312 0300
Website : www.might.org.my
E-mail : info@might.org.my

マレーシア政府観光局 MALAYSIA TOURISM PROMOTION BOARD

9th Floor, No. 2, Tower 1
Jalan P5/6, Precinct 5
62200 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8891 8000
Fax : (603) 8891 8889
Website : www.tourism.gov.my
E-mail : enquiries@tourism.gov.my

マレーシア・デジタルエコーンミー公社 MULTIMEDIA DEVELOPMENT CORPORATION SDN BHD (MDeC)
2360, Persiaran APEC
63000 Cyberjaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
Tel : (603) 8315 3000
Fax : (603) 8315 3115
Website : www.mdec.com.my
E-mail : clic@MDeC.com.my

マレーシア生産性公社 (MPC) MALAYSIA PRODUCTIVITY CORPORATION (MPC)
Lorong Produktiviti, Off Jalan Sultan
46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia
Tel : (603) 7955 7266
Fax : (603) 7957 8068
Website : www.mpc.gov.my
E-mail : marketing@mpc.gov.my

クラン港湾庁 PORT KLANG AUTHORITY
Mail Bag Service 202, Jalan Pelabuhan Utara
42005 Port Klang, Selangor, Malaysia
Tel : (603) 3168 8211
Fax : (603) 3168 7626
Website : www.pka.gov.my
E-mail : onestopagency@pka.gov.my

関税局 ROYAL CUSTOMS MALAYSIA
Ministry of Finance Complex, Precinct 2
No.3 Persiaran Perdana
Federal Government Administrative Centre
62596 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8882 2100
Fax : (603) 8889 5901
Website : www.customs.gov.my
E-mail : cpa@customs.gov.my

証券委員会 SECURITIES COMMISSION
No. 3, Persiaran Bukit Kiara, Bukit Kiara
50490 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 6204 8777
Fax : (603) 6201 5078
Website : www.sc.com.my
E-mail : cau@seccom.com.my

マレーシア中小企業公社 SME CORPORATION MALAYSIA
Level 6, SME 1, Block B
Platinum Sentral, Jalan Stesen Sentral 2
Kuala Lumpur Sentral
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2775 6000
Fax : (603) 2775 6001
Website : www.smecorp.gov.my
E-mail : info@smecorp.gov.my

中小企業銀行 SME BANK
Menara SME Bank Jalan Sultan ismail
50250 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : 1-800-88-3133
Fax : (603) 26981748
Website : www.smebank.com.my
E-mail : customercare@smebank.com.my

社会保障機構 (SOCSO) SOCIAL SECURITY ORGANISATION (SOCSO)
Menara Perkeso, 281 Jalan Ampang
50538 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 4264 5000
Fax : (603) 4256 7798
Website : www.perkeso.gov.my
E-mail : perkeso@perkeso.gov.my

電信電話公社(テレコム・マレーシア) TELEKOM MALAYSIA BERHAD Level 51, North Wing
Menara TM Jalan Pantai Baru
50672 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2240 1221
Fax : (603) 2283 2415
Website : www.tm.com.my
E-mail : feedback@telekom.com.my

電力公社(テナガ・ナショナル) TENAGA NASIONAL BERHAD
129, Jalan Bangsar,
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2296 5566
Fax : (603) 2283 3686
Website : www.tnb.com.my
E-mail : ird@tnb.com.my

国際通商産業省 (MITI) MINISTRY OF INTERNATIONAL TRADE & INDUSTRY (MITI)

Block 10, Government Office Complex, Jalan Duta 50622 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel : (603) 6203 3022 Fax: (603) 6201 2337 / 6203 1303

Website: www.miti.gov.my E-mail: webmiti@miti.gov.my

国際通商産業省(MITI)海外事務所

ベルギー

Minister Counsellor (Economy) Mission of Malaysia to the EU Embassy of Malaysia in Belgium Avenue de Tervuren 414A 1150 Brussels Belgium
Tel : (322) 776 0376/762 5939
Fax : (322) 771 2380
E-mail : miti.brussels@skynet.be

中華人民共和国

Minister Counsellor (Economy) Embassy of Malaysia (Economic Section) No.2 Liang Ma Qiau Bei Jie Chaoyang District, 100600 Beijing People's Republic of China
Tel : (8610) 6532 2533/7990
Fax : (8610) 6532 3617
E-mail : ongcy@miti.gov.my

インド共和国

Minister Counsellor (Economy) High Commission of Malaysia in New Delhi 50-M, Satya Marg Chanakyapuri New Delhi 110021 Republic of India
Tel : (91- 11) 2611 1297
Fax : (91-11) 2688 2372
E-mail : safinaz@miti.gov.my

インドネシア

Counsellor (Economics) Embassy of Malaysia (Commercial Section) Jalan H.R. Rasuna Said, Kav X6 No.1-3, Kuningan Jakarta 12950 indonesia
Tel : (6221) 522 4947/522 4962
Fax : (6221) 522 4963
E-mail : zulhilmi@miti.gov.my

シンガポール

Counsellor (Economics) Malaysian Trade Commission 80 Robinson Road #01-02 Singapore 068896
Tel : (0265) 6222 1356
Fax : (0265) 6221 5121
E-mail : syedfaizal@miti.gov.my

スイス

Permanent Representative of Malaysia to the WTO International Centre Cointrin (ICC) 3rd Floor, Block C 20, Route de Pre-Bois Case Postale 1909 CH 1215, Geneva 15 Switzerland
Tel : (4122) 799 4042
Fax : (4122) 799 4041
E-mail : mariam@miti.gov.my

タイ

Counsellor (Economics) Embassy of Malaysia (Trade Office) 35, South Sathorn Road Tungmahamek, Sathorn Bangkok 10120 Thailand
Tel : (662) 679 2190-9 poste 2303/ 2304/ 2305
Fax : (662) 679 2200
E-mail : ezral@miti.gov.my

アメリカ合衆国

Minister Counsellor (Economy) Embassy of Malaysia 3516 International Court NW Washington DC 20008 United States of America
Tel : (1202) 572 9700/10/34
Fax : (1202) 572 9782/882
E-mail : hairil@miti.gov.my

マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所

アジア・太平洋

シンガポール

Consul (Investment)/Director
High Commission of Malaysia
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
No.7, Temasek Boulevard
26-01, Suntec Tower One
Singapore 038987
Tel : (65) 6835 9326/9580/7069
Fax : (65) 6835 7926
E-mail : singapore@mida.gov.my

オーストラリア

Consul (Investment)/Director
Consulate of Malaysia (Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Level 6, 16 Spring Street
Sydney NSW 2000, Australia
Tel : (6102) 9251 1933
Fax : (6102) 9251 4333
E-mail : sydney@mida.gov.my

中華人民共和国 上海

Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Unit 807-809, Level 8
Shanghai Kerry Centre
No.1515, Nanjing Road (West)
Shanghai 200040, People's Republic of China
Tel : (8621) 6289 4547
Fax : (8621) 6279 4009
E-mail : shanghai@mida.gov.my

広州

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Unit 1804B-05
CITIC Plaza Office Tower
233 Tianhe Be Road Guangzhou
510610, People's Republic of China
Tel : (8620) 8752 0739
Fax : (8620) 8752 0753
E-mail : guangzhou@mida.gov.my

北京

Counselor (Investment)/Director
Embassy of Malaysia (Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Unit C, 12th Floor, Tower A, Gateway Plaza
No. 18, Xiaguangli, East Third Ring North Road
Chaoyang District, 100600 Beijing, China
Tel : (8610) 8440 0071/0072
Fax : (8610) 8440 0076
E-mail : beijing@mida.gov.my

日本 東京

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
〒105-6032, 東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー32階
Tel : (813) 5777 8808
Fax : (813) 5777 8809
E-mail : tokyo@mida.gov.my

大阪

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
〒530-0001, 大阪市北区梅田3-4-5
毎日インテシオ18階
Tel : (816) 6451 6661
Fax : (816) 6451 6626
E-mail : osaka@mida.gov.my

大韓民国

Counselor (Investment)/Director
Embassy of Malaysia
(Malaysian Trade and Investment Centre)
Level 17, Standard Chartered Bank Korea Limited
Building
47, Jongro, Jongro-gu
Seoul 110-702 Republic of Korea
Tel : (822) 733 6130/6131
Fax : (822) 733 6132
E-mail : seoul@mida.gov.my

台湾

Director (Investment)
Malaysian Friendship & Trade Centre
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
12F, Suite A, Hung Kuo Building
167, Tun Hua North Road, Taipei
105 Taiwan
Tel : (8862) 2713 5020 / 2718 6094
Fax : (8862) 2514 7581
E-mail : taipei@mida.gov.my

インド Consul (Investment)/Director

Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
81 & 87, 8th Floor
3rd North Avenue Maker Maxity
Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai 400051
India
Tel : (9122) 2659 1155/1156
Fax : (9122) 2659 1154
E-mail : mumbai@mida.gov.my

アラブ首長国連邦

Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Unit 2205, 22nd Floor, Tower A,
Business Central Tower, Dubai Media City
(P.O. Box 502876) Dubai
United Arab Emirates
Tel : (9714) 4343 696/4343 697
Fax : (9714) 4343 698
E-mail : dubai@mida.gov.my

欧州

フランス

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
42, Avenue Kleber
75116 Paris, France
Tel : (331) 4727 6696/3689
Fax : (331) 4755 6375
E-mail : paris@mida.gov.my

ドイツ

フランクフルト
Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Level 9, HAT 64
Bleichstrasse 64-66
60313 Frankfurt Am Main
Germany
Tel : +49 (0) 698700 679-0
E-mail : frankfurt@mida.gov.my

ミュンヘン

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Level 6, Bürkleinhaus
Bürkleinstrasse 10
80538 Munich, Germany
Tel : (4989) 2030 0430
Fax : (4989) 2030 0431-5
E-mail : munich@mida.gov.my

イタリア

Consul (Investment)/Director
Consulate of Malaysia (Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
2nd Floor, via Albricci 9
20122 Milan (MI), Italy
Tel : (3902) 8909 3824
Fax : (3902) 8909 545 418
E-mail : milan@mida.gov.my

スウェーデン

Economic Counsellor
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
c/o Embassy of Malaysia
Karlavaegen 37
P.O. Box 26053
S-10041 Stockholm, Sweden
Tel : (468) 440 8400 / (468) 440 8416
Fax : (468) 791 8761
E-mail : stockholm@mida.gov.my

英国

Counsellor for Investment/Director
High Commission of Malaysia
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
c/o Embassy of Malaysia
17 Curzon Street
London W1J 5HR
United Kingdom
Tel : (4420) 7493 0616
Fax : (4420) 7493 8804
E-mail : london@mida.gov.my

トルコ

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
APA-GIZ Plaza
Büyükdere Caddesi
No: 191 Level: 12, No:24
34330 Levent-
İstanbul/TÜRKİYE
Tel : +90212 905 11 00
E-mail : istanbul@mida.gov.my

北米

サンノゼ

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
226, Airport Parkway, Suite 480
San Jose, CA 95110
アメリカ合衆国
Tel : (1408) 392 0617/8
Fax : (1408) 392 0619
E-mail : sanjose@mida.gov.my

シカゴ

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
John Hancock Centre, Suite 1515
875, North Michigan Avenue
Chicago, IL 60611
アメリカ合衆国
Tel : (1312) 787 4532
Fax : (1312) 787 4769
E-mail : chicago@mida.gov.my

ニューヨーク

Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
313 East, 43rd Street
New York, NY 10017
アメリカ合衆国
Tel : (1212) 687 2491
Fax : (1212) 490 8450
E-mail : newyork@mida.gov.my

マレーシア投資開発庁 (MIDA) MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY

MIDA Sentral, No 5, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel: (603) 2267 3633

Fax: (603) 2274 7970

Website: www.mida.gov.my

E-mail: investment@mida.gov.my

マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所

ケダ州・プルリス州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 4, East Wing

No. 88, Menara Bina Darulaman Berhad

Lebuhraya Darulaman

05100 Alor Setar

Kedah, Malaysia

Tel : (604) 731 3978

Fax : (604) 731 2439

E-mail : kedah@mida.gov.my

ペナン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Unit 14.01, Level 14, Menara Boustead Penang

39, Jalan Sultan Ahmad Shah

10050 Pulau Pinang, Malaysia

Tel : (604) 228 0575

Fax : (604) 228 0327

E-mail : penang@mida.gov.my

ペラ州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

4th Floor, Perak Techno Trade Centre (PTTC)

Bandar Meru Raya

Off Jalan Jelapang

P.O. Box 210

30720 Ipoh

Perak, Malaysia

Tel : (605) 5269 962/961

Fax : (605) 5279 960

E-mail : perak@mida.gov.my

マラッカ州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

3rd Floor, Menara MITC Kompleks MITC

Jalan Konvensyen

75450 Ayer Keroh

Melaka, Malaysia

Tel : (606) 232 2877

Fax : (606) 232 2875

E-mail : melaka@mida.gov.my

ネグリ・スンビラン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Suite 13.01 & 13.02

13th Floor Menara MAA

70200 Seremban

Negeri Sembilan, Malaysia

Tel : (606) 762 7921

Fax : (606) 762 7879

E-mail : nsembilan@mida.gov.my

ジョホール州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

No. 5, Level 13, Menara Tabung Haji

Jalan Ayer Molek

80000 Johor Bahru

Johor, Malaysia

Tel : (607) 224 2550/5500

Fax : (607) 224 2360

E-mail : johor@mida.gov.my

パハン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Suite 3, 11th Floor Kompleks Teruntum

P.O.Box 178,

25720 Kuantan

Pahang, Malaysia

Tel : (609) 513 7334

Fax : (609) 513 7333

E-mail : pahang@mida.gov.my

クランタン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Aras 5-C, Menara Pejabat Kelantan Trade Centre

Jalan Bayam

15000 Kota Bharu

Kelantan, Malaysia

Tel : (609) 748 3151

Fax : (609) 744 7294

E-mail : kelantan@mida.gov.my

セランゴール州

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
22nd Floor, Wisma MBSA Persiaran
Perbandaran
40000 Shah Alam
Selangor, Malaysia
Tel : (603) 5518 4260
Fax : (603) 5513 5392
E-mail : selangor@mida.gov.my

トレンガヌ州

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
5th Floor, Menara Yayasan islam Terengganu
Jalan Sultan Omar
20300 Kuala Terengganu
Terengganu, Malaysia
Tel : (609) 622 7200
Fax : (609) 623 2260
E-mail : terengganu@mida.gov.my

サバ州

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Lot D9.4 & D9.5, 9TH Floor
Block D, Bangunan KWSP Karamuning
88100 Kota Kinabalu
Sabah, Malaysia
Tel : (6088) 211 411
Fax : (6088) 211 412
E-mail : sabah@mida.gov.my

サラワク州

Director
マレーシア投資開発庁 (MIDA)
Malaysian Investment Development Authority
Room 404, 4th Floor, Bangunan Bank Negara
No.147, Jalan Satok, P.O.Box 716
93714 Kuching
Sarawak, Malaysia
Tel : (6082) 254 251 / 237 484
Fax : (6082) 252 375
E-mail : sarawak@mida.gov.my

マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) MALAYSIA EXTERNAL TRADE DEVELOPMENT CORPORATION (MATRADE)

Menara MATRADE, Jalan Sultan Haji Ahmad Shah, Off Jalan Tuanku Abdul Halim, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 6207 7077 Fax: (603) 6203 7037 Gratuit : 1800-88-7280
Website: www.matrade.gov.my E-mail: info@matrade.gov.my

マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所 オーストラリア

Trade Commissioner
Trade Section (MATRADE)
Level 7, 432 St. Kilda Road
Melbourne 3004, Victoria, Australia
Tel : (613) 9832 8600
Fax : (613) 9832 8610
E-mail : melbourne@matrade.gov.my

アジア 東アジア

中華人民共和国

北京
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia (Trade Section)
Unit E, 11th Floor, Tower B, Gateway
Plaza No. 18, Xiaguangli
North Road Dongsanhuan
Chaoyang District
Beijing 100027
People's Republic of China
Tel : (8610) 8451 5109/ 5110/ 5113
Fax : (8610) 8451 51123
E-mail : beijing@matrade.gov.my

成都

Trade Commissioner
マレーシア貿易開発公社
Malaysia External Trade Development
Corporation
(Chengdu Representative Office)
Level 14, Unit 1402 – 1404
The Office Tower, Shangri-La Centre
9 Binjiang Road (East)
Chengdu 610021, Sichuan Province
People's Republic of China
Tel : (8628) 6687 7517
Fax : (8628) 6687 7524
E-mail : chengdu@matrade.gov.my

広州

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia (Trade Section)
Unit 2009 – 2010, 20th Floor, Central Tower
No. 5 Xiancun Road, Tianhe District, Guangzhou
510623 Guangdong Province
People's Republic of China
Tel : (8620) 3877 3865
Fax : (8620) 3877 3985
E-mail : guangzhao@matrade.gov.my

香港

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Trade Section)
1901, 19th Floor, Malaysia Building
50 Gloucester Road, Wanchai
Hong Kong Special Administrative Region
People's Republic of China
Tel : (852) 2527 8109
Fax : (852) 2804 2866
E-mail : hongkong@matrade.gov.my

上海

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Trade Section)
Unit 807-809, Level 8
Shanghai Kerry Centre
No. 1515 Nan Jing Road (West)
Shanghai, 200040
People's Republic of China
Tel : (8621) 6289 4420/4467
Fax : (8621) 6289 4381
E-mail : shanghai@matrade.gov.my

台湾

Trade Commissioner
Malaysian Friendship & Trade Centre
(Trade Section)
10F-D, Hung Kuo Building
No. 167 Dun Hua North Road
Taipei 105, Taiwan
Tel : (8862) 2545 2260
Fax : (8862) 2718 1877
E-mail : taipei@matrade.gov.my

日本

東京 Director
マレーシア貿易開発公社
Malaysia External Trade Development
Corporation
〒104-0061
東京都中央区銀座 8-14-14
銀座昭和通りビル 6 階
Tel : (813) 3544 0712/0713
Fax : (813) 3544 0714
E-mail : tokyo@matrade.gov.my

南アジア

インド

チェンナイ
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia (Trade Section)
Capital 2A, 2nd Floor, 554 & 555, Anna Salai
Teynampet, Chennai 600018
India
Tel : (9144) 2431 3722/3724
Fax : (9144) 2431 3725
E-mail : chennai@matrade.gov.my

大阪

Marketing Officer
マレーシア貿易開発公社
Malaysia External Trade Development
Corporation
〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5
毎日インテシオ18階
Tel : (816) 6451 6520
Fax : (816) 6451 6521
E-mail : osaka@matrade.gov.my

大韓民国

Trade Commissioner Embassy of Malaysia
(Malaysian Trade and Investment Centre)
17th Floor, Standard Chartered Bank Korea Limited
Building
47, Chongro, Chongro-gu
Seoul, 03160 Republic of Korea
Tel : (822) 739 6813/6814
Fax : (822) 739 6815
E-mail : seoul@matrade.gov.my

ムンバイ

Consul
Consulate General of Malaysia
Trade Section (MATRADE)
Suite 301, 3rd Floor, Naman Centre
Block G, Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai 400051, India
Tel : (9122) 2659 7272/7273
Fax : (9122) 2659 7274
E-mail : mumbai@matrade.gov.my

東南アジア

カンボジア

Marketing Officer
Embassy of Malaysia (Trade Office)
No. 220-222, Preah Norodom Boulevard
Sangkat Tonle Bassac
Khan Chamkarmorn, Phnom Penh,
Cambodia
Tel : (855) 2372 1224
Fax : (855) 2372 1225
E-mail : phnompenh@matrade.gov.my

インドネシア

Trade Commissioner Embassy of Malaysia
マレーシア貿易開発公社
12th Floor, Plaza Mutiara
Jl. Lingkar Kuningan
Kav. E.1.2. No1 & 2, Kawasan Mega Kuningan
Jakarta 12950, Indonesia
Tel : (6221) 576 4297/4322
Fax : (6221) 576 4321
E-mail : jakarta@matrade.gov.my

フィリピン

Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
Level 4, Canseri Building
107, Tordesillas Street
Salcedo Village, Makati City
Philippines
Tel : (632) 8662 8270
Fax : (632) 8662 8271
E-mail : manila@matrade.gov.my

タイ

Embassy of Malaysia
Commercial and Investment Office
4th Floor, Unit 401
Sathorn Square Office Tower
98, North Santhorn Road
Khwaeng Silom
Khet Bang Rak
Krung Thep Maha Nakhon
10500 Bangkok
Tel : (662) 2108 1792/1793/1794
Fax : (662) 2108 1795
E-mail : bangkok@matrade.gov.my

ベトナム

ホーチミン市
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Trade Section)
1206-1207, 12th Floor, Me Linh Point Tower
2, Ngo Duc Ke Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel : (8428) 3822 1468
Fax : (8428) 3823 1882
E-mail : hcmc@matrade.gov.my

ハノイ

Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
45-46 Dien Bien Phu Street
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam
Tel : (8424) 3734 7521
Fax : (8424) 3734 7520
E-mail : hanoi@matrade.gov.my

ミャンマー

Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
No. 82, Pyidaungsu Yeiktha Road
Dagon Township, 11191 Yangon
Myanmar
Tel : (951) 230 1951/1952
Fax : (951) 230 1954
E-mail : yangon@matrade.gov.my

西アジア

サウジアラビア

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Commercial Section)
No. 5 & 7, 14th Floor
Saudi Business Centre
Madina Road, P.O.Box 20802
Jeddah 21465
Saudi Arabia
Tel : (96612) 653 2143/2198
Fax : (96612) 653 0274
E-mail : jeddah@matrade.gov.my

カタール

Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Office No. 939, 9th Floor
Al Fardan Office Tower
PO Box 31316, West Bay
Doha, Qatar
Tel : (9744) 4410 1604
Fax : (9744) 4410 1605
E-mail : doha@matrade.gov.my

アラブ首長国連邦

Malaysia Trade Centre
c/o Consulate General of Malaysia
Lot 1-3 Ground Floor &
6-10 Mezzanine Floors
Al-Safeena Building Near Lamcy Plaza
Zaabeel Road P.O.Box 4598, Dubai
United Arab Emirates
Tel : (9714) 335 5528
Fax : (9714) 335 2220
E-mail : dubai@matrade.gov.my

欧州

フランス

Trade Commissioner
Service Commercial De Malaisie
De L' Ambassade De Malaisie
90, Avenue Des Champs Elysees
75008 Paris
France
Tel : (331) 4076 0000/0034
Fax : (331) 4076 0001
E-mail : paris@matrade.gov.my

ドイツ

Trade Commissioner
Consulate of Malaysia (Trade Section)
Level 9, HAT 64
Bleichstrasse, 64 – 66, 60313
Frankfurt am Main
Germany
Tel : 49 (0) 69 247 5015 - 10
Fax : 49 (0) 69 247 5015 - 20
E-mail : frankfurt@matrade.gov.my

ハンガリー

Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Hazman utca 8
1026 Budapest, Hungary
Tel : (361) 461 0290
Fax : (361) 461 0291
E-mail : budapest@matrade.gov.my

イタリア

Trade Commissioner
Consulate of Malaysia
Via Albricci 9
20122 Milan
Italy
Tel : (3902) 669 81839
Fax : (3902) 670 2872
E-mail : milan@matrade.gov.my

オランダ

Trade Commissioner
Embassy of Malaysia (Commercial Section)
Rustenburgweg 2
2517 KE The Hague
The Netherlands
Tel : (3110) 4627 759
Fax : (3110) 4627 349
E-mail : rotterdam@matrade.gov.my

ロシア

Trade Commissioner
The Embassy of Malaysia (Trade Section)
2nd Floor, R01-209
Dobrynya Business Centre
#8, 4th Dobryninskiy per.
119409 Moscow, Russian Federation
Tel : (7495) 933 5626/5636
Fax : (7495) 933 5646
E-mail : moscow@matrade.gov.my

トルコ

Trade Commissioner
Matrade Istanbul
No.76, 20th Floor, Buyukdere Caddesi
Maya Akar Center Plaza,
34394 Esentepe Istanbul
Turkey
Tel : (90212) 217 8003
Fax : (90212) 217 8005
E-mail : istanbul@matrade.gov.my

ポーランド

Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office
Premises 3, 9th Floor
Zlote Tarasy Tower
59, Zlota Street
00-120, Warsaw
Republic of Poland
Tel : (4822) 222 1765/1766
Fax : (4822) 222 1764
E-mail : warsaw@matrade.gov.my

英国

Trade Commissioner
Malaysian Trade Commission
3rd & 4th Floor, 17 Curzon Street London W1J 5HR
United Kingdom
Tel : (4420) 7499 5255/4644
Fax : (4420) 7499 4597
E-mail : london@matrade.gov.my

北米

ロサンゼルス

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
Commercial Section
777 South South Figueroa Street, Suite 600
Los Angeles, CA 90071
アメリカ合衆国
Tel : (1213) 892 9034
Fax : (1213) 955 9142
E-mail : losangeles@matrade.gov.my

ニューヨーク

Trade Commissioner/Consul Commercial
Consulate General of Malaysia
Commercial Section
3rd Floor, 313 East, 43rd Street
New York, NY 10017
アメリカ合衆国
Tel : (1212) 682 0232
Fax : (1212) 983 1987
E-mail : newyork@matrade.gov.my

マイアミ アメリカ合衆国

Director
Malaysia Trade Centre
703 Waterford Way, Suite 150
Miami, Florida 33126
アメリカ合衆国
Tel : (1305) 267 8779
Fax : (1305) 267 8784
E-mail : miami@matrade.gov.my

南米 - ラテン・アメリカ

アルゼンチン

Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
Villanueva 1040
C1426BMD Buenos Aires
Republic of Argentina
Tel : (54) 11 4776 0504/2533
Fax : (54) 11 4776 0604
E-mail : buenosaires@matrade.gov.my

チリ

Trade Commissioner
Oficina Comercial de Malasia
Embajada De Malasia
Avda Tajamar 183
Oficina 302, Las Condes
Santiago, Chile
Tel : (5622) 234 2647
Fax : (5622) 234 2652
E-mail : santiago@matrade.gov.my

ブラジル

Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office
771, Alameda Santos, Suite 72
7th Floor, 01419-001, Sao Paulo
Brazil
Tel : (5511) 3285 2966
Fax : (5511) 3289 1595
E-mail : saopaulo@matrade.gov.my

メキシコ

Trade Commissioner
MATRADE Mexico City
Embassy of Malaysia (Trade Office)
Paseo de Las Palmas # 425
Torre Optima 3, Office 1102
Col. Lomas de Chapultepec
Del. Miguel Hidalgo, C.P. 11000
Mexico City, Mexico
Tel : (5255) 5201 4540
Fax : (5255) 5202 7338
E-mail : mexicocity@matrade.gov.my

アフリカ

エジプト

Embassy of Malaysia
Commercial Section (MATRADE)
21, E1-Aanab Street
Lavel 2, Mohandessine, Giza
Arab Republic of Egypt
Tel : (202) 376 10013
Fax : (2012) 376 10216
E-mail : cairo@matrade.gov.my

ケニヤ

Marketing Officer
High Commission of Malaysia
Trade Section (MATRADE)
Block 91/404, Gigiri Groove
P.O Box 42286
00100, Nairobi
Kenya.
Tel : (25420) 712 0915
Fax : (25420) 712 0916
E-mail : nairobi@matrade.gov.my

南アフリカ

Trade Commissioner
High Commission of Malaysia
Economic Office (MATRADE)
8th Floor, Sandton City Office Tower
Cnr Rivonia Road and 5th Street
Sandhurst Ext 3
Sandton, Johannesburg
Republic of South Africa
Tel : (2711) 268 2380/2381
Fax : (2711) 268 2382
E-mail : johannesburg@matrade.gov.my

マレーシア貿易開発公社(MATRADE)国内事務所

南部地域事務所

Director
Matrade Southern Regional Office
Suite 6B, Level 6
Menara Ansar, 65 Jalan Trus
80000 Johor Bahru, Johor, Malaysia
Tel : (607) 222 9400
Fax : (607) 222 9500
E-mail : johor@matrade.gov.my

北部地域事務所

Director
Matrade Northern Regional Office
Bangunan KWSP, Ground Floor
No. 3009, Off Lebu Tenggiri 2
13700 Bandar Seberang Jaya
Pulau Pinang
Tel : (604) 398 2020
Fax : (604) 398 2288
E-mail : penang@matrade.gov.my

東部地域事務所

Director
Matrade Eastern Regional Office
Level 5, Menara Yayasan islam Terengganu
Jalan Sultan Omar
20300 Kuala Terengganu
Terengganu, Malaysia
Tel : (609) 624 4778/6778
Fax : (609) 624 0778
E-mail : terengganu@matrade.gov.my

サラワク

Matrade Sarawak Office
Level 10, Menara Grand
Lot 42, Section 46, Ban Hock Road
93100 Kuching
Sarawak, Malaysia
Tel : (6082) 246 780
Fax : (6082) 256 780
E-mail : sarawak@matrade.gov.my

サバ州

Director
Matrade Sabah Office
Lot C5.2A, Tingkat 5, Block C
Bangunan KWSP, Jalan Karamunsing
88100 Kota Kinabalu
Sabah, Malaysia
Tel: (6088) 240 881/ 242 881
Fax: (6088) 243 881
E-mail : sabah@matrade.gov.my

附属資料Ⅰ

パイオニア・ステータスと投資
税額控除の対象となる奨励事
業および奨励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 農業生産

1. 花卉栽培

II. 農産物の加工

1. チョコレート、チョコレート菓子
2. 野菜、芋類、根菜、果物
3. 畜産品
4. 農業廃棄物、農業副産物
5. 水産物
6. 水産養殖用飼料
7. 製薬用、香料用、化粧品用、食品用の植物抽出物や精油
8. 補助食品
9. 添加物、香料、着色料、機能性原料

III. III ゴム製品の製造

1. 地ならし機、農業用車両、工業用車両、商業用車両、オートバイ、航空機向けのタイヤ
2. ラテックス製品
 - a) 安全用手袋、特別機能手袋
3. 乾燥ゴム製品
 - a) ベルト材料
 - b) ホース、パイプ、チューブ
 - c) ゴム・プロファイル
 - d) シール、ガスケット、ワッシャー、パッキン、リング、ゴム裏張り材
 - e) 防振、防湿、防音製品

IV. IV パーム油製品とその派生物の製造

1. オレオケミカル、オレオケミカル派生物や製剤
2. パーム油栄養補助食品、パーム油またはパーム核油の成分要素
3. パーム油食品および成分
 - a. 特殊動物油代替品
 - b. パーム主成分のマヨネーズとサラダ・ドレッシング
 - c. ミルクまたはココナッツ・パウダーの代用品
 - d. レッド・パーム油とその関連製品
 - e. パーム食品成分
 - f. 改良パーム油とパーム核油製品
 - g. マーガリン、バナスパチ、ショートニング、その他加工油脂製品
 - h. ココア・バター代替品、ココア・バター代用品、ココア・バター同等品、パーム油中間製品、特殊オレイン
4. 下記を原料とする加工製品
 - a. パーム核油糟
 - b. パーム油工場廃液
 - c. パーム・バイオマス

V. 化学品と石油化学品の製造

1. 有機または無機素材からの、化学派生物または調合品
2. 石油化学製品

VI. 医薬品・医薬関連製品の製造

1. 医薬品または生物医薬品
2. 栄養補助食品
3. 微生物やプロバイオティクス

VII. 木材製品の製造

1. 木製家具の設計、開発、生産
2. 合板を除く加工木材製品

VIII. パルプ、紙、板紙の製造

1. 段ボール中紙、テストライナー、クラフトライナー、またはクラフト紙および板紙

IX. ケナフ製品の製造

1. 飼料、ケナフ片、ケナフ繊維、再生パネルボード、再生製品（パーティクルボード、中質繊維版など）、成形製品などのケナフ製品

X. 繊維および繊維製品の製造

1. 天然または合成繊維
2. 天然または合成繊維の紡績糸
3. 織物布地
4. 編物布地
5. 不織布
6. 漂白、染色、印刷などの生地仕上げ
7. 特殊衣服
8. 技術的または機能的繊維や繊維製品

XI. 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造

1. 高アルミナおよび塩基性耐火レンガ
2. 実験用品、化学用品、産業用品
3. 人工ダイヤモンド
4. レンガ、タイル、厚板、ペレット、舗装レンガ、角材などの、結晶ガラス品や成型ガラス品
5. 吸水性の粘土材料
6. 大理石、花崗岩製品
7. セメント、石膏、その他鉱物性結合剤で固められた、天然繊維や合成繊維のパネル、ボード、タイル、ブロック、その他類似製品

XII. 鉄鋼の製造

1. スチールの鋼片やスラブ
2. 高さ200ミリ以上の形鋼
3. スチール製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ
 - a) 熱間圧延
 - b) 冷間圧延または冷間薄板
4. シームレス・スチール・パイプ
5. フェロマンガ、シリコン・マンガ、フェロシリコン
6. コイル状の電解亜鉛メッキ・スチール・シート

XIII. 非鉄金属・非鉄金属製品の製造

1. 金属錫以外の非鉄金属の一次インゴット、ビレット、スラブ
2. EC銅棒を除く非鉄金属製の棒、ロッド、形鋼
3. 非鉄金属製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ
4. 非鉄金属製のパイプ、チューブ
5. アルミニウム複合パネル

XIV. 機械および機械コンポーネントの製造

1. 特定の産業向けの特種機械または機器
2. 発電機械または機器
3. 一般産業向け機械または機器
4. 機械または機器向けのモジュールや産業用部品またはコンポーネント
 5. 金属加工向け機械または機器
6. 重機を含む機械や機器の、改良またはリコンディショニング

XV. サポート製品とサービス

1. 金属鋳造
2. 金属鍛造
3. 表面加工
4. 機械加工、治具、固定具
5. モールド金型、治工具、プレス金型
6. 熱処理

XVI. 電気電子製品、コンポーネント、部品の製造と関連サービス

1. 半導体
 - a) ウェーハ・ファブリケーション
 - b) 半導体の組み立て
 - c) 半導体のコンポーネントおよび部品:
 - i) 最新の回路基板
 - ii) はんだ材料
 - iii) 接着パッド
 - d) 半導体用具
 - i) ウェーハ・キャリアー
 - ii) 集積回路(IC)キャリアー
 - iii) フォトマスクとマスクブランク
 - e) 半導体関連サービス
 - i) ダイまたはウェーハ・レベル処理
 - ii) 集積回路(IC)検査
 - iii) ウェーハの精密分析または仕訳
 - iv) ウェーハのバンピング
2. 先端のディスプレイ製品と部品
 - a) 最新のディスプレイ製品
 - b) 最新のディスプレイ・モジュール
 - c) バックライト・システム
3. 情報通信技術 (ICT) 製品、システム、またはデバイス
 - a) デジタル・コンバージェンス製品またはデバイス
 - b) データ保存システムまたはデバイス
4. デジタル・エンターテインメントまたはインフォテインメント製品
 - a) デジタルTV
 - b) デジタル・ホームシアター・システムまたは関連製品
 - c) デジタル・オーディオまたはビデオ、映像録画機またはプレーヤー
5. オプトエレクトロニクス機器、システム、デバイス、またはコンポーネント
 - a) フォトニクス・デバイスまたはコンポーネント
 - b) オプトエレクトロニクス機器またはシステム、デバイス、コンポーネント
 - c) 光ファイバー、光ファイバー製品
6. 電子トラッキングもしくはセキュリティ・システムまたはデバイス
 - a) 音声／パターン／ビジョン認識装置または合成装置、システム、またはデバイス
 - b) 電子ナビゲーションおよびトラッキング機器、システム、またはデバイス
 - c) 無線自動識別 (RFID) システムまたはデバイス
7. 電子コンポーネント
 - a) 多層の、またはフレキシブルなプリント配線基板

附属資料 II

パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となるハ
イテク企業向け奨励事業と奨
励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 先端なエレクトロニクスおよびコンピュータ関係の、設計、開発、製造

1. 下記の設計、開発、製造:
 - a) 高密度のモジュールまたはシステム
 - b) 最新のディスプレイ
 - c) 最新の半導体デバイス
 - d) 先端のコネクタ
 - e) データ記憶デバイスまたはシステム
 - f) 最新の回路基板
 - g) 情報通信製品、システム、デバイス
 - h) デジタル・エンターテインメントまたはインフォテインメント製品
 - i) オプトエレクトロニクス機器、システム、デバイス
 - j) 電子セキュリティおよび監視システムまたはデバイス
 - k) 電子機械、機器、システム、デバイス
 - l) 最新のエレクトロニクス・コンポーネント

II. 専門家用、医療用、科学用、計測用の装置または部品

1. 下記の設計、開発、製造:
 - a) 医療用機器、部品、コンポーネント
 - b) 医療用インプラント、医療デバイス、部品、コンポーネント
 - c) 検査用、計測用または実験用の機器もしくは装置

III. バイオテクノロジー

1. 下記の開発、検査、製造:
 - a) 医薬品
 - b) 精密化学品
 - c) 生物学的診断

IV. 新素材

1. 下記の開発と製造:
 - a) ポリマーまたはバイオポリマー
 - b) ファイン・セラミックスまたはアドバンスド・セラミックス
 - c) 高張力複合材
2. ナノ粒子とその生成法

V. 代替エネルギー技術

1. 代替エネルギー分野で使用される製品、機器、システム、デバイス、コンポーネントの設計、開発、製造

VI. 鉄鋼

1. 2.0ミリ以下の微細な線バネ

附属資料 III

パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となる小
規模企業向け奨励事業と奨励
製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I 農業活動

1. 水産養殖
2. 養蜂

II 農産品の加工

1. コーヒー
2. 茶
3. 果物
4. 野菜
5. ハーブまたはスパイス
6. ココア、ココア製品
7. コプラと未精製ココナツ油を除くココナツ製品
8. スターチ、スターチ製品
9. シリアル製品
10. 砂糖、菓子類
11. 植物抽出物
12. 養蜂製品
13. 家畜飼料用原料

III 林業製品

1. 籐製品(竿、皮、裂片を除く)
2. 竹製品
3. その他の林業製品

IV ゴム製品の製造

1. 成型ゴム製品
2. 押出成型ゴム製品
3. 一般ゴム製品

V パーム油製品およびその派生物の製造

1. パーム油の加工品
2. パーム・バイオマス／パーム廃棄物／副産物から加工した製品

VI 化学品・医薬品の製造

1. 顔料製剤、顔料分散、特殊コーティング
2. 乾燥剤
3. バイオ樹脂(バイオポリマー)
4. インクジェット・インク

VII 木材・木材製品の製造

1. 装飾合板(普通のベニヤ板を除く)
2. 木製モールディング
3. 建設用木工品、建具類
4. 木材廃棄物利用製品(活性炭、練炭、木毛など)
5. 木製家庭用品、木製事務用品

VIII 紙・紙板の製造

1. 成形紙製品

IX 繊維および繊維製品の製造

1. バティック、ソケット、プア
2. 繊維産業用アクセサリ

X 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造

1. セラミック製またはガラス製の美術品、装飾品、物品
2. グラインディング、ポリッシング、シャープニングのための研磨材

XI 鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品の製造

1. ワイヤ、ワイヤー製品
2. 加工製品

XII サポートング製品およびサービス

1. 金属プレス加工
2. 工業用シール、シール原料

XIII 輸送機器、コンポーネント、部品、アクセサリの製造

1. 輸送用コンポーネント、部品、アクセサリ

XIV 機械および装置の部品およびコンポーネントの製造

1. 機械および装置の部品およびコンポーネント

XV 電気・電子製品、コンポーネント部品の製造

1. 家庭用電化製品、部品、コンポーネント
2. 家庭用電子製品、部品、コンポーネント
3. 工業用電気製品、部品、コンポーネント
4. 工業用電子製品、部品、コンポーネント

XVI 家具、家具部品およびコンポーネントの製造

1. 家具、家具部品、コンポーネント

XVII ゲーム、附属品の製造

1. ゲーム、附属品

XVIII 土産物の製造

1. 土産物、贈答品、装飾品

XIV プラスチック製品の製造

1. 装飾パネルと装飾品
2. エポキシ・カプセル成形材料

附属資料 IV

パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となる特
定産業向け奨励事業と奨励製
品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 機械および機器

1. 工作機械
2. マテリアル・ハンドリング機器
3. ロボットおよびファクトリーオートメーション機器
4. 工作機械、マテリアル・ハンドリング機器、ロボットおよびファクトリーオートメーション機器用モジュールおよびコンポーネント

II. 特殊機械および機器

1. 特定産業向けの特種加工機械または機器
2. パッケージング機械
3. 特定産業やパッケージング機械向けの、特種加工機械または機器のモジュールやコンポーネント

III. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

IV. 再生可能エネルギー

1. 再生可能エネルギー発電

V. エネルギー保存

1. エネルギー保存

附属資料 V

再投資向け奨励事業と奨励製
品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 資源産業

1. a) ゴム
- b) パーム油
- c) 木材

II. 食品加工

1. 食品加工事業

III. 研究開発

1. 研究開発

IV. ホテル業・観光業

1. ホテル事業と観光事業

V. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

VI. コールドチェーン設備とサービス

1. 生鮮農業製品(果物、野菜、花卉、シダ植物、食肉、海鮮製品)のコールドチェーン設備とサービスの提供

Published by



MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY

MIDA Sentral

No.5, Jalan Stesen Sentral 5

Kuala Lumpur Sentral

50470 Kuala Lumpur

Malaysia

Tel : (603) 2267 3633

Fax : (603) 2274 7970

Website : www.mida.gov.my

E-mail : investment@mida.gov.my

2021 EDITION